鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事
工事地名	東京都日野市川辺堀之内地先～東京都八王子市北野町地先

副所長(技)	課　長	係　長	担　当

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 5月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 5月
２）	事務所名	相武国道事務所　工務課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026041015	１４）	単価適用年月	2026年 5月
４）	契約区分		１５）	歩掛適用年月	2026年 5月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	舗装工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	274日間　自　令和 8年 7月 1日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 3月31日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年　月　日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	東京都	２２）	処 分 費 等	1,568,975
１０）	地　　区	立川地区	２３）	公 告 日	令和 8年 4月26日
１１）	河川・路線	日野バイパス	２４）	入 札 締 切 日	年　月　日

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良		式	1		102,945,133			
軽量盛土工		式	1		25,702,080			
軽量盛土工		式	1		8,364,880			
軽量盛土		m3	95	33,700	3,201,500			単-1号
ｺﾝｸﾘｰﾄ床版	24-12-25(20)(高炉) 15cm	m2	95	10,160	965,200			単-2号
壁面材	t=25mm	m2	70	43,990	3,079,300			単-3号
地覆	H200xB300	m	72	15,540	1,118,880			単-4号
目隠し板工		式	1		17,337,200			
目隠し板	t=60 1000x1872 支柱□100x100xt3.2 手すり2段付きｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ固定ﾀｲﾌﾟ	m	89	194,800	17,337,200			単-5号
舗装工		式	1		26,648,124			
掘削工		式	1		121,055			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 5,000m3未満	m3	310	390.5	121,055			単-6号
透水性舗装工 (歩道舗装1)		式	1		4,410,666			
ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100ｍｍ	m2	1,030	1,177	1,212,310			単-7号
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	1,030	933.2	961,196			単-8号
表層	開粒度ｱｽｺﾝ(13) 2.4m以上 舗装厚 40ｍｍ	m2	1,030	2,172	2,237,160			単-9号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (歩道舗装2)		式	1		372,324			
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250ｍｍ	m2	92	2,065	189,980			単-10号
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2	92	1,982	182,344			単-11号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (歩道舗装3)		式	1		291,850			
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250ｍｍ	m2	50	2,065	103,250			単-12号
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2	50	1,958	97,900			単-13号
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2	50	1,814	90,700			単-14号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (歩道舗装4)		式	1		719,448			
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	93	2,174	202,182			単-15号
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	93	1,958	182,094			単-16号
中間層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	93	1,790	166,470			単-17号
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	93	1,814	168,702			単-18号
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (点状ﾌﾞﾛｯｸ)		式	1		390,168			
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60mm	m2	33	863.3	28,488			単-19号
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	m2	33	10,960	361,680			単-20号
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(1))		式	1		1,253,269			
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60mm	m2	106	863.3	91,509			単-21号
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	m2	106	10,960	1,161,760			単-22号
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(2))		式	1		138,215			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 200mm	m2	7	1,955	13,685			単-23号
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2	7	17,790	124,530			単-24号
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(3))		式	1		99,275			
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2	5	2,065	10,325			単-25号
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2	5	17,790	88,950			単-26号
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(4))		式	1		153,454			
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	7	2,174	15,218			単-27号
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	7	1,958	13,706			単-28号
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2	7	17,790	124,530			単-29号
薄層ｶﾗｰ舗装工		式	1		5,976,000			
薄層ｶﾗｰ舗装	青 樹脂系すべり止め舗装	m2	720	8,300	5,976,000			単-30号
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式	1		12,722,400			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30mm	m2	5,400	2,356	12,722,400			単-31号
区画線工		式	1		409,153			
区画線工		式	1		409,153			
溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	66	742.1	48,978			単-32号
溶融式区画線 (2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	75	1,097	82,275			単-33号
自転車ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所	6	6,450	38,700			単-34号
自転車道ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所	8	29,900	239,200			単-35号
排水構造物工		式	1		6,776,200			
作業土工		式	1		281,380			
床掘り	土砂	m3	100	310.6	31,060			単-36号
埋戻し	土砂	m3	70	3,576	250,320			単-37号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
側溝工		式	1		1,712,640			
L型街渠 (A)	両面 180/230x250x600	m	29	18,770	544,330			単-38号
L型街渠 (B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m	7	20,390	142,730			単-39号
L型街渠 (C)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	m	35	17,780	622,300			単-40号
L型街渠 (D)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600 取付部	m	2	15,040	30,080			単-41号
L型街渠 (E)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600 取付部	m	30	12,440	373,200			単-42号
管渠工		式	1		4,191,980			
管(函)渠型側溝 (管渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m	14	25,430	356,020			単-43号
管(函)渠型側溝 (函渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m	12	30,460	365,520			単-44号
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種φ600	m	16	43,280	692,480			単-45号
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	600x2500	m	74	37,540	2,777,960			単-46号
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1		590,200			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾏﾝﾎｰﾙ	2号ﾏﾝﾎｰﾙ ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 T-25	箇所	1	590,200	590,200			単-47号
縁石工		式	1		4,902,168			
縁石工		式	1		4,902,168			
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(A)	両面 180/230x250x600	m	9	10,180	91,620			単-48号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(B)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	m	4	9,017	36,068			単-49号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(C)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m	1	11,580	11,580			単-50号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A)	両面 180/230x250x600	m	187	10,180	1,903,660			単-51号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A)-2	両面 180/230x250x600 水抜	m	20	19,070	381,400			単-52号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m	12	11,580	138,960			単-53号
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	A種(120×120×600)	m	320	7,309	2,338,880			単-54号
防護柵工		式	1		9,623,400			
防止柵工		式	1		9,623,400			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ｸﾞﾚｰﾍﾞｰｼﾞｭ	m	860	11,190	9,623,400			単-55号
浅川渡河橋工 (工事用道路)		式	1		7,480,616			
切回道路工		式	1		5,263,040			
掘削	土砂 小規模	m3	20	1,360	27,200			単-56号
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	630	261.9	164,997			単-57号
じゃかご	径45cm 割ぐり石 150～50ｍｍ	m	350	6,621	2,317,350			単-58号
ふとんかご	ｽﾛｰﾌﾟ式 高さ50cm×幅120cm 割ぐり石 150～50mm	m	116	16,210	1,880,360			単-59号
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	156	933.2	145,579			単-60号
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	m2	156	911.8	142,240			単-61号
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m以上	m2	156	1,425	222,300			単-62号
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	93	531.2	49,401			単-63号
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	m2	93	511.6	47,578			単-64号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	93	1,821	169,353			単-65号
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	7	771	5,397			単-66号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ３ｃｍ	m2	93	654.9	60,905			単-67号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	処分	m	25	951.2	23,780			単-68号
防護柵(横断･転落防止柵)撤去		m	6	1,100	6,600			単-69号
工事用坂路工		式	1		787,054			
工事用道路盛土	4.0m以上	m3	210	261.9	54,999			単-70号
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	146	531.2	77,555			単-71号
大型土のう	耐候性3年	袋	77	8,500	654,500			単-72号
土砂運搬工		式	1		1,430,522			
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 南BP 残土置場	m3	660	255.7	168,762			単-73号
土砂等運搬 (1)	土砂 現場内運搬 L=5.4km	m3	350	1,378	482,300			単-74号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬 (2)	土砂 南BP残土置場～ 現場 L=3.6km	m3	660	1,181	779,460			単-75号
除草工		式	1		2,544,000			
道路除草工		式	1		2,544,000			
道路除草(複合)	L=17.5km	m2	10,000	179.4	1,794,000			単-76号
除草処分		m2	10,000	75	750,000			単-77号
応急処理工		式	1		2,124,100			
応急処理作業工		式	1		2,124,100			
応急作業		式	1		2,124,100			内-1号
巡視･巡回工		式	1		3,386,900			
通常巡回		式	1		3,386,900			
道路巡回	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ 0.5日/回	回	110	30,790	3,386,900			単-78号
構造物撤去工		式	1		3,152,892			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
防護柵撤去工		式	1		903,947			
単管柵撤去		m	910	681.7	620,347			単-79号
置き式Gr撤去	H鋼基礎	基	40	7,090	283,600			単-80号
構造物取壊し工		式	1		1,021,644			
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2	1,560	654.9	1,021,644			単-81号
運搬処理工		式	1		1,227,301			
殻運搬(路面切削)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削) L=6.5km	m3	162	1,560	252,720			単-82号
殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻 L=6.5km	m3	65	2,334	151,710			単-83号
殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋) L=6.5km	m3	2	1,948	3,896			単-84号
殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削)	m3	162	3,525	571,050			単-85号
殻処分 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	65	3,525	229,125			単-86号
殻処分 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	2	9,400	18,800			単-87号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工		式	1		10,195,500			
交通管理工		式	1		10,195,500			
交通誘導警備員 A		人日	210	20,500	4,305,000			単-88号
交通誘導警備員 B		人日	315	18,700	5,890,500			単-89号
直接工事費		式	1		102,945,133			
共通仮設費		式	1		15,777,225			
共通仮設費		式	1		2,117,225			
運搬費		式	1		200,200			
建設機械運搬費		台	1	200,200	200,200			単-90号
技術管理費		式	1		72,025			
土質等試験費		式	1		7,800			内-2号
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			内-3号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,845,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		13,660,000			
純工事費		式	1		118,722,358			
現場管理費		式	1		35,911,000			
工事原価		式	1		154,633,358			
一般管理費等		式	1		26,886,642			
工事価格		式	1		181,520,000			
消費税相当額		式	1		18,152,000			
工事費計		式	1		199,672,000			

一式当たり内訳書

応急作業

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	10	34,400	344,000			
特殊作業員		人	10	30,700	307,000			
普通作業員		人	20	27,000	540,000			
トラック［クレーン装置付］	通称４～４．５ｔ積級　吊能力２．９ｔ	日	10	49,260	492,600			
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称４ｔ積級	日	10	44,050	440,500			
合　計					2,124,100			

一式当たり内訳書

土質等試験費

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質等試験費（一式入力）	7.8千円	式	1		7,800			
合　計					7,800			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用	技術員：1.75人	式	1		64,225			
合　計					64,225			

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	軽量盛土		単位	m3	数量	95	単価	33,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
発泡スチロール設置	排水材+基礎砕石+敷砂	ｍ３	95	6,755	641,725	
発泡スチロール（材料費）		ｍ３	95	25,600	2,432,000	
緊結金具（材料費）		個	225	565	127,125	
計					3,200,850	
単価					33,700	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	ｺﾝｸﾘｰﾄ床版	24-12-25(20)(高炉) 15cm	単位	m2	数量	95	単価	10,160

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート床版	24-12-25(20)(高炉) 一般養生 延長無し 15cm 各種	ｍ３	15	64,300	964,500	
計					964,500	
単価					10,160	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	壁面材	t=25mm	単位	m2	数量	70	単価	43,990

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
壁面材設置	標準	ｍ２	70	4,082	285,740	
脱着式壁面材	480x980x25(目地材,取付金具含)	枚	119	12,600	1,499,400	
脱着式壁面材	480x480x25(目地材,取付金具含)	枚	24	8,680	208,320	
脱着式壁面材	230x980x25(目地材,取付金具含)	枚	29	9,800	284,200	
脱着式壁面材	230x480x25(目地材,取付金具含)	枚	11	6,470	71,170	
軽量残存型枠	150x1000x40 S1上部床板用	枚	87	7,370	641,190	
軽量残存型枠	150x400x40 S2段差用(上部)	枚	17	5,230	88,910	
計					3,078,930	
単価					43,990	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	地覆	H200xB300	単位	m	数量	72	単価	15,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m３	6	41,130	246,780	
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	43	9,955	428,065	
鉄筋工　加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D13 標準	t	1.15	383,300	440,795	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	m２	0.6	5,153	3,091.8	
計					1,118,731.8	
単価					15,540	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	目隠し板	t=60 1000x1872 支柱□100x100xt3.2 手すり2段付きｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ固定ﾀｲﾌﾟ	単位	m	数量	1	単価	194,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
目隠し板設置		m	1	9,718	9,718	
目隠し版	手摺２段	m	1	185,000	185,000	
計					194,718	
単価					194,800	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	390.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	390.5	390.5	
計					390.5	
単価					390.5	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,177

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
フィルター層	100mm以上120mm未満	ｍ２	1	1,177	1,177	
計					1,177	
単価					1,177	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	933.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	933.2	933.2	
計					933.2	
単価					933.2	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	表層	開粒度ｱｽｺﾝ(13) 2.4m以上 舗装厚 40ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,172

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	2.4m以上 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	2,172	2,172	
計					2,172	
単価					2,172	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,065

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	250mm 2層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	2,065	2,065	
計					2,065	
単価					2,065	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,982

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,982	1,982	
計					1,982	
単価					1,982	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,065

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	250mm 2層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	2,065	2,065	
計					2,065	
単価					2,065	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,958

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,958	1,958	
計					1,958	
単価					1,958	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,814

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生密粒度アスコン（２０） 無し 全ての費用	ｍ２	1	1,814	1,814	
計					1,814	
単価					1,814	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,174

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	300mm 2層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	2,174	2,174	
計					2,174	
単価					2,174	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,958

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,958	1,958	
計					1,958	
単価					1,958	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	中間層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中間層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） 無し 全ての費用	ｍ２	1	1,790	1,790	
計					1,790	
単価					1,790	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,814

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生密粒度アスコン（２０） 無し 全ての費用	ｍ２	1	1,814	1,814	
計					1,814	
単価					1,814	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	863.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	60mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	863.3	863.3	
計					863.3	
単価					863.3	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	単位	m2	数量	1	単価	10,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	10,960	10,960	
計					10,960	
単価					10,960	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	863.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	60mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	863.3	863.3	
計					863.3	
単価					863.3	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	単位	m2	数量	1	単価	10,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	10,960	10,960	
計					10,960	
単価					10,960	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 200ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,955

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	200mm 2層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	1,955	1,955	
計					1,955	
単価					1,955	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	単位	m2	数量	1	単価	17,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	17,790	17,790	
計					17,790	
単価					17,790	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,065

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	250mm 2層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	2,065	2,065	
計					2,065	
単価					2,065	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	単位	m2	数量	1	単価	17,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	17,790	17,790	
計					17,790	
単価					17,790	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,174

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	300mm 2層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	2,174	2,174	
計					2,174	
単価					2,174	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,958

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,958	1,958	
計					1,958	
単価					1,958	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	単位	m2	数量	1	単価	17,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	17,790	17,790	
計					17,790	
単価					17,790	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	薄層ｶﾗｰ舗装	青 樹脂系すべり止め舗装	単位	m2	数量	1	単価	8,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹脂系すべり止め舗装工	歩道(路側帯･ｽｸｰﾙｿﾞｰﾝ含む) RPN-502 100m2以上(標準) 無 無 無 無 有 1.0m超え(標準)	ｍ２	1	8,300	8,300	
計					8,300	
単価					8,300	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,356

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 30mm 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ﾀｯｸｺｰﾄ	ｍ２	1	2,356	2,356	
計					2,356	
単価					2,356	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	742.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 30cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	742.1	742.1	
計					742.1	
単価					742.1	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	溶融式区画線 (2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	1,097

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	無し 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1,097	1,097	
計					1,097	
単価					1,097	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	自転車ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	単位	箇所	数量	1	単価	6,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自転車ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所	1	3,000	3,000	
自転車ﾏｰｸ	ｼｰﾙ	枚	1	3,450	3,450	
計					6,450	
単価					6,450	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	自転車道ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	単位	箇所	数量	1	単価	29,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自転車道ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所	1	10,000	10,000	
自転車道ﾏｰｸ	ｼｰﾙ	枚	1	19,900	19,900	
計					29,900	
単価					29,900	円／箇所

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	310.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	ｍ３	1	310.6	310.6	
計					310.6	
単価					310.6	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	3,576

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	ｍ３	1	3,576	3,576	
計					3,576	
単価					3,576	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	L型街渠 (A)	両面 180/230x250x600	単位	m	数量	10	単価	18,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	8.3	1,531	12,707.3	
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m３	1.6	41,130	65,808	
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	4.1	9,955	40,815.5	
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg以上100kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	6,835	68,350	
計					187,680.8	
単価					18,770	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	L型街渠 (B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	単位	m	数量	10	単価	20,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	8.3	1,531	12,707.3	
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m３	1.6	41,130	65,808	
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	4.1	9,955	40,815.5	
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	8,452	84,520	
計					203,850.8	
単価					20,390	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	L型街渠 (C)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	単位	m	数量	10	単価	17,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	8	1,531	12,248	
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	1.6	41,130	65,808	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	4.1	9,955	40,815.5	
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	5,891	58,910	
計					177,781.5	
単価					17,780	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	L型街渠 (D)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600 取付部	単位	m	数量	10	単価	15,040

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	8.3	1,449	12,026.7	
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.8	41,130	32,904	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	2.1	9,955	20,905.5	
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	8,452	84,520	
計					150,356.2	
単価					15,040	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	L型街渠 (E)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600 取付部	単位	m	数量	10	単価	12,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	8	1,449	11,592	
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.8	41,130	32,904	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	2.1	9,955	20,905.5	
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	5,891	58,910	
計					124,311.5	
単価					12,440	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	管(函)渠型側溝 (管渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	25,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【ﾎﾞｯｸｽ側溝 同等品】						
管（函）渠型側溝	据付 各種 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	21,210	212,100	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 養生無し 無し 全ての費用	ｍ３	0.6	33,490	20,094	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	ｍ２	2	11,010	22,020	
計					254,214	
単価					25,430	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	管(函)渠型側溝 (函渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	30,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管（函）渠型側溝	据付 各種 200㎜以上300㎜以下 有り 全ての費用	m	10	23,620	236,200	
歩車道境界ブロック	設置 各種(600㎜以下､50kg以上100kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	6,835	68,350	
計					304,550	
単価					30,460	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－45号	ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種φ600	単位	m	数量	1	単価	43,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ヒューム管（Ｂ形管）	据付 600㎜ 90° 巻き 有り 外圧管1種 18-8-25(20)(高炉) 全ての費用	m	1	43,280	43,280	
計					43,280	
単価					43,280	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－46号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	600x2500	単位	m	数量	10	単価	37,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート台付管	据付 600mm 2.5m/個 全ての費用	m	10	34,410	344,100	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 養生無し 無し 全ての費用	m３	0.6	33,490	20,094	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	2	5,575	11,150	
計					375,344	
単価					37,540	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－47号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾏﾝﾎｰﾙ	2号ﾏﾝﾎｰﾙ ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 T-25	単位	箇所	数量	1	単価	590,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャストマンホール	据付 2000kg/基を超え4000kg/基以下 有り（円形断面） 全ての費用	基	1	74,240	74,240	
1号ﾏﾝﾎｰﾙ（Ⅰ種）	斜壁 600x900x450	個	1	37,000	37,000	
1号ﾏﾝﾎｰﾙ（Ⅰ種）	直壁φ900 H=1200	個	1	70,300	70,300	
2号ﾏﾝﾎｰﾙ（Ⅰ種）	斜壁 900x1200x300	個	1	54,100	54,100	
2号ﾏﾝﾎｰﾙ（Ⅰ種）	管取付壁φ1200 H=1200	個	1	138,000	138,000	
2号ﾏﾝﾎｰﾙ（Ⅰ種）	底版 有効高150	個	1	61,800	61,800	
調整金具	調整高25mm以内	組	1	4,850	4,850	
調整ﾘﾝｸﾞ	600x100	個	1	13,200	13,200	
転落防止梯子		個	1	23,800	23,800	
ﾏﾝﾎｰﾙ削孔費	ﾋｭｰﾑ管 φ600用	箇所	1	29,200	29,200	
ﾏﾝﾎｰﾙ蓋	φ600 鍵付 T-25	組	1	83,700	83,700	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－47号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾏﾝﾎｰﾙ	2号ﾏﾝﾎｰﾙ ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 T-25	単位	箇所	数量	1	単価	590,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
計					590,190	
単価					590,200	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－48号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(A)	両面 180/230x250x600	単位	m	数量	1	単価	10,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg以上100kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	m	1	10,180	10,180	
計					10,180	
単価					10,180	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－49号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(B)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	単位	m	数量	1	単価	9,017

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 18-8-25(高炉) 無し	m	1	9,017	9,017	
計					9,017	
単価					9,017	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－50号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(C)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	単位	m	数量	1	単価	11,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 18-8-25(高炉) 無し	m	1	11,580	11,580	
計					11,580	
単価					11,580	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－51号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A)	両面 180/230x250x600	単位	m	数量	1	単価	10,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下、50kg以上100kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	m	1	10,180	10,180	
計					10,180	
単価					10,180	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－52号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A)-2	両面 180/230x250x600 水抜	単位	m	数量	1	単価	19,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg以上100kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	m	1	19,070	19,070	
計					19,070	
単価					19,070	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－53号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	単位	m	数量	1	単価	11,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 18-8-25(高炉) 無し	m	1	11,580	11,580	
計					11,580	
単価					11,580	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－54号	地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	A種(120×120×600)	単位	m	数量	1	単価	7,309

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック	設置 A種(120×120×600) 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 18-8-25(高炉) 無し	m	1	7,309	7,309	
計					7,309	
単価					7,309	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－55号	転落(横断)防止柵	柵高 0.8m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ｸﾞﾚｰﾍﾞｰｼﾞｭ	単位	m	数量	1	単価	11,190

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵 (横断・転落防止柵) 設置工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 100m以上(標準) 無 無	m	1	11,190	11,190	
計					11,190	
単価					11,190	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－56号	掘削	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	1,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	ｍ３	1	1,360	1,360	
計					1,360	
単価					1,360	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－57号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	261.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	261.9	261.9	
計					261.9	
単価					261.9	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－58号	じゃかご	径45cm 割ぐり石 150～50ｍｍ	単位	m	数量	1	単価	6,621

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
じゃかご	設置 径45cm	m	1	6,621	6,621	
【円筒形じゃかご GS-3 5.0-13-45】						
計					6,621	
単価					6,621	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－59号	ふとんかご	ｽﾛｰﾌﾟ式 高さ50cm×幅120cm 割ぐり石 150～50mm	単位	m	数量	1	単価	16,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ふとんかご	設置 ｽﾛｰﾌﾟ式 高さ50cm×幅120cm	m	1	16,210	16,210	
【角型じゃかごﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ】GS-3 4.0-13-50-120						
計					16,210	
単価					16,210	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－60号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	933.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	933.2	933.2	
計					933.2	
単価					933.2	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－61号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	911.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	70mm 1層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	911.8	911.8	
計					911.8	
単価					911.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－62号	表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,425

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 30mm 再生密粒度アスコン（１３） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,425	1,425	
計					1,425	
単価					1,425	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－63号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	531.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	531.2	531.2	
計					531.2	
単価					531.2	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－64号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	511.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	再生粒度調整砕石 RM-40 70mm 1層施工 全ての費用	ｍ２	1	511.6	511.6	
計					511.6	
単価					511.6	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－65号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,821

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,821	1,821	
計					1,821	
単価					1,821	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－66号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	771

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	771	771	
計					771	
単価					771	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－67号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ３ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	654.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	654.9	654.9	
計					654.9	
単価					654.9	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－68号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	処分	単位	m	数量	100	単価	951.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m３	8	11,890	95,120	
計					95,120	
単価					951.2	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－69号	防護柵(横断･転落防止柵)撤去		単位	m	数量	1	単価	1,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）撤去工	土中建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無 無	m	1	1,100	1,100	
計					1,100	
単価					1,100	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－70号	工事用道路盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	261.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	261.9	261.9	
計					261.9	
単価					261.9	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－71号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	531.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	531.2	531.2	
計					531.2	
単価					531.2	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－72号	大型土のう	耐候性3年	単位	袋	数量	1	単価	8,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	製作･設置 耐候性大型土のう 丸型φ110×110長期仮設(3年)対応 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	8,500	8,500	
計					8,500	
単価					8,500	円／袋

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－73号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 南BP 残土置場	単位	m3	数量	1	単価	255.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	255.7	255.7	
計					255.7	
単価					255.7	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－74号	土砂等運搬 (1)	土砂 現場内運搬 L=5.4km	単位	m3	数量	1	単価	1,378

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 6.0km以下	ｍ３	1	1,378	1,378	
計					1,378	
単価					1,378	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－75号	土砂等運搬 (2)	土砂 南BP残土置場～現場 L=3.6km	単位	m3	数量	1	単価	1,181

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 5.0km以下	ｍ３	1	1,181	1,181	
計					1,181	
単価					1,181	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－76号	道路除草(複合)	L=17.5km	単位	m2	数量	1	単価	179.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬	有り ﾊﾟｯｶｰ車(回転式･積載容量4m3) 17.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	179.4	179.4	
計					179.4	
単価					179.4	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－77号	除草処分		単位	m2	数量	100	単価	75

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	7,500	7,500	
計					7,500	
単価					75	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－78号	道路巡回	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ 0.5日/回	単位	回	数量	1	単価	30,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	34,400	17,200	
ライトバン［ガソリンエンジン駆動］	乗車定員５名　排気量１．５Ｌ	日	0.5	27,170	13,585	
計					30,785	
単価					30,790	円／回

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－79号	単管柵撤去		単位	m	数量	1	単価	681.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単管柵撤去		m	1	681.7	681.7	
計					681.7	
単価					681.7	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－80号	置き式Gr撤去	H鋼基礎	単位	基	数量	1	単価	7,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮設防護柵撤去	無し 無し H鋼基礎	m	5	1,418	7,090	
計					7,090	
単価					7,090	円／基

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－81号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	654.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	654.9	654.9	
計					654.9	
単価					654.9	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－82号	殻運搬(路面切削)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削) L=6.5km	単位	m3	数量	1	単価	1,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬（路面切削）	有り 6.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	1,560	1,560	
計					1,560	
単価					1,560	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－83号	殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻 L=6.5km	単位	m3	数量	1	単価	2,334

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 7.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,334	2,334	
計					2,334	
単価					2,334	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－84号	殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋) L=6.5km	単位	m3	数量	1	単価	1,948

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 8.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	1,948	1,948	
計					1,948	
単価					1,948	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－85号	殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削)	単位	m3	数量	1	単価	3,525

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,525	3,525	
計					3,525	
単価					3,525	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－86号	殻処分 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,525

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,525	3,525	
計					3,525	
単価					3,525	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－87号	殻処分 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	9,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	9,400	9,400	
計					9,400	
単価					9,400	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－88号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	20,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ａ			人日	1	20,500	20,500		
計						20,500		
単価						20,500	円／人日	

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－89号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	18,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ｂ			人日	1	18,700	18,700		
計						18,700		
単価						18,700	円／人日	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－90号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	200,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付) 2.0m 30.6km 無 有 13100円	台	2	100,100	200,200	
計					200,200	
単価					200,200	円／台

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
軽量盛土工		式		1		
軽量盛土工		式		1		
軽量盛土		m3		95		
ｺﾝｸﾘｰﾄ床版	24-12-25(20)(高炉) 15cm	m2		95		
壁面材	t=25mm	m2		70		
地覆	H200xB300	m		72		
目隠し板工		式		1		
目隠し板	t=60 1000x1872 支柱□100x100xt3.2 手すり2段付きｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ固定ﾀｲﾌﾟ	m		89		
舗装工		式		1		
掘削工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 5,000m3未満	m3		310		
透水性舗装工 (歩道舗装1)		式		1		
ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100ｍｍ	m2		1,030		
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2		1,030		
表層	開粒度ｱｽｺﾝ(13) 2.4m以上 舗装厚 40ｍｍ	m2		1,030		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (歩道舗装2)		式		1		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250ｍｍ	m2		92		
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2		92		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (歩道舗装3)		式		1		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250ｍｍ	m2		50		
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2		50		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2		50		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (歩道舗装4)		式		1		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300ｍｍ	m2		93		
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2		93		
中間層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2		93		
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2		93		
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (点状ﾌﾞﾛｯｸ)		式		1		
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60ｍｍ	m2		33		
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	m2		33		
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(1))		式		1		
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60ｍｍ	m2		106		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	m2		106		
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(2))		式		1		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 200mm	m2		7		
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2		7		
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(3))		式		1		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2		5		
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2		5		
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 (線状ﾌﾞﾛｯｸ(4))		式		1		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2		7		
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2		7		
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2		7		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
薄層ｶﾗｰ舗装工		式		1		
薄層ｶﾗｰ舗装	青 樹脂系すべり止め舗装	m2		720		
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式		1		
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ	m2		5,400		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		66		
溶融式区画線 (2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		75		
自転車ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所		6		
自転車道ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所		8		
排水構造物工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
側溝工		式		1		
L型街渠 (A)	両面 180/230x250x600	m		29		
L型街渠 (B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m		7		
L型街渠 (C)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	m		35		
L型街渠 (D)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600 取付部	m		2		
L型街渠 (E)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600 取付部	m		30		
管渠工		式		1		
管(函)渠型側溝 (管渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m		14		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
管(函)渠型側溝 (函渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m		12		
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種φ600	m		16		
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	600x2500	m		74		
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾏﾝﾎｰﾙ	2号ﾏﾝﾎｰﾙ ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 T-25	箇所		1		
縁石工		式		1		
縁石工		式		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(A)	両面 180/230x250x600	m		9		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(B)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	m		4		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(C)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A)	両面 180/230x250x600	m		187		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A)-2	両面 180/230x250x600 水抜	m		20		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m		12		
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	A種(120×120×600)	m		320		
防護柵工		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ｸﾞﾚｰﾍﾞｰｼﾞｭ	m		860		
浅川渡河橋工 (工事用道路)		式		1		
切回道路工		式		1		
掘削	土砂 小規模	m3		20		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		630		
じゃかご	径45cm 割ぐり石 150～50ｍｍ	m		350		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ふとんかご	ｽﾛｰﾌﾟ式 高さ50cm×幅120cm 割ぐり石 150～50mm	m		116		
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2		156		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70mm	m2		156		
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30mm 1.4m以上	m2		156		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2		93		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70mm	m2		93		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		93		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 3ｃｍ	m2		93		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	処分	m		25		
防護柵(横断･転落防止柵)撤去		m		6		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事用坂路工		式		1		
工事用道路盛土	4.0m以上	m3		210		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2		146		
大型土のう	耐候性3年	袋		77		
土砂運搬工		式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 南BP 残土置場	m3		660		
土砂等運搬 (1)	土砂 現場内運搬 L=5.4km	m3		350		
土砂等運搬 (2)	土砂 南BP残土置場～現場 L=3.6km	m3		660		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合)	L=17.5km	m2		10,000		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
除草処分		m2		10,000		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業		式		1		
巡視･巡回工		式		1		
通常巡回		式		1		
道路巡回	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ 0.5日/回	回		110		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
単管柵撤去		m		910		
置き式Gr撤去	H鋼基礎	基		40		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
構造物取壊し工		式		1		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2		1,560		
運搬処理工		式		1		
殻運搬(路面切削)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削) L=6.5km	m3		162		
殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻 L=6.5km	m3		65		
殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋) L=6.5km	m3		2		
殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削)	m3		162		
殻処分 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		65		
殻処分 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員 A		式		1		
交通誘導警備員 B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事

特記仕様書

令和８年４月

国土交通省関東地方整備局
相　武　国　道　事　務　所

第１章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の設置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　東京都日野市川辺堀之内　緯度　35°40’　8.2”　経度　139°24’　3.9”
終点　東京都八王子市北野町　緯度　35°38’54.5”　経度　139°21’　8.4”

第８条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、一般国道２０号日野ＢＰ（延伸）及び日野ＢＰ（延伸）Ⅱ期において、副道設置・歩道整備及び工事用道路設置を行うとともに、道路予定地管理箇所の除草工及び巡視・巡回工及び応急処理工の道路保全を行うものである。

第９条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ３Ｇ国道２０号日野ＢＰ（延伸）電線共同溝設計他業務	4046207463
Ｒ７Ｇ相武国道事務所管内図面作成業務	4059593852
Ｒ６Ｇ国道２０号日野ＢＰ（延伸）２期外函渠構造検討他業務	4055767389

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認

定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．　契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．　予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2)　受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は相武国道事務所のホームページにより公表する。

(4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．　本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．　受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３.監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要な

ユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５.受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

１．受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤（歩道部）、下層路盤（車道・路肩部）、L 型街渠(A、B、C、D、E)、歩道境界ブロック・縁石工(A・B・C)、歩道境界ブロック・自歩道境界ブロック(A・A-2・B)、地先境界ブロック
再生粒度調整砕石	RM-40	上層路盤（歩道部）、上層路盤（車道・路肩部）
開粒度アスファルト混合物（１３）	A⑨	表層
再生密粒度アスファルト混合物（２０）	RA②	表層（歩道部）、表層（車道・路肩部）
再生密粒度アスファルト混合物（１３）	RA②	切削オーバーレイ
再生粗粒度アスファルト混合物（２０）	RA①	基層（歩道部）、中間層（歩道部）
再生砂	AS	フィルター層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

２．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

容及び解体方法	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （道路巡回等）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２）再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地
アスファルト殻（切削）、 アスファルト殻 コンクリート殻（無筋）	前田道路（株） 西東京合材工場	東京都八王子市北野町５８９－１ （運搬距離Ｌ＝6.5km）

３）受入時間

前田道路（株）西東京合材工場：８：００～１７：００

３．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

４．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２６条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第２７条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２８条　工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

・完成平面図 SXF データ（.P21）

・完成縦断図 SXF データ（.P21）

・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

・チェック結果記録

・完成平面図

・完成縦断図

・「完成平面図」チェック結果記録

・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とす

る。

第２９条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定）の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３０条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL[https://www.cryptrec.go.jp/list.Html])に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器

の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３１条　ＩＣＴ活用工事（舗装工）について（施工者希望Ⅱ型）

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む

工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、舗装工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効果的な確認ができる場合には、以下１）～２）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等において、監督職員と協議の上、以下３）～４）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日 国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこ

と。

１）３次元ＭＣ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

（ただし「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測

量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３２条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３３条　ＩＣＴ活用工事（舗装工）の費用について

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するＩＣＴ施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費

用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３４条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能

（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス

（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３５条　BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
【義務項目】	
出来あがり全体イメージの確認	出来あがりの完成形状を３次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
特定部の確認	２次元モデルでは表現が難しい箇所を３次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や２次元図面の精度向上を図る。

【推奨項目】	
施工数量算出	３次元モデルを利用し、体積、面積、員数等を算出する。
ＩＣＴ施工での活用	設計で作成した３次元モデルを基にＩＣＴ建設機械等に取り込み施工に利用する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※1 ※１　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※2 ※２部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※3のみを入力し、その他は任意とする。 ※３　道路土構造物、橋梁等の分類の名称

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成担当者

８）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

９）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

10）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML

形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト(https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html)で提供されているので、適宜参照すること。

第３６条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、本工事は「国土強靱化５か年加速化対策」に関する工事であり、標示施設の明示に当たっては**別添―０５**を参考とすること。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、下表の通り計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
すべての工種	昼間	５２５人（うち有資格者２１０人）	

６．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基づいてUAV 等を使用すること。

第３７条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３８条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３９条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は、経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４０条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第４１条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第４２条　環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和８年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４３条　環境対策（低騒音型建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４４条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車　輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第４５条　工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４６条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４７条　通行許可等

１．　受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
２．　受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第４８条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
⑴ 仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
⑵ 営繕関係
現場事務所の快適化、現場休憩所の快適化を実施するものとする。

⑶安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

⑷地域連携

社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として設計変更の対象とする。

第４９条　工期

１．工期は、雨天、休日等９９日を見込み、契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①　準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	０．８５

※　雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１３日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（２０２１年～２０２５年）の気象庁（東京観測所）及環境省（東京地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や

仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年２月２４日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第５０条　工程表（工事工程クリティカルパスの共有）

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５１条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５２条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休

率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八王子観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５３条　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。
ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

２．本工事は、下記に示す内容等について、契約後の施工協議にて決定するものとする。
また、その他予期しない協議が発生し、工事期間の変更が生じる場合は監督職員と協議すること。

（１）警視庁　日野警察署

①協議内容・・・規制協議

②協議箇所・・・日野ＢＰ（延伸）（川辺堀之内～東豊田地区）

③制約を受ける施工内容・・・切削オーバーレイ工、排水構造物工、防護柵工

④条件内容・・・

・日野ＢＰ（延伸）（川辺堀之内～東豊田地区）

切削オーバーレイ工、排水構造物工、防護柵工施工時：車線規制（８：００～１７：００）

※規制時間は想定のため、契約後、架設計画に基づき警視庁と協議を予定している。

第５４条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５５条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５６条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるもの

ではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５７条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、

受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５８条　契約後ＶＥ方式

１．ＶＥ提案の定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－

１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。
①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
④発注者が別途発注する関連工事との関係
⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案を採否等

１）ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第５９条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを

実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５５条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６０条　六価クロム

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験の検体数

フィルター層：再生砂　１検体

合計　１検体

第６１条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第６２条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第６３条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託している。

また、本工事の施工体制の点検補助を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するもの

とする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第６４条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

　ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６５条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第６６条　工事完成図書の納品

1.本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体

に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第６７条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第６８条　書類限定調査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第６９条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第７０条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第７１条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第７２条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７３条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第７４条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第７５条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７６条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第７７条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７８条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（**別紙－２**）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第７９条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第８０条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８１条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　土工

第８２条　盛土工

浅川渡河橋の切回し道路及び工事用坂路の盛土について、床掘土（東豊田地区：排水構造物工）及び仮置き場（東京都八王子市小比企町１００２）の残土を流用するものとする。なお、それぞれの運搬距離は下記の通りである。

・床掘土（東豊田地区：排水構造物工）：５．４ｋｍ

・仮置き場（東京都八王子市小比企町１００２）：３．６ｋｍ

第４章　無筋・鉄筋コンクリート

第８３条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

工種	用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメント種類
軽量盛土工	コンクリート床版	25mm(20)	12cm	W/C=55%以下	24N/mm2	高炉セメントＢ種
軽量盛土工	地覆	25mm(20)	8cm	W/C=60%以下	18N/mm2	高炉セメントＢ種
排水構造物工	L型街渠(A,B,C,D,E)、函渠型側溝、ヒューム管（Ｂ形管)、鉄筋コンクリート台付管	25mm(20)	8cm	-	18N/mm2	高炉セメントＢ種
縁石工	歩道境界ブロック・縁石工(A・B・C)、歩道境界ブロック・自歩道境界ブロック(A・A-2・B)、地先境界ブロック	25mm(20)	8cm	-	18N/mm2	高炉セメントＢ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注１

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては､｢流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１） 使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平

成 14 年 8 月一部改正)により行うものとする。

３．上表のコンクリート打設については、コンクリートポンプ車による圧送を見込んでいるが、現地条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ変更するものとする。

第８４条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)

・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

・管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。

・道路照明、標識、防護柵等の構造物。

・耐久性を期待しない構造物。

第５章　一般施工

第８５条　防護柵設置工における出来形確保対策について

１．受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。

２．受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

（１）防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領(案)」という。）[国土交通省ＨＰ
http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html　参照]の適用範囲外の場合

（２）受注者が測定機器を調達できない場合

（３）測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合

（４）非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合

（５）その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

４．非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。

５．ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。

（１）支柱建て込み前の根入れ長測定状況

（２）支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙様式－１３）とともに監督職員へ提出する。

６．これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

７．非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形

管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第８６条　路側防護柵工

受注者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合には、その内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

第８７条　歩道舗装

１．本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。

２．工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。

３．施工にあたり、横断方向の勾配は 2%を標準とする。縦断方向の勾配は 5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には 8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

４．工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。

５．本工事区画内の境界杭・境界鋲について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

６．歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。

（別添－３）

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

７．横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。

８．横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙを標準とするものとする。

９．詳細については監督職員と協議するものとする。

第６章　土木工事材料

第８８条　目地板

軽量盛土の地覆の目地は樹脂発泡体（発砲倍率３０倍）とし、厚さは２０ｍｍとする。

第７章　舗装工

第８９条　材料

粒状路盤材クラッシャーランは、ＲＣ―４０とする。

粒度調整路盤材料は、ＲＭ―４０とする。

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径(mm)	アスファルト量(%)	摘要
A⑨	開粒度アスファルト混合物	13	4.5	表層
RA②	再生密粒度アスファルト混合物	20	5～7	表層（歩道部）、表層（車道・路肩部）
RA②	再生密粒度アスファルト混合物	13	5～7	切削オーバーレイ
RA①	再生粗粒度アスファルト混合物	20	4.5～6	基層（歩道部）、中間層（歩道部）

第９０条　中温化アスファルト舗装の試行

本工事において、中温化アスファルト舗装の試行の実施について、監督職員と協議するものとする。なお、中温化アスファルト混合物の流通状況等により、実施が困難な場合もあるため、本試行の実施は任意とする。

＜試行内容＞

・新規合材を対象とする。

・実施範囲や実施時期等の詳細については、監督職員と協議する。

・中温化アスファルト混合物は製造時の加熱温度をマイナス 20℃又はマイナス 30℃低減させて製造されるものを使用する。

・機械式フォームド方式を基本とするが、監督職員と協議の上、添加剤方式も可とする。

・本試行に伴う追加費用は設計変更の対象とする。

・本試行を実施した場合、実施後に監督職員より送付されるアンケートに協力するものとする。

第９１条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第８章　道路維持

第９２条 一般事項(応急処理工)

１．受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類(出来高報告)を作成し、その確認を受けなければならない。

(1) 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。

(2) 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。

(3) 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

２．応急処理については、下記の数量を予定しているが、現場条件等により、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	応急処理工（8:00-17:00）
応急処理工	土木一般世話役　：　１０人 普通作業員　：　２０人 特殊作業員　：　１０人 トラック［クレーン装置付］［４t積　２．９t吊付］：１０日 ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］４t積級：１０日

第９３条　除草工

１．機械除草作業は、刈り残しのないように丁寧に行うものとし、監督職員の指示により繁茂している雑草を草刈機（肩掛式）を使用して行うものとする。
２．作業区域内にある各種構造物、ガードレール等道路付属物の付近を刈り取る時は、これらの物件を損傷しないよう十分注意しながら作業を行うものとする。
３．機械除草の施工においては、飛石等により第三者に危険が及ばないように防護養生を行い、道路に近接した箇所の作業は、走行車両及び歩行者に支障を及ばさないように留意すること。又、作業員の保安にも十分注意すること。
４．除草作業前には、空き缶等の障害物除去、危険物の確認及び取り除き等を行うこと。
５．除草作業の実施箇所及び実施時期については、監督職員と協議するものとする。
６．除草等で発生した植物廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の処法令を遵守し、適切に搬出処理しなければならない。なお、処分については監督職員と協議するものとする。

廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地
雑草（大草）	（株）髙木造園	東京都西多摩郡日の出町平井 24-3 （Ｌ＝１７．５ｋｍ）

上記２．については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

受入時間　　（株）髙木造園　　：　　８時００分～１８時００分

第９章　道路巡回

第９４条　道路巡回の目的及び内容

道路巡回は、道路が常時良好な状態が保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

巡回の内容については、平成２６年３月３１日改正「関東地方整備局道路巡回実施要領（案）」（以下、「巡回要領」という。）に準じて行うものとする。

第９５条　履行体制等

１．期間

令和８年７月１日から令和９年３月３１日までの間

２．場所

（１）一般国道２０号日野ＢＰ（延伸）、一般国道２０号日野ＢＰ（延伸）Ⅱ期
（自：東京都日野市川辺堀之内 至：東京都八王子市北野町）

３．従事体制及び回数

体制：道路巡回員（土木一般世話役）０．５人／回

ライトバン［二輪駆動］運転 ０．５日／回

回数：１１０回（２日に１回）

４．履行時間

１回当たり８時３０分～１７時１５分のうちの４時間を見込んでいる。

５．その他

巡回回数及び履行時間に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

巡回開始時期に変更が生じた場合は、監督職員の指示によるものとする。

第９６条　道路巡回員等の任務

１．事前準備

道路巡回の出発にあたり巡回区間の状況を把握し、必要な機材の確認を行う等十分な準備を行うこと。

２．路上障害等発見時の措置

道路巡回中に本項各号の道路及び道路付属物の異常や路上障害等を発見した場合もしくは道路の不法占用を発見した場合などは、その状況について調査・把握を行い、必要により速やかに電話等で監督職員に状況を報告するとともに、所要の対応を行うものとする。

なお、交通の危険を防止するため、緊急的に措置を行わなければならない場合はその場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要によりその状況について速やかに電話等で監督職員に報告するものとする。

（１）落下物を発見した時
（２）路面ポットホールを発見した時
（３）ポットホール以外の路面損傷（ジョイント損傷、陥没等）を発見した時
（４）交通に危険を及ぼす恐れのある油漏れ等の汚染を発見した時
（５）道路付属物（側溝、縁石等）の損傷を発見した時
（６）道路占用物件の異常・損傷（水道の水漏れ、電柱の破損・倒壊等）を発見した時
（７）防災施設（擁壁、法面等）の異常を発見した時
（８）交通安全施設（ガードレール、防止柵、標識等）の損傷を発見した時
（９）不適切な交通規制方法による工事を発見した時
（10）土砂崩れや落石を発見した時
（11）交通に危険を及ぼす恐れのある道路区域外の倒木等を発見した時
（12）ブリンカーライトや道路照明の不点灯や異常点灯を発見した時
（13）路面冠水・路面凍結を発見した時
（14）不法占用を発見した時

（15）道路工事許可を得ていない工事を発見した時

（16）交通事故を目撃し、道路管理者として対応が必要な時

（17）その他、歩行者や車両交通の安全に影響を及ぼす事象を発見した時

３．安全対策の徹底

任務遂行にあたっては、以下の安全対策を行うものとする。

（１）後続車両の追突防止を図ること。

（２）車は安全な場所に駐車すること。

（３）その他、交通量、気象状況、地形等を考慮し必要な対策を講ずること。

４．道路巡回状況の資料化

（１）道路巡回中に行った措置について、必ず写真撮影を行うものとする。

（２）占用工事の実施状況や道路交通状況等について適時写真撮影を行い、道路管路状況の記録を行うこと。

５．パトロール日誌の提出

道路巡回結果の記録は、次の各号によるものとする。

（１）道路巡回により把握した事項、措置した事項についてはパトロール日誌を作成のうえ、写真等の関連資料とともに道路巡回終了後、監督職員に提出すること。

（２）パトロール日誌の様式及び記入方法については、「巡回要領」に準じて行うものとする。

（３）道路巡回中に撮影した写真は、日時・状態を記録し、整理するものとする。

第１０章　その他

第９７条　震災対策

１.地震発生等の天災に備えて､あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第９８条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して､『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。
５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
① 道路施設台帳作成総括表
② 道路施設基本データ総括表
③ 道路施設基本データ一覧表
④ 道路施設台帳チェックシート
⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦ 工事数量総括表

第９９条　道路橋維持管理資料の作成

１．本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。
２．本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第１００条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

以上

工事名　：　Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事

工 種	単位	数量	班	令和8年度 7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
余裕期間													20日間
準備工													40日間
軽量盛土工	式	1	1										
構造物撤去工	式	1	1										
排水構造物工	式	1	1										
舗装工	式	1	1										
縁石工	式	1	1										
防護柵工	式	1	1										
浅川渡河橋工	式	1	1										
除草･応急処理工	式	1	1										
巡視･巡回工	式	1	1										
片付け	式	1	1										20日間
制約条件 関係工事調整	―												
関係機関協議	―												
住民合意	―												
用地確保	―												
法定手続き	―												
支障物件の移設	―												
年末年始,お盆,出水期間	―												8月,12月,1月
路上工事抑制期間	―												

≪余裕期間制度（フレックス）の活用について≫

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保当の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期
（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

≪関係機関協議≫

工事着手にあたっての関係機関協議、地元説明は、発注者が主体となって実施します。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５３条 第５３条 第４９条 第４９条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第４３、第４４条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第３６条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第８１条 第２４条

別添－２

区画線設置様式（例）

（単位：ｍ）

区分		幅・長さ・間隔
車道中央線（101）	実線１本	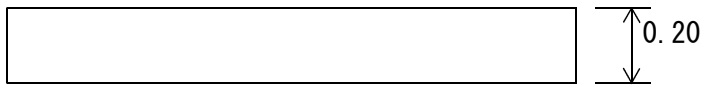
	実線２本	
	破線	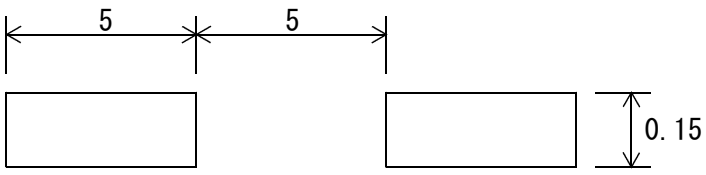
車線境界線（102）	実線	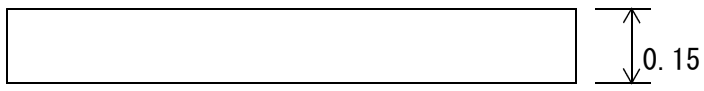
	破線	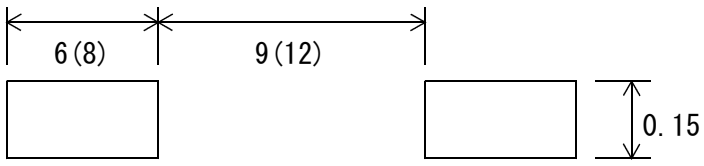
	登坂加減速バス停	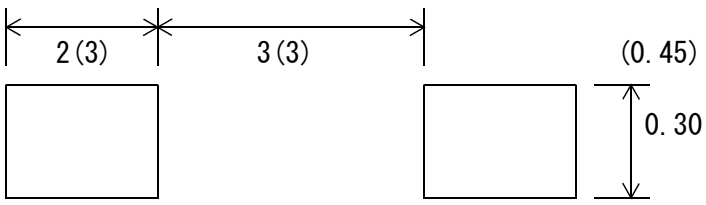
車道外側線（１０３）		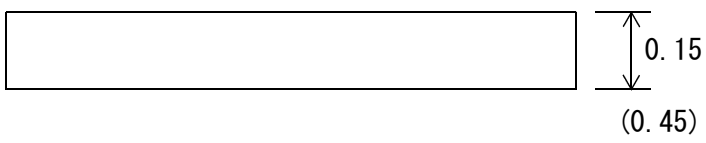
車道の幅員変更（１０５）		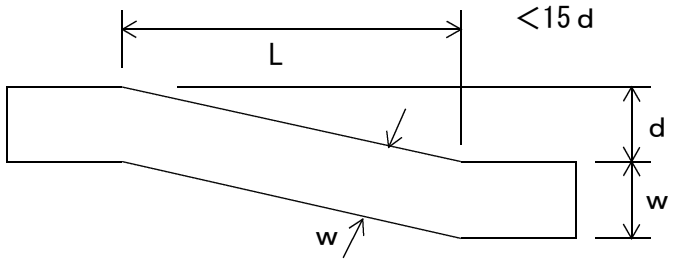

区分	幅・長さ・間隔
路上障害物（１０６）	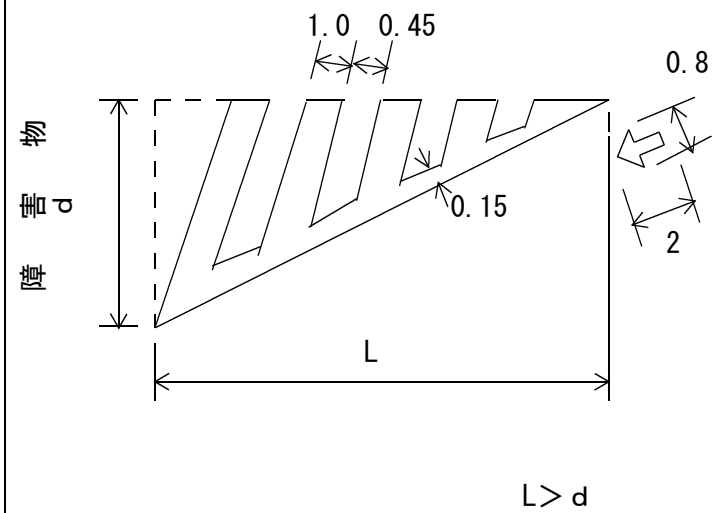 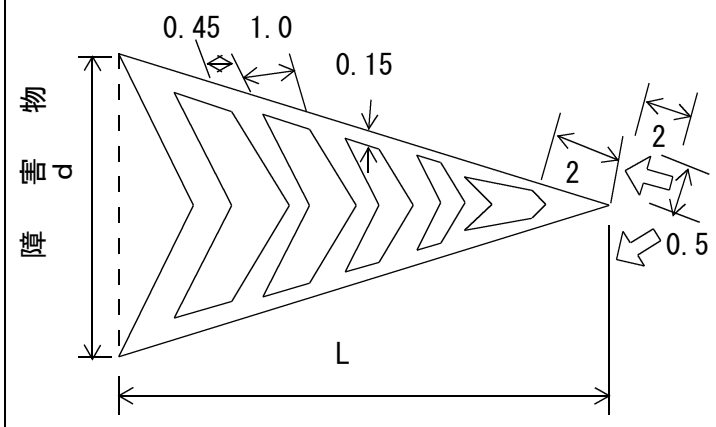
導流帯（１０７）	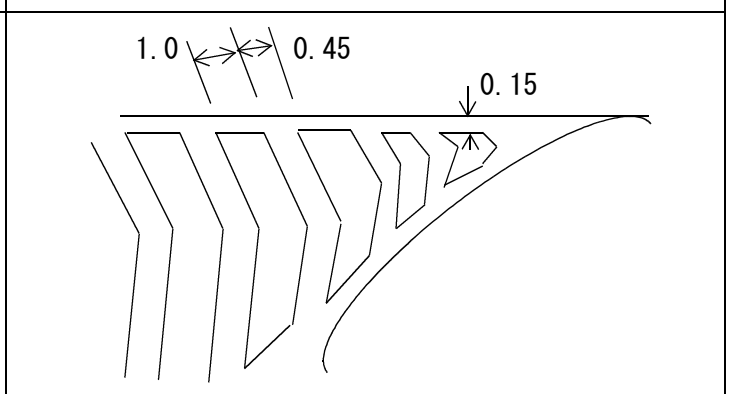
駐車場（１０８）	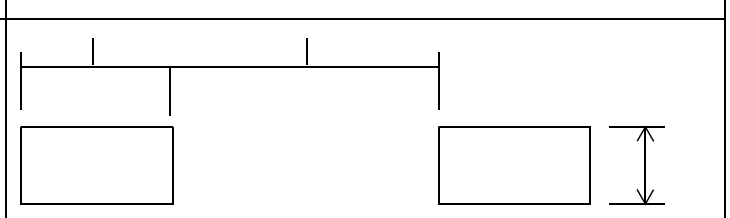
分離帯	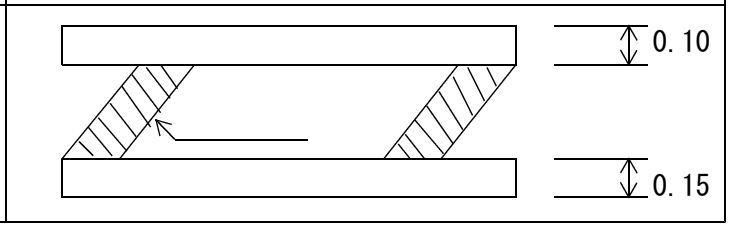

（　）内は自動車専用道路に適用

標示施設のイメージ（案）

○○の工事をしています。
ご協力をお願いします。

（対策又はプロジェクト名等）

○○○○のため、
○○の工事をしています

工事期間：令和○年○月○日まで

国土強靭化（きょうじんか）対策工事
（5か年加速化対策）

発注者　国土交通省○○地方整備局
□□□□事務所△△出張所
電話　＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
受注者　○○○○建設株式会社
電話　＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊

位　置　図　S=1:50,000

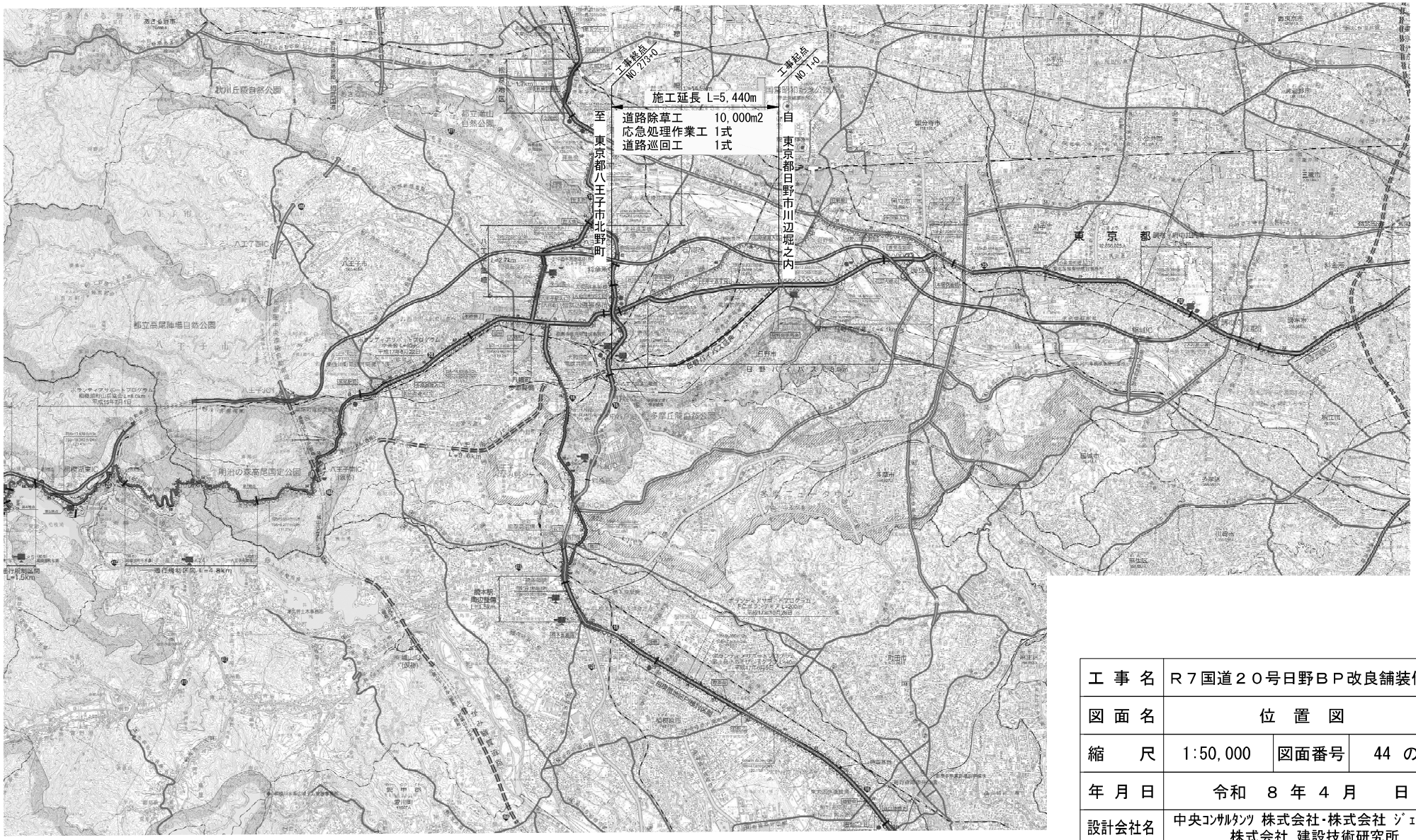

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	位　置　図		
縮　尺	1:50,000	図面番号	44 の 1
年月日	令和　８年４月　　日		
設計会社名	中央ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ 株式会社・株式会社 ｼﾞｪｰｴｽﾃｯｸ 株式会社 建設技術研究所		

所長		副所長		課長		係長		設計	

事務所名	国土交通省 相武国道事務所

計画平面図(1)　S=1:500

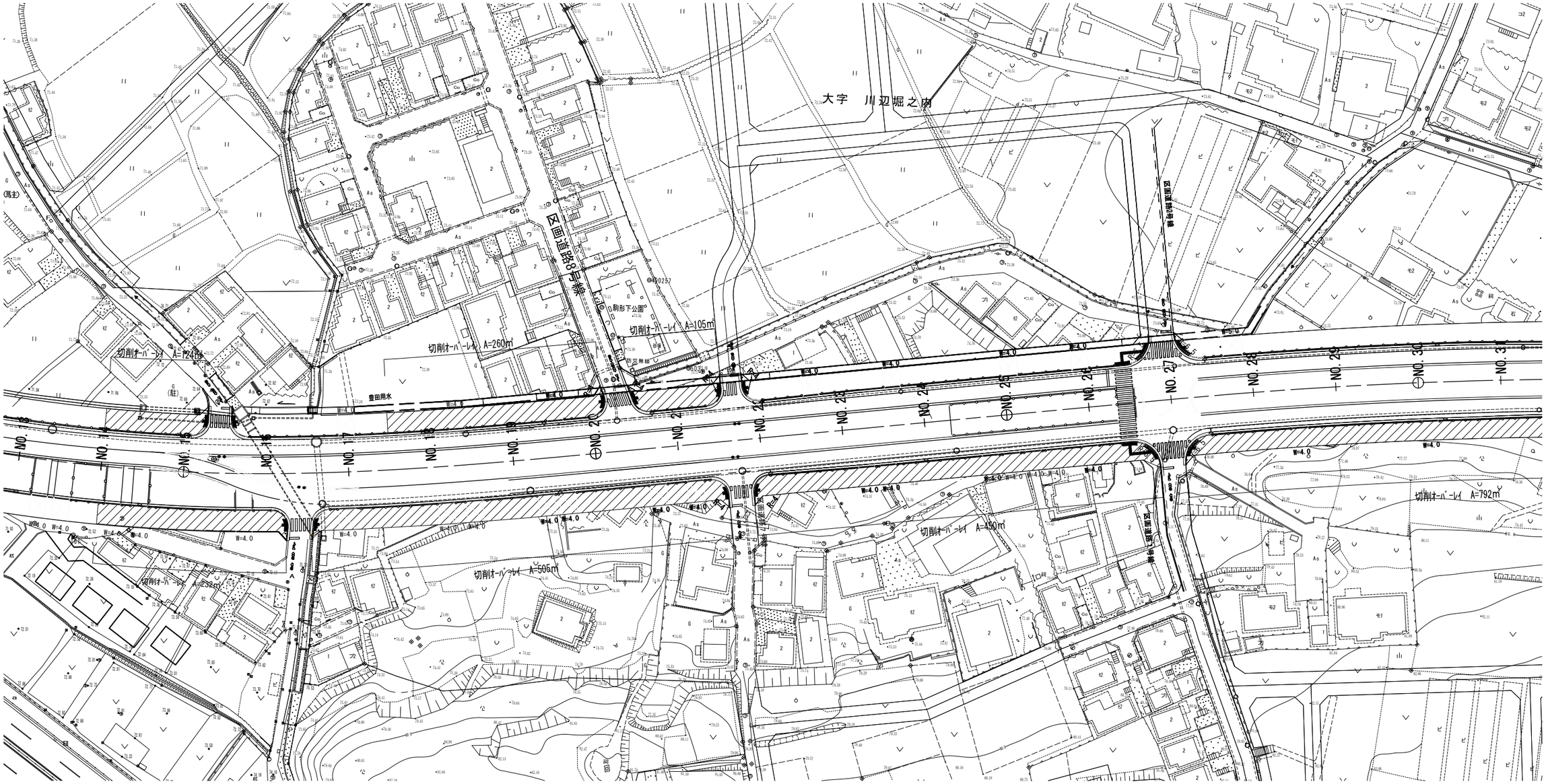

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	計画平面図(1)		
縮尺	1:500	図面番号	44 の 2
年月日	令和　８年４月　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

計画平面図(2)　S=1:500

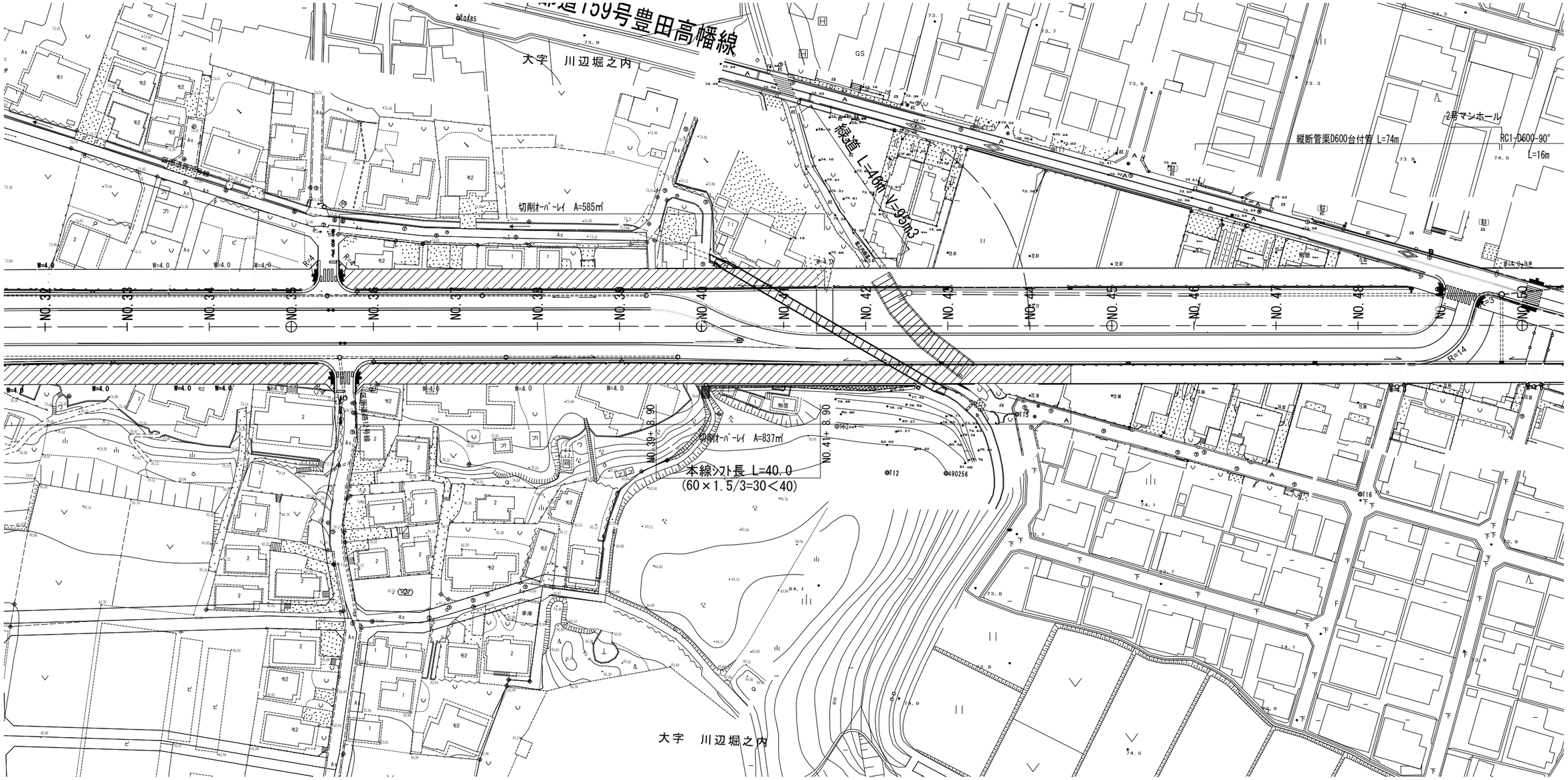

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	計画平面図(2)		
縮尺	1:500	図面番号	44 の 3
年月日	令和　８年４月　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

計画平面図(3)　S=1:500

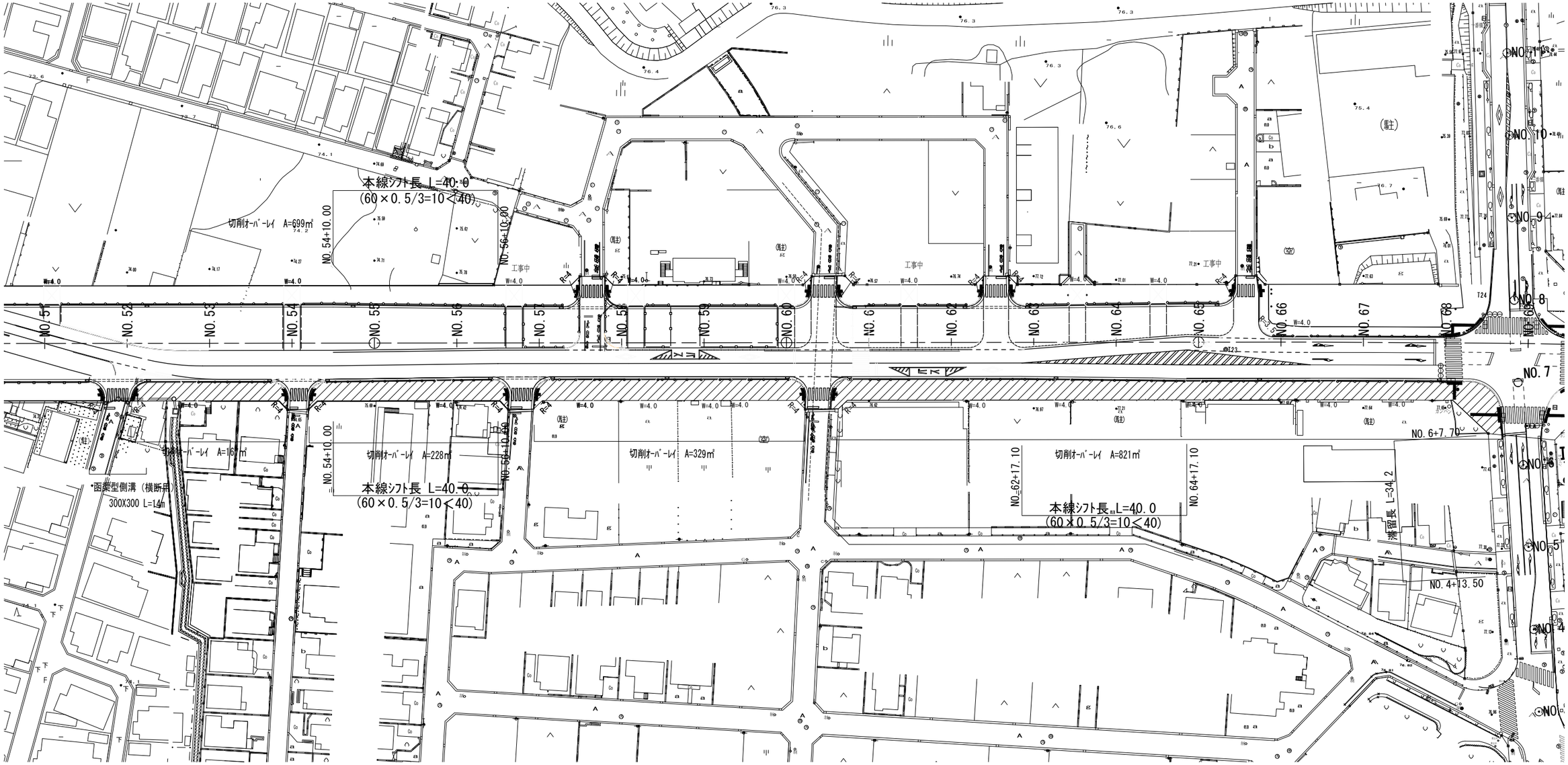

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	計画平面図(3)		
縮　　尺	1:500	図面番号	44 の 4
年 月 日	令和　8 年 4 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

計画平面図(4)　S=1:500

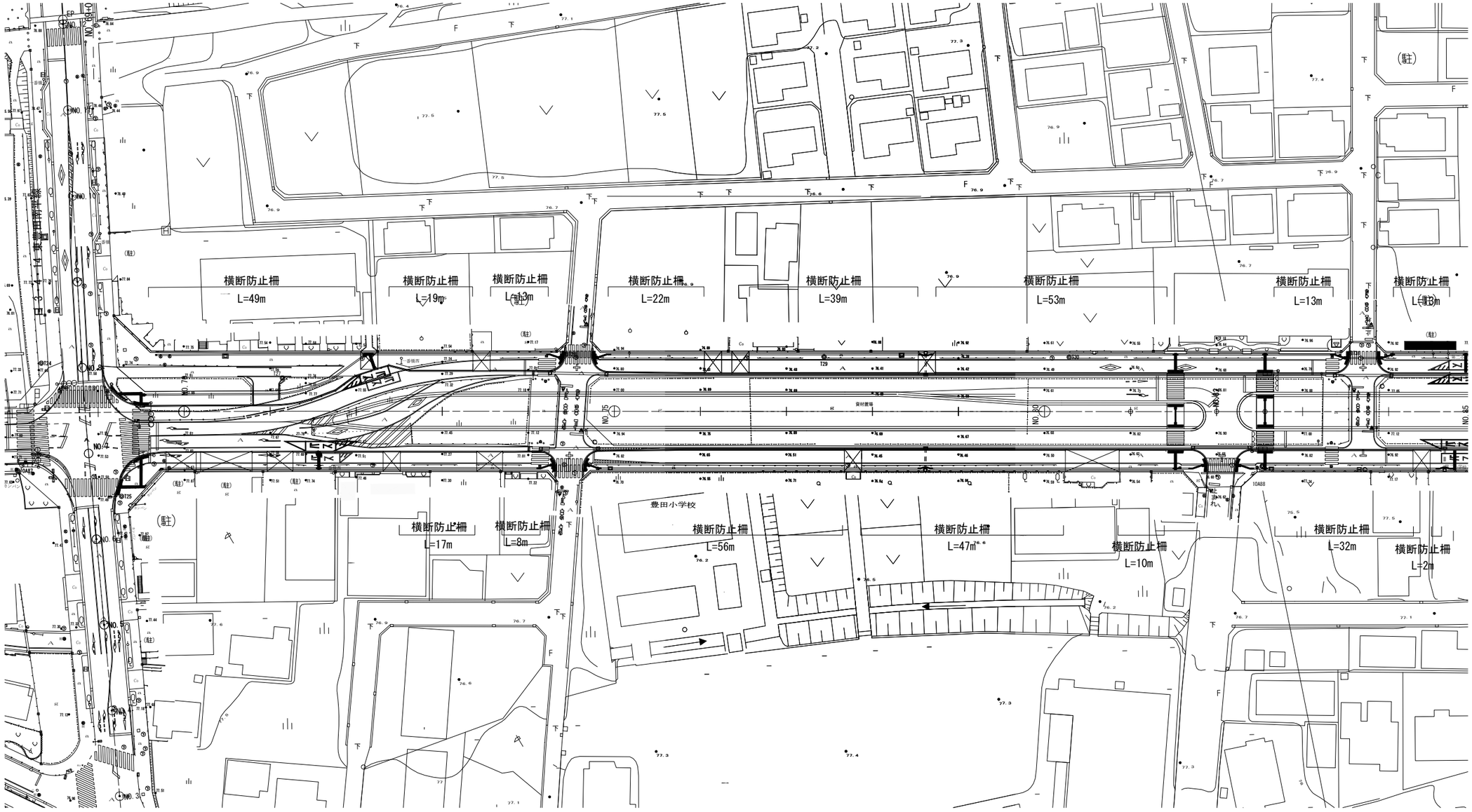

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	計画平面図(4)		
縮尺	1:500	図面番号	44 の 5
年月日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

計画平面図(5)　S=1:500

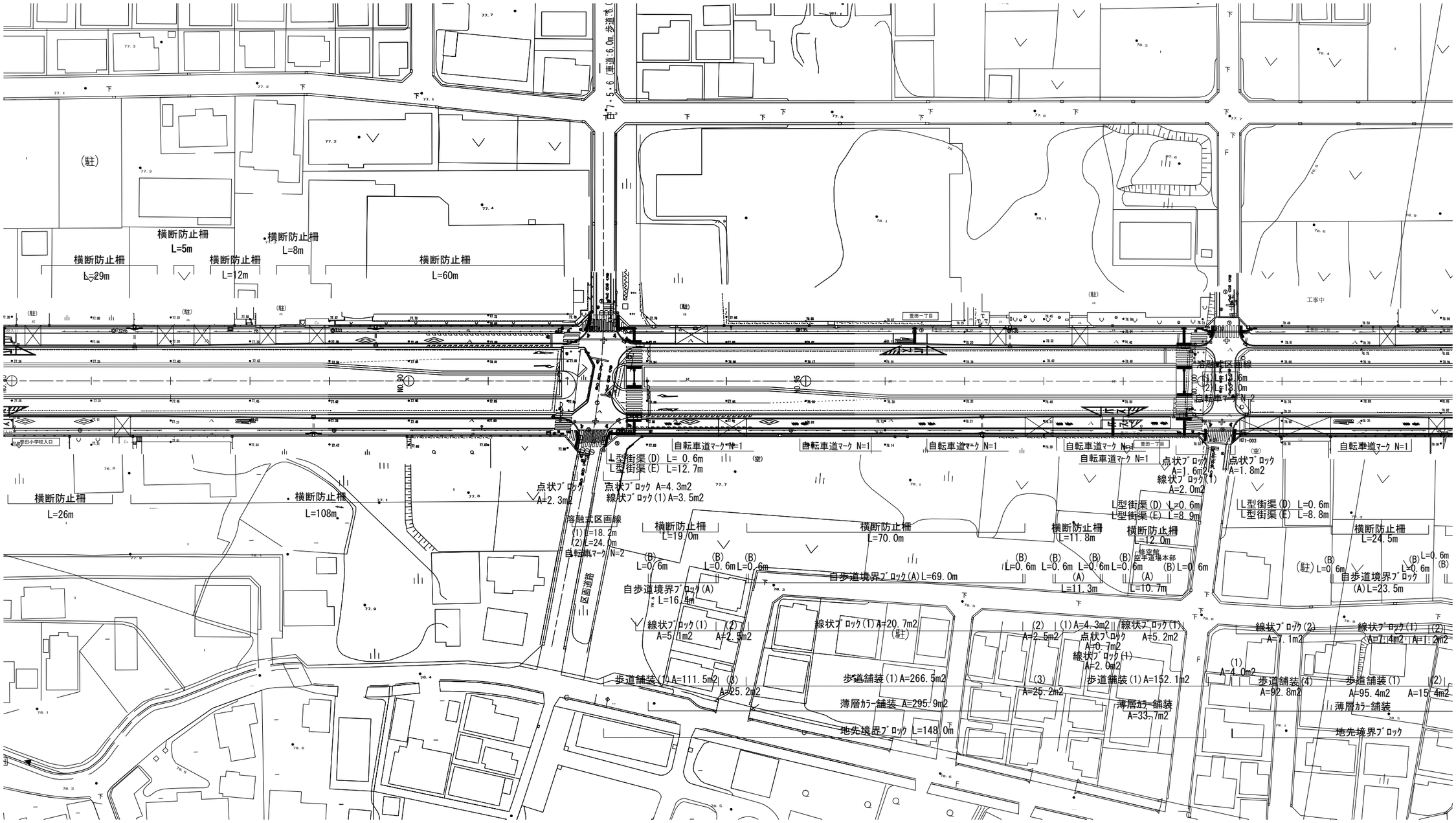

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	計画平面図(5)		
縮尺	1:500	図面番号	44 の 6
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

計画平面図(6)　S=1:500

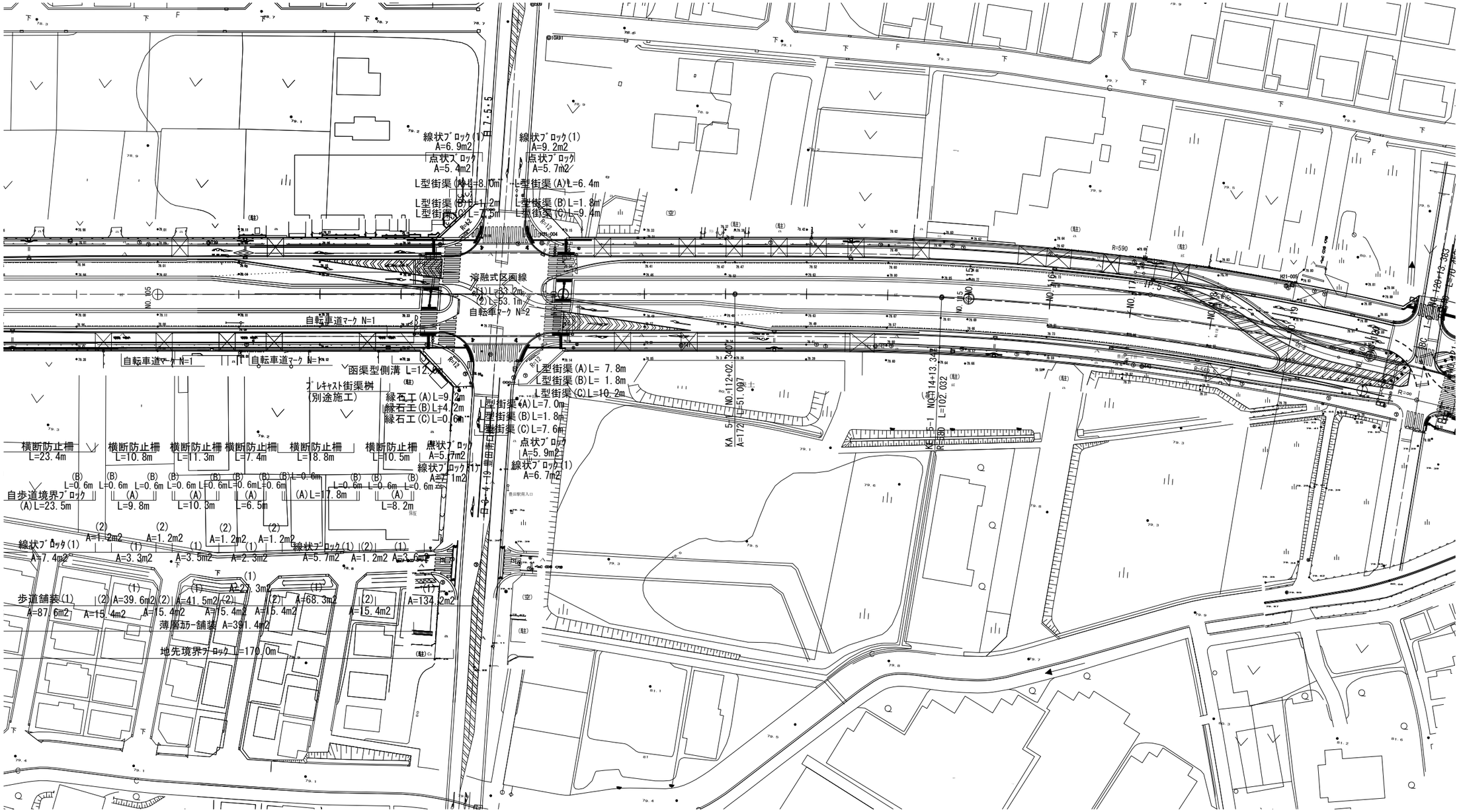

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	計画平面図(6)		
縮尺	1:500	図面番号	44 の 7
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

標 準 横 断 図 (1)　S=1:50

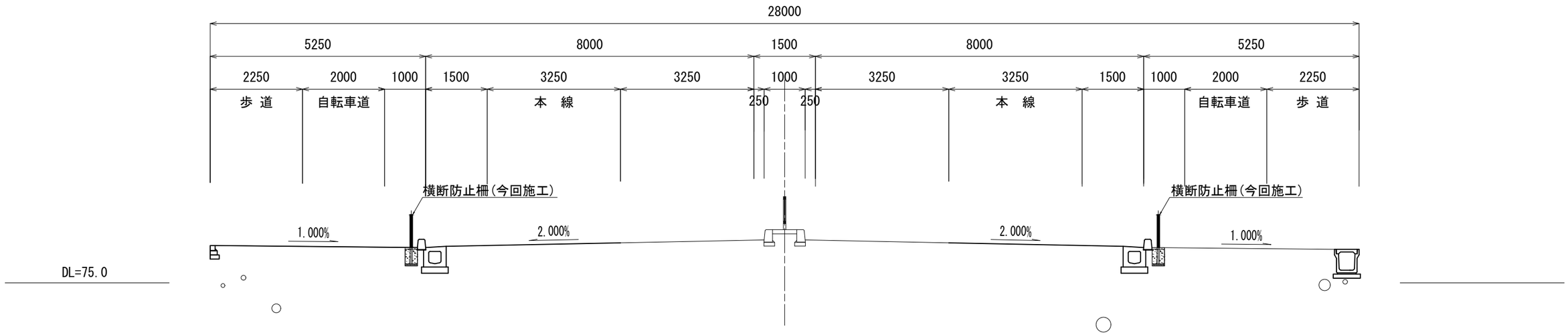

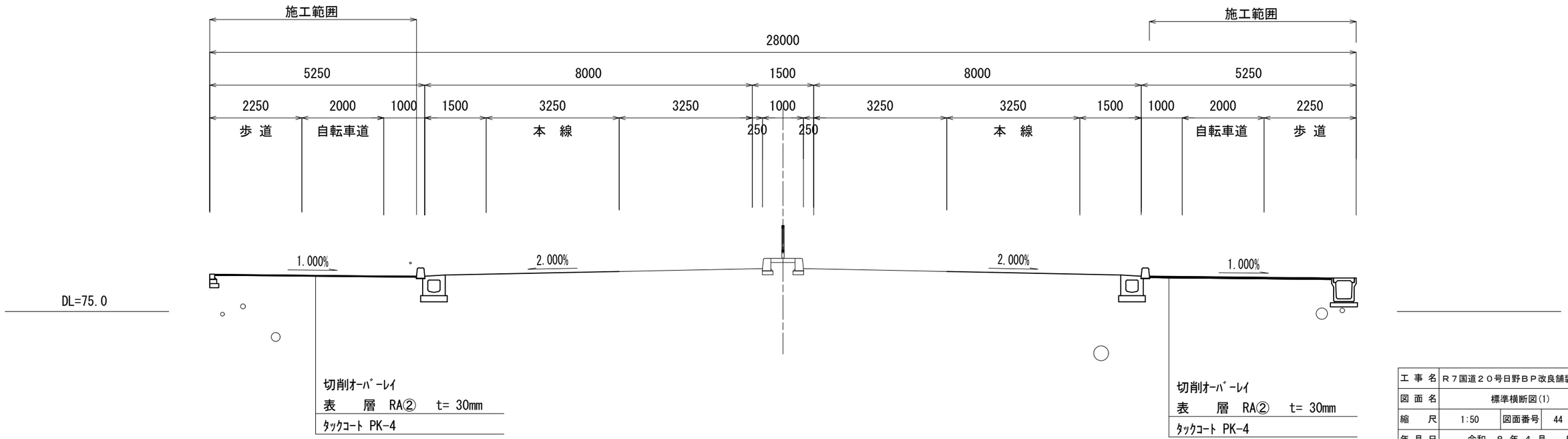

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	標準横断図(1)		
縮　　尺	1:50	図面番号	44 の 8
年 月 日	令和　8 年 4 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

標 準 横 断 図 (2)　S=1:50

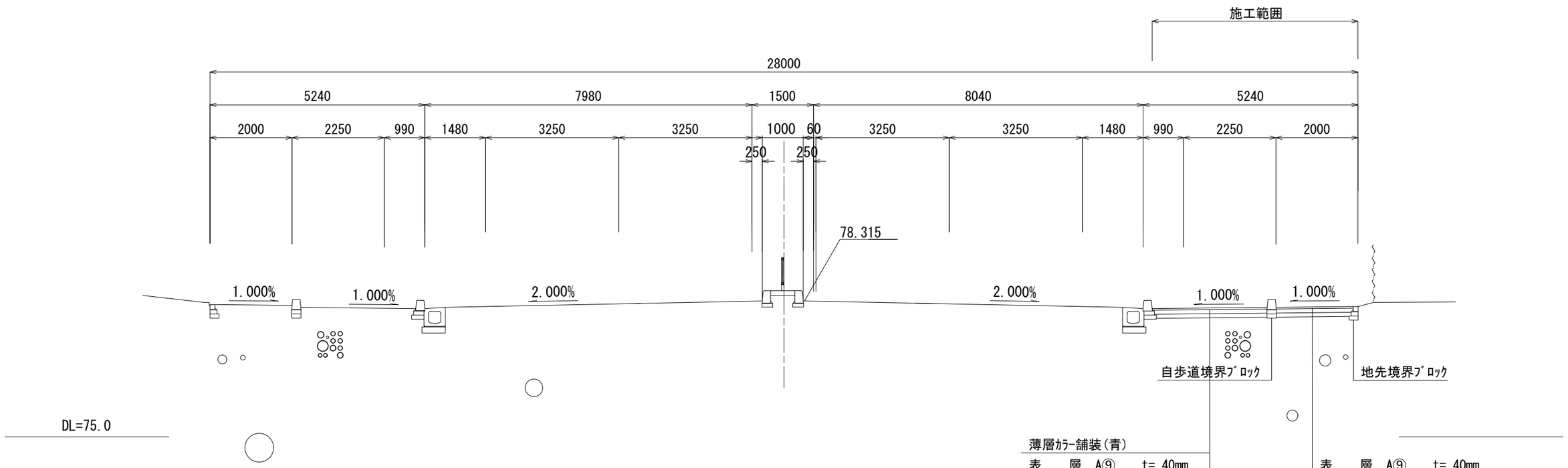

薄層ｶﾗｰ舗装(青)		
表　　層	A⑨	t= 40mm
下層路盤	RC-40	t=100mm
ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂	t=100mm

表　　層	A⑨	t= 40mm
下層路盤	RC-40	t=100mm
ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂	t=100mm

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	標準横断図(2)		
縮　　尺	1:50	図面番号	44 の 9
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

緑道 一般図

平　面　図 S=1:200

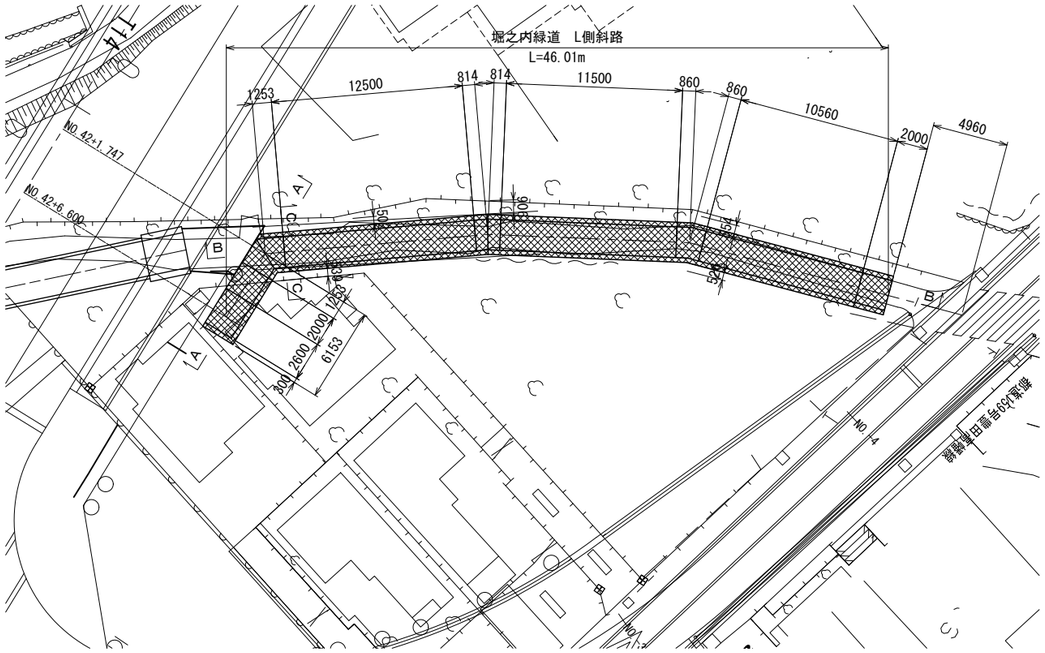

A － A断面図 S=1:100

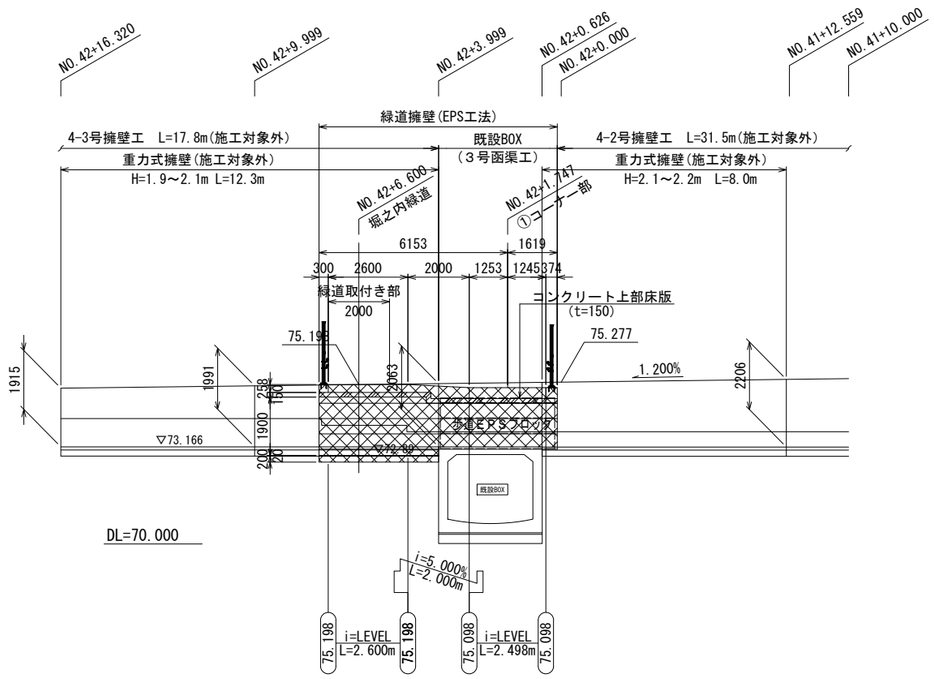

B － B断面図 S=1:100

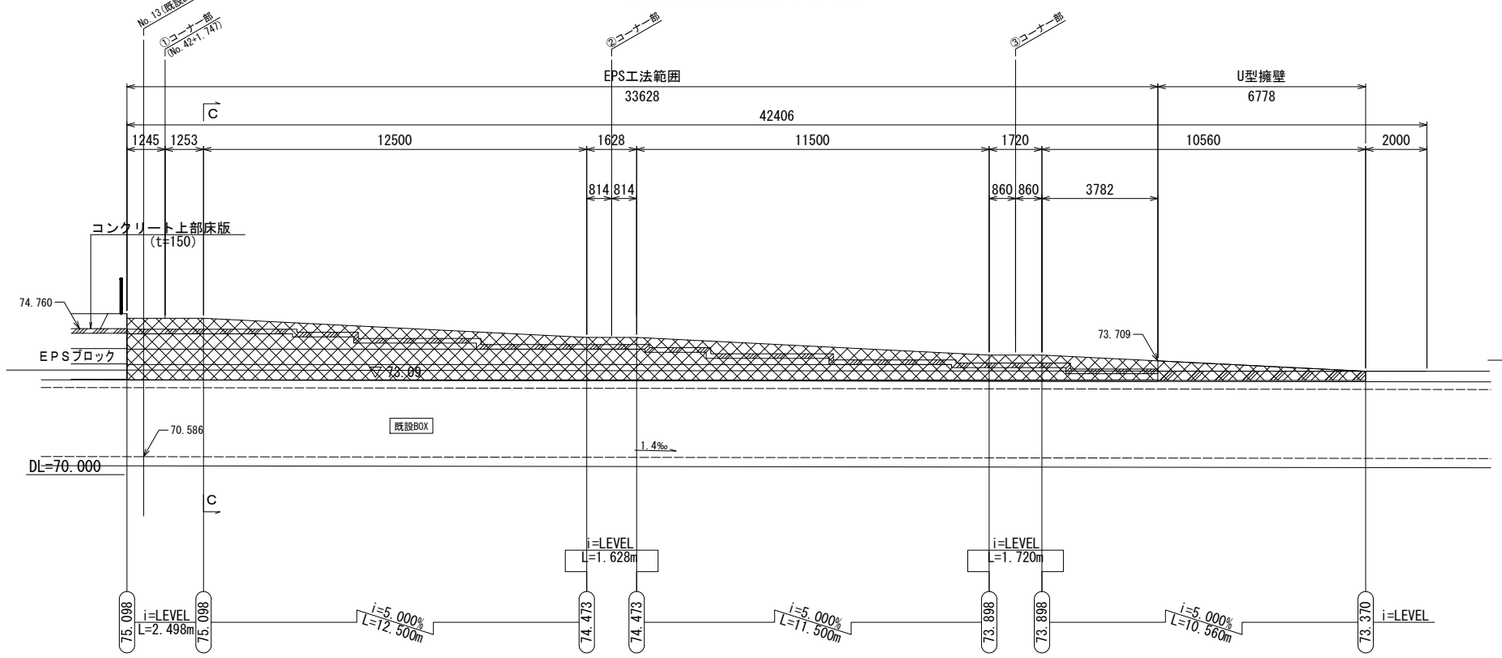

C － C断面図 S=1:50

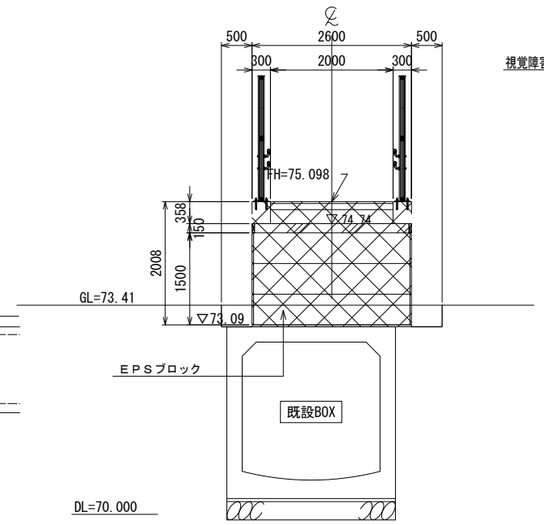

緑道取付き部詳細図 S=1:75

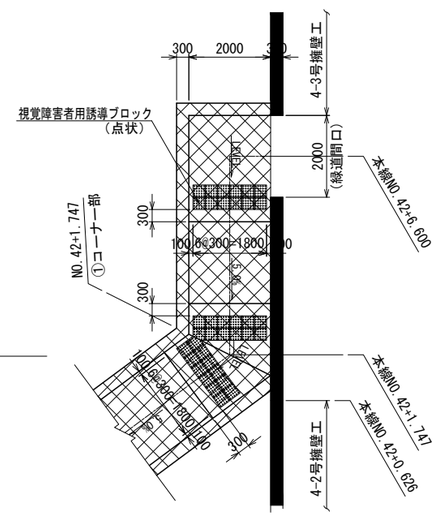

※②,③コーナーも同様に誘導ブロックを配置する。

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	緑道 一般図		
縮尺	図示	図面番号	44 の 10
年月日	令和　８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土工一般図

B － B断面図 S=1:100

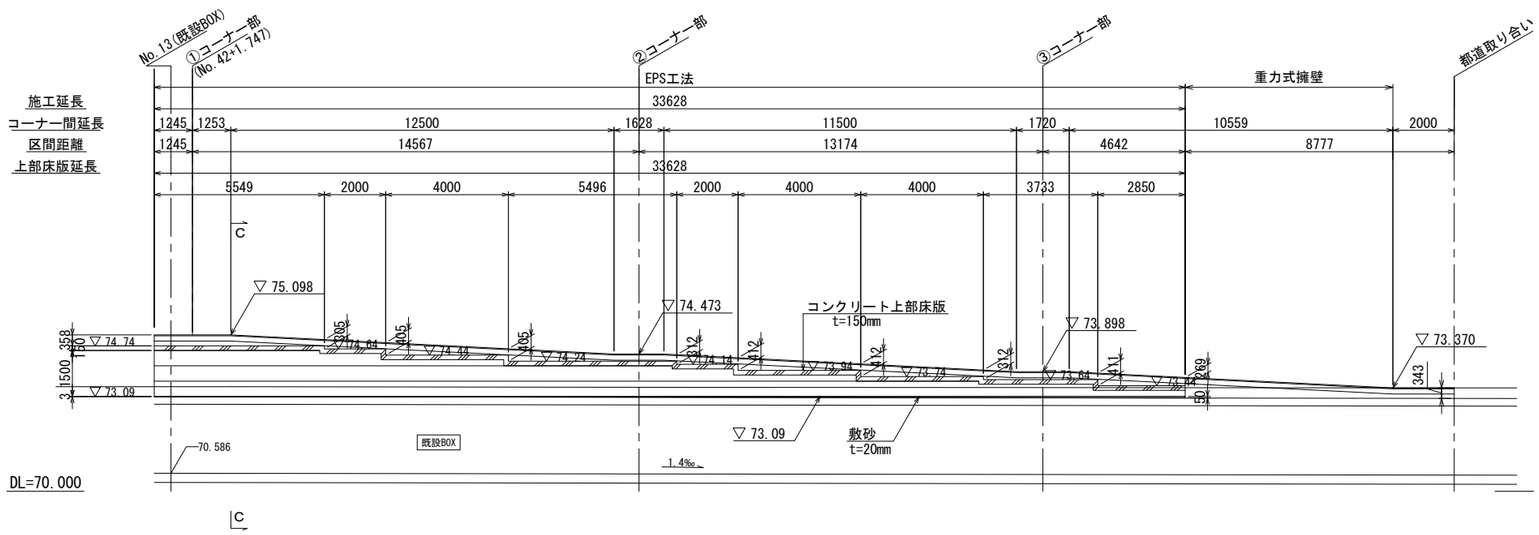

A － A断面図 S=1:100

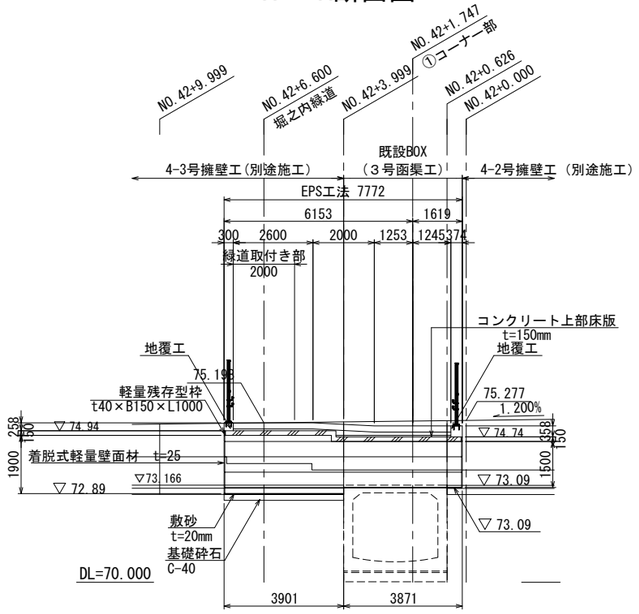

平面位置図 S=1:100

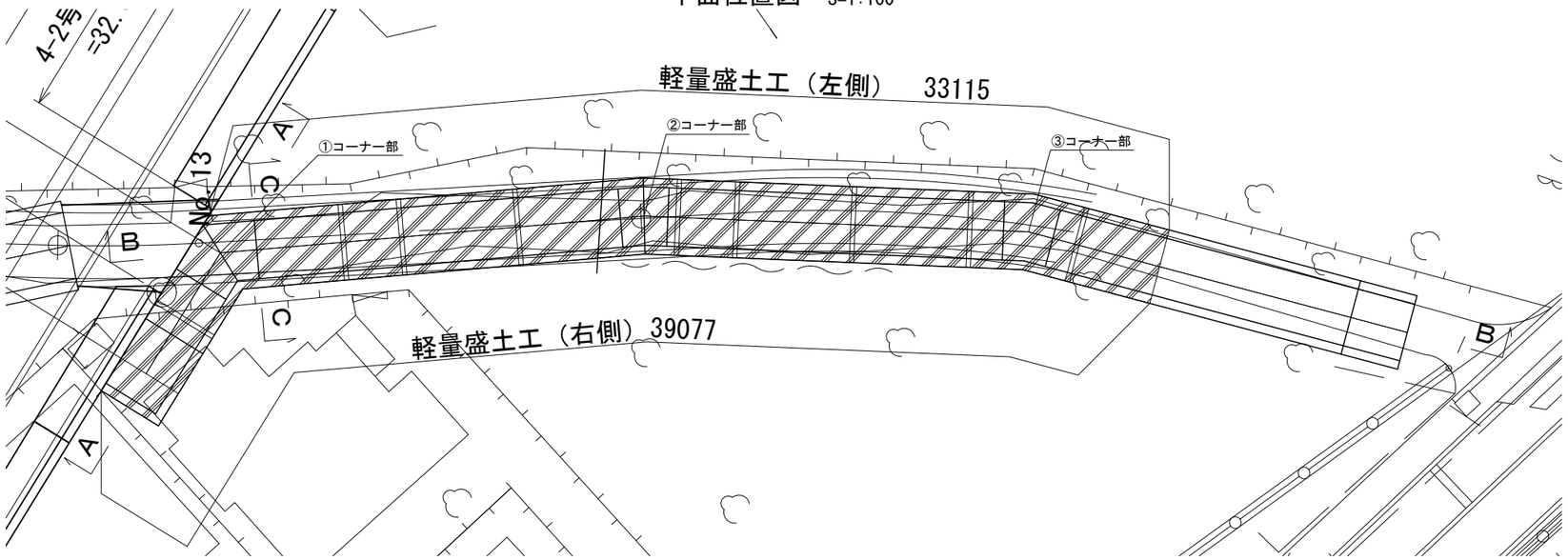

C － C断面図 S=1:100

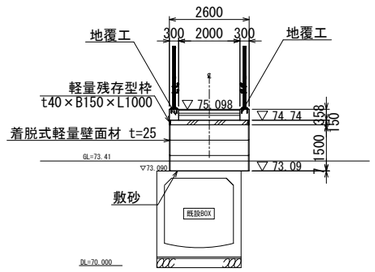

凡例

摘　　要	種　別
EPSブロック (D-16)	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	軽量盛土工一般図		
縮尺	1:100	図面番号	44 の 11
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土工展開図

左側　背面展開図　S=1:100

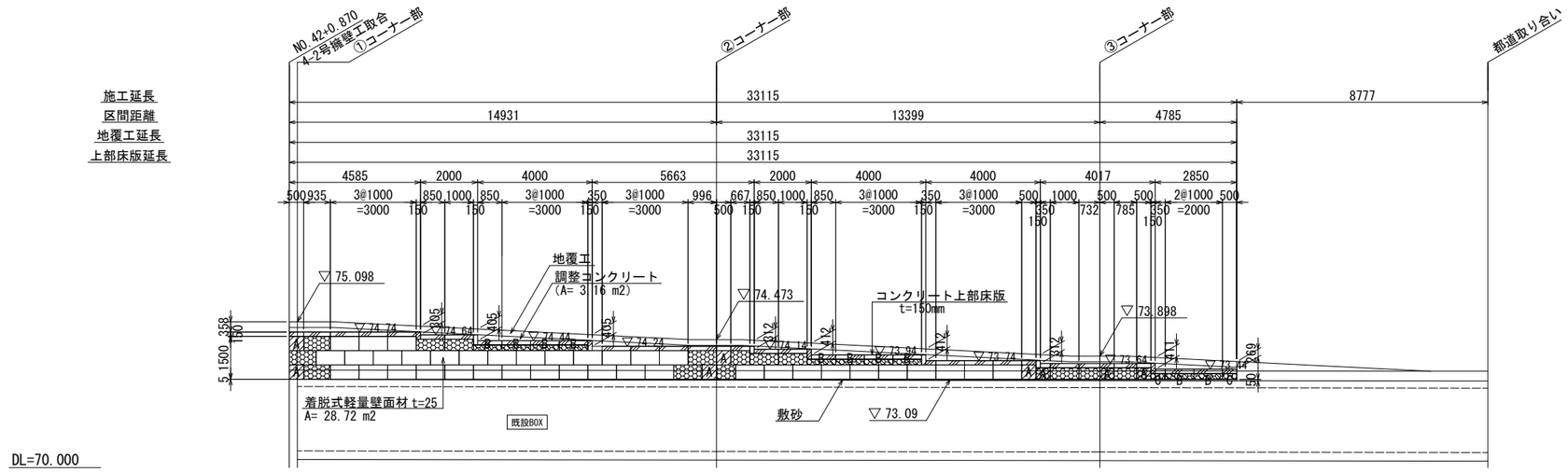

右側　正面展開図　S=1:100

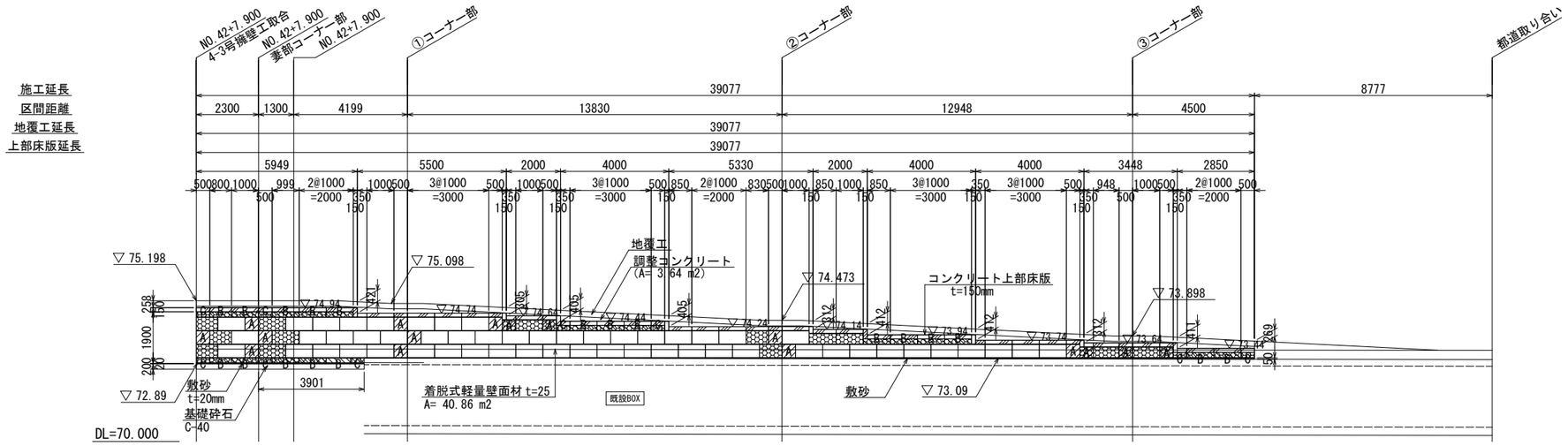

壁面材　材料表　（一式当り）

名　称	形状・寸法	単位	左側	右側	合計	摘　要
着脱式軽量壁面材　無印	480× 980 × 25 (mm)	枚	52	67	119	QLW-P1
着脱式軽量壁面材　A	480× 480 × 25 (mm)	枚	8	16	24	QLW-P2
着脱式軽量壁面材　B	230× 980 × 25 (mm)	枚	10	19	29	QLW-P3
着脱式軽量壁面材　C	230× 480 × 25 (mm)	枚	2	9	11	QLW-P4
着脱式軽量壁面材	現場調整加工品					

軽量残存型枠　数量表　（一式当り）

名　称	形状寸法	単位	左側	右側	合計	摘　要
上部床版用	150× 1000 × 40 (mm)	枚	39	48	87	S1
上部床版用	150× 400 × 40 (mm)	枚	8	9	17	S2

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	軽量盛土工展開図		
縮尺	1:100	図面番号	44 の 12
年月日	令和　８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土工平面配置図（1）　S=1:100

ST-2

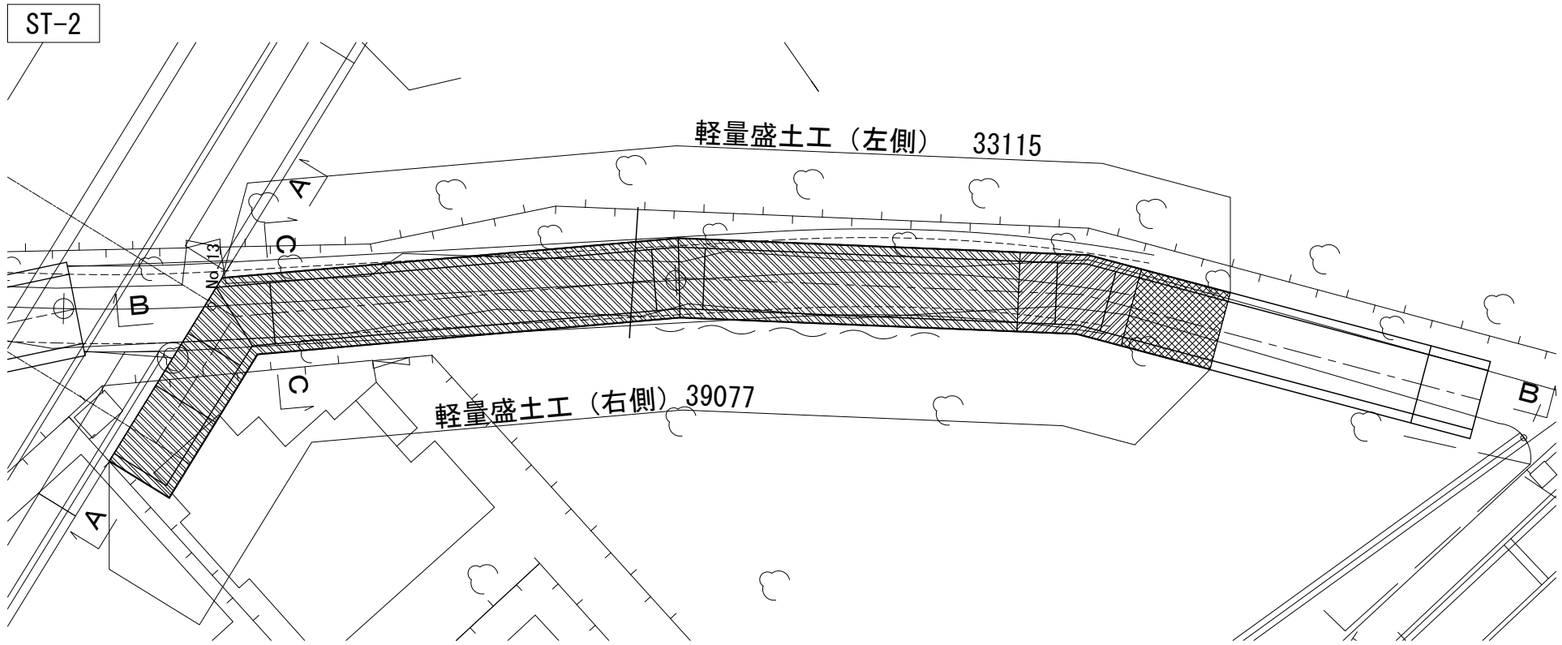

発泡ｽﾁﾛｰﾙﾌﾞﾛｯｸ数量表

（一式当り）

EPS ステージ	EPSブロック規格 グレード	EPSブロック規格 厚さ(m)	面積(㎡)	体積(m3)
ST-2	D-16	0.20	7.65	1.53
	D-16	0.40	9.52	3.81
	D-16	0.50	79.15	39.58

※ 面積はCAD読取り値による

ST-1

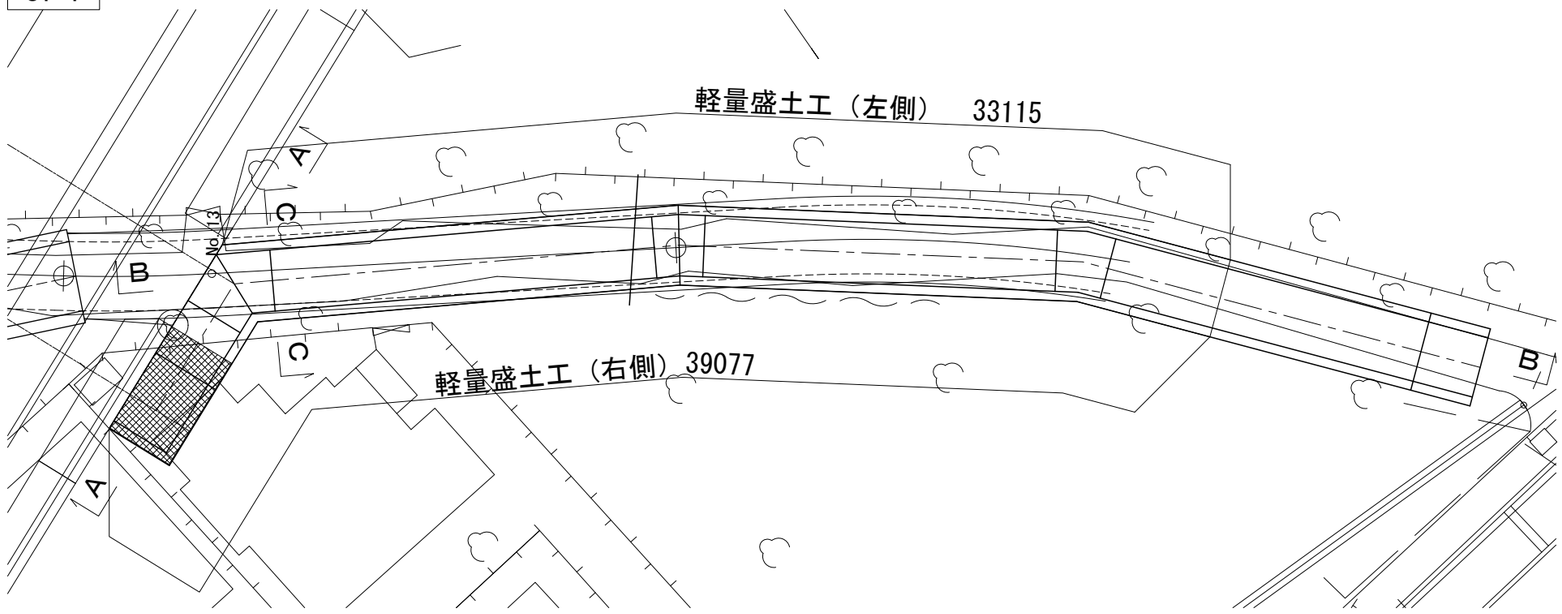

発泡ｽﾁﾛｰﾙﾌﾞﾛｯｸ数量表

（一式当り）

EPS ステージ	EPSブロック規格 グレード	EPSブロック規格 厚さ(m)	面積(㎡)	体積(m3)
ST-1	D-16	0.20	8.82	1.76
	D-16	0.40	－	－
	D-16	0.50	－	－

※ 面積はCAD読取り値による

凡例

摘　　要	種　別
EPSブロック（D-16）　t=200	
EPSブロック（D-16）　t=400	
EPSブロック（D-16）　t=500	

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	軽量盛土工平面配置図（1）		
縮　　尺	1:100	図面番号	44 の 13
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土工平面配置図（2）　S=1:100

ST-4

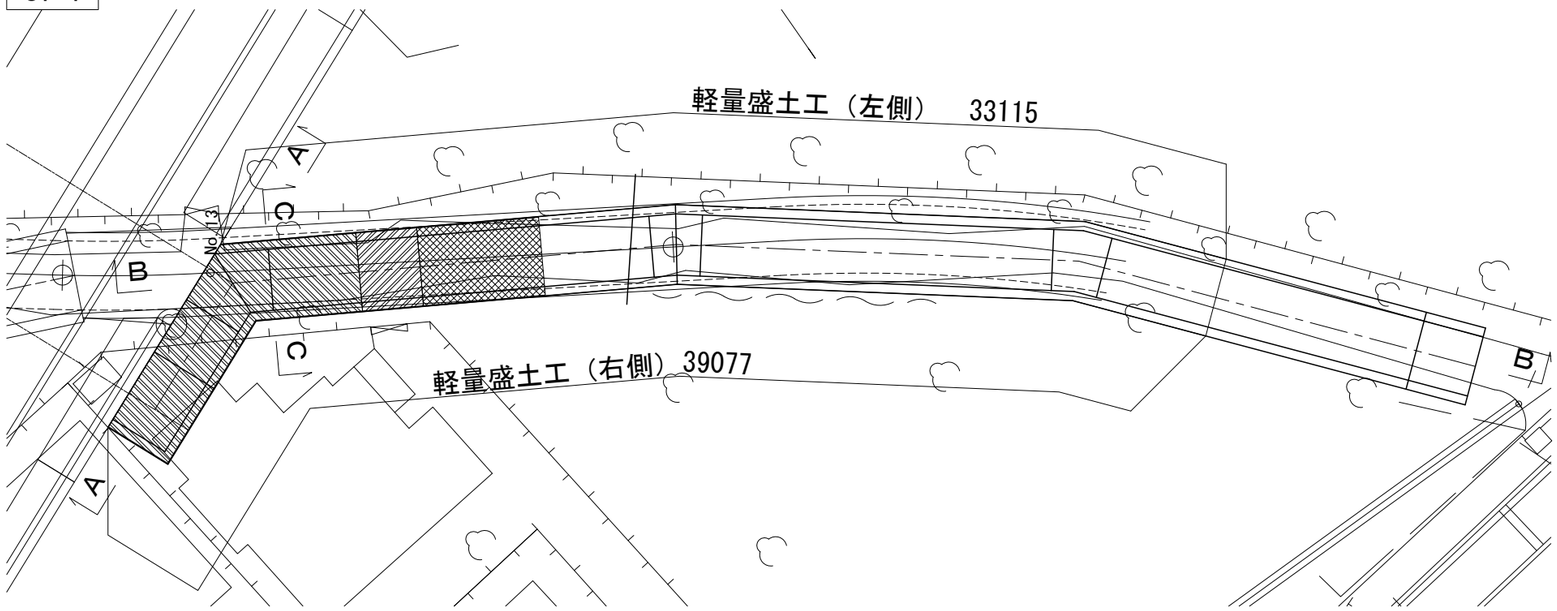

発泡ｽﾁﾛｰﾙﾌﾞﾛｯｸ数量表

（一式当り）

EPS ステージ	EPSブロック規格 グレード	厚さ(m)	面積(㎡)	体積(m3)
ST-4	D-16	0.20	10.20	2.04
	D-16	0.40	5.10	2.04
	D-16	0.50	24.33	12.17

※ 面積はCAD読取り値による

ST-3

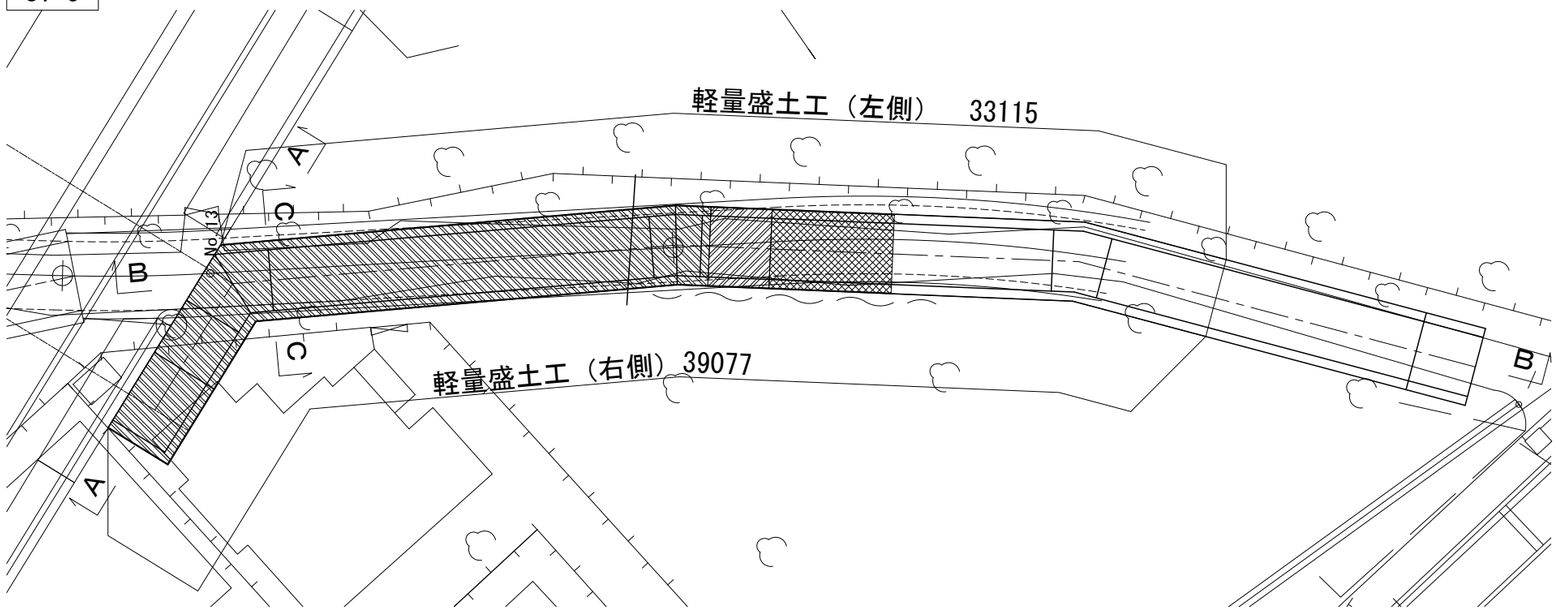

発泡ｽﾁﾛｰﾙﾌﾞﾛｯｸ数量表

（一式当り）

EPS ステージ	EPSブロック規格 グレード	厚さ(m)	面積(㎡)	体積(m3)
ST-3	D-16	0.20	10.20	2.04
	D-16	0.40	5.10	-
	D-16	0.50	53.65	-

※ 面積はCAD読取り値による

凡例

摘　　要	種　別
EPSブロック（D-16）　t=200	
EPSブロック（D-16）　t=400	
EPSブロック（D-16）　t=500	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	軽量盛土工平面配置図（2）		
縮尺	1:100	図面番号	44 の 14
年月日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土工平面配置図（3）　S=1:100

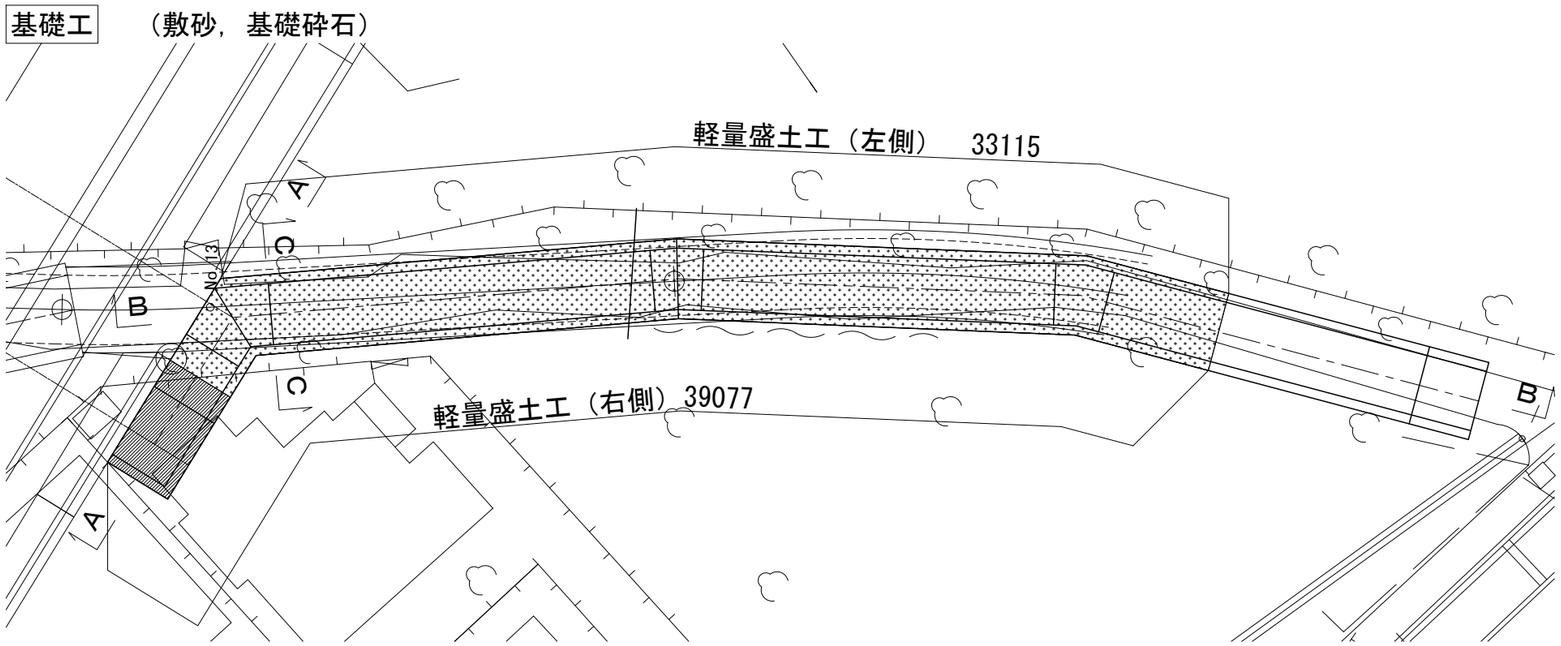

発泡ｽﾁﾛｰﾙﾌﾞﾛｯｸ数量表

（一式当り）

EPS ステージ	EPSブロック規格 グレード	厚さ(m)	面積(㎡)	体積(m3)
基礎砕石		0.20	8.97	1.79
敷砂（t=20）		0.02	8.97	0.18
敷砂（t=27）		0.027	89.15	2.41

※ 面積はCAD読取り値による

凡例

摘　　要	種　別
基礎砕石(t=200) + 敷砂(t=20)	
敷砂（t=3～50）平均高（t=27）	

ST-5

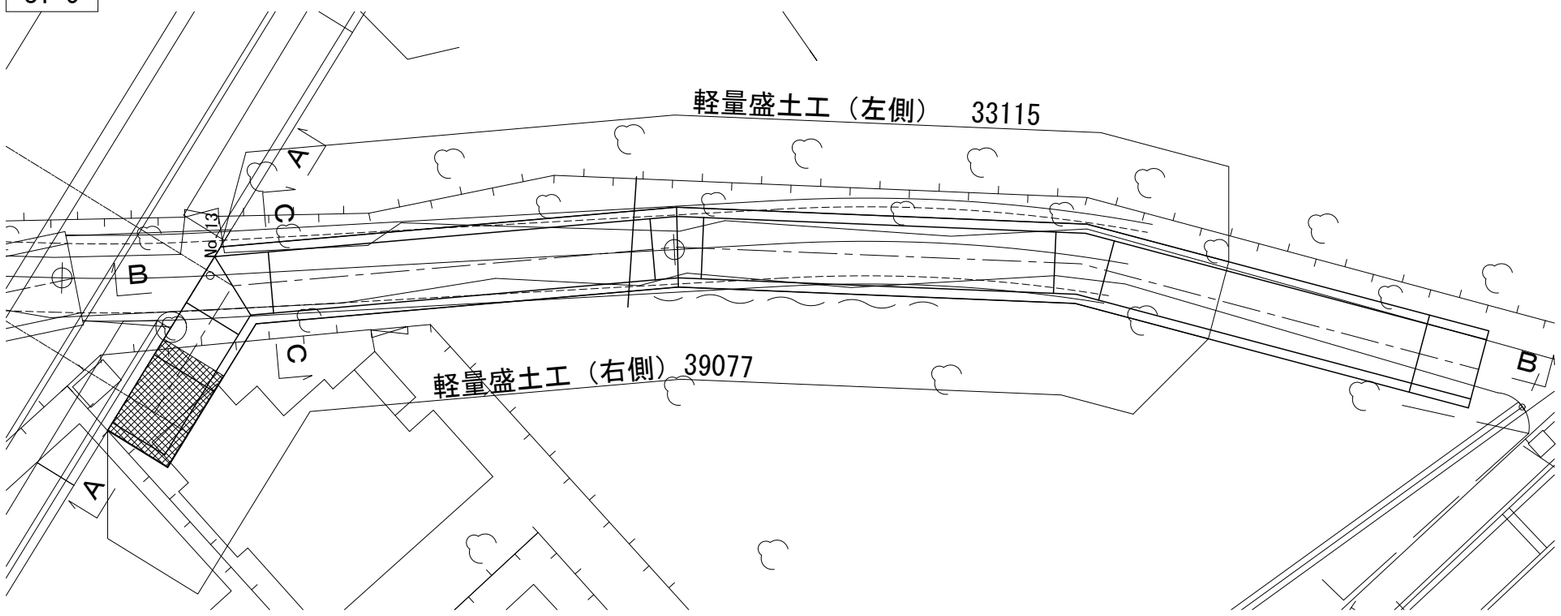

発泡ｽﾁﾛｰﾙﾌﾞﾛｯｸ数量表

（一式当り）

EPS ステージ	EPSブロック規格 グレード	厚さ(m)	面積(㎡)	体積(m3)
ST-5	D-16	0.20	7.90	1.58
	D-16	0.40	－	－
	D-16	0.50	－	－

※ 面積はCAD読取り値による

凡例

摘　　要	種　別
EPSブロック（D-16）　t=200	
EPSブロック（D-16）　t=400	
EPSブロック（D-16）　t=500	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	軽量盛土工平面配置図（3）		
縮　　尺	1：100	図面番号	44 の 15
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

コンクリート床版平面図　S=1:100

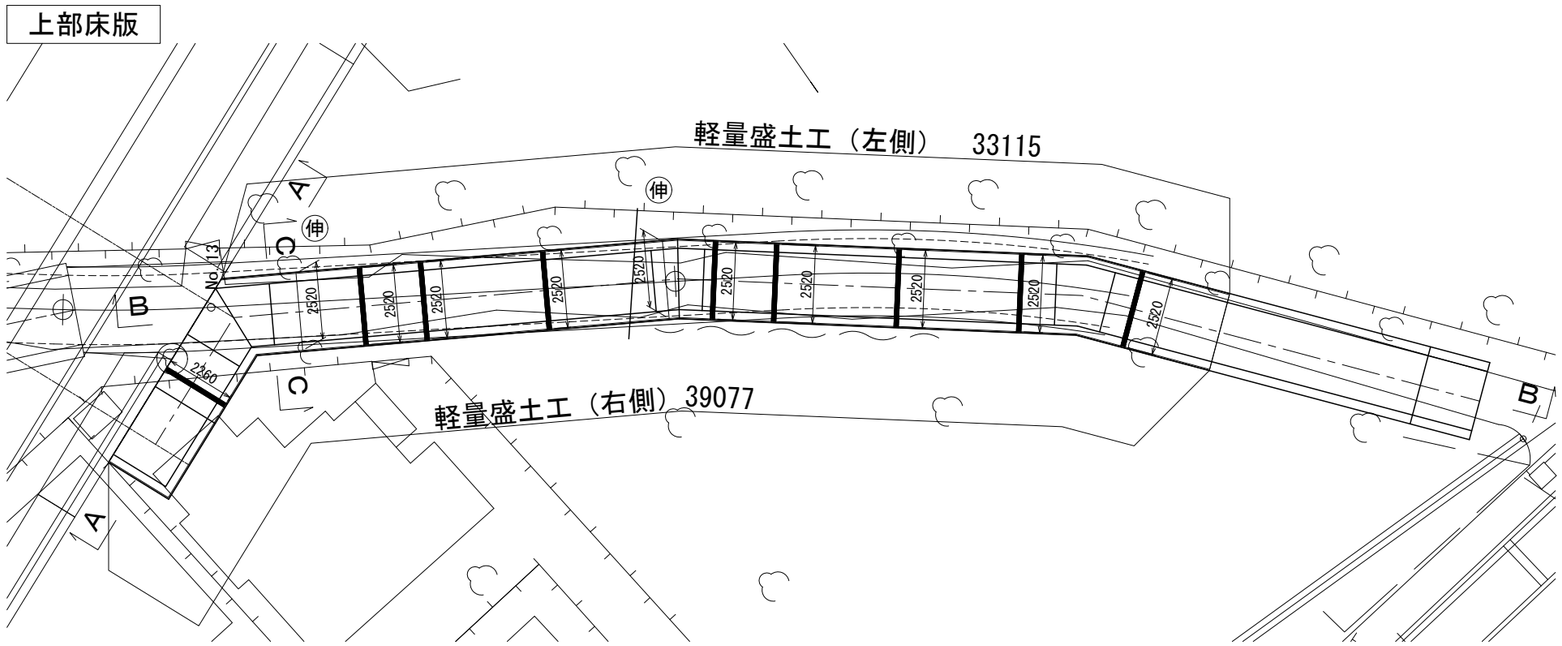

コンクリート上部床版　数量表

項　　目	凡例	単位	数　量	摘　　要
設計延長　左側		m	33.115	床版厚　t=150mm
右側		m	39.077	
床版上面高		m	▽73.44～▽74.94	
床版平面積		m2	95.23	
目地材設置個所数	——伸	箇所	2	施工幅　ΣB= 5.04 m

コンクリート床版段差部　寸法表

	段差高 h(m)	施工幅 B(m)	摘　要
1	0.200	2.260	日野ﾊﾞｲﾊﾟｽ側より
2	0.100	2.520	
3	0.200	2.520	
4	0.200	2.520	
5	0.100	2.520	
6	0.200	2.520	
7	0.200	2.520	
8	0.100	2.520	
9	0.200	2.520	

目地材　寸法表

	施工幅 B(m)	摘　要
1	2.520	日野ﾊﾞｲﾊﾟｽ側より
2	2.520	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	コンクリート床版平面図		
縮　　尺	1：100	図面番号	44 の 16
年 月 日	令和　8 年 4 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土構造図（1）

（ＥＰＳ工詳細図）

ＥＰＳブロックの基本形状・物性規格

S=1:25

今回施工

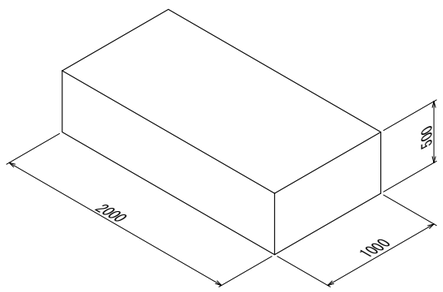

型内発泡法　ＥＰＳブロック

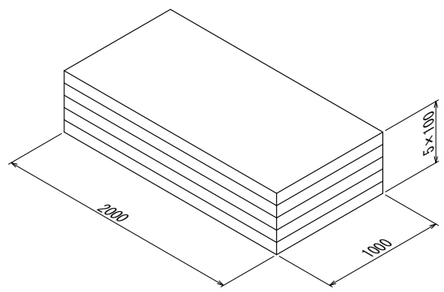

押出発泡法　ＥＰＳブロック

ＥＰＳブロック物性表

項　目	単 位	ＥＰＳブロック種別										試験方法
		型内発泡法						押出発泡法				
		D-35	D-30	D-25	D-20	D-16	D-12	DX-45	DX-35	DX-29	DX-24H	
単位体積重量	kN／m³	0.35 +0.030 −0.020	0.30 +0.030 −0.020	0.25 +0.020 −0.015	0.20 +0.020 −0.010	0.16 +0.020 −0.010	0.12 +0.020 −0.010	0.45±0.050	0.35±0.030	0.29 +0.030 −0.020	0.24 +0.030 −0.010	JIS K 7222
圧 縮 強 度	kN／m²	220以上	180以上	140以上	100以上	70以上	40以上	700以上	400以上	280以上	200以上	降伏ひずみ時もしくは10%ひずみ時
許容圧縮応力度	kN／m²	110	90	70	50	35	20	350	200	140	100	圧縮弾性領域
弾 性 係 数	kN／m²	11000	9000	7000	5000	3500	2000	35000	20000	14000	10000	

・発泡スチロール土木工法開発機構（ＥＤＯ）の規格認定材料と同等品以上を使用する
・⌊＿＿⌉ は、本設計で使用するＥＰＳブロックを示す。

緊結金具詳細図

S=1:1

両 爪 型

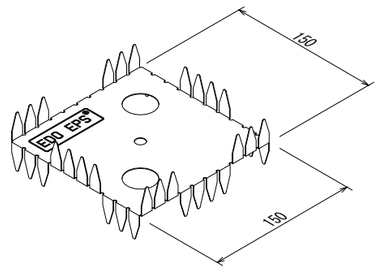

片 爪 型

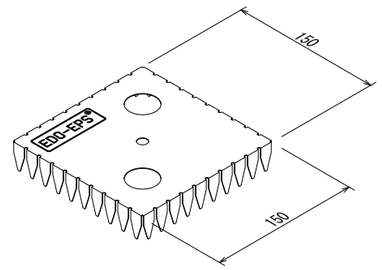

材料物性表

種　類	記　号	めっき付着量			引張試験値	
		両面等圧めっきの最小付着量（両面の合計 g／m²）			降伏点 N／mm²	引張強さ N／mm²
		記　号	3点平均付着量	1点最小付着量		
構造用	SGLC400 相当	AZ150	150	130	295以上	400以上

・発泡スチロール土木工法開発機構（ＥＤＯ）が指定した金具と同等品以上を使用する

緊結金具の設置数

条　件	ブロックサイズ	個　数	摘　要
1m²あたり	―	1.15	
1m³あたり	2.0m×1.0m×0.5m	2.30	

・　レベル2地震動対応の場合は、上記個数の倍の金具を使用する事。
・　緊結金具の個数は、ロス分を含んだ数量とする。
・　切断加工したブロックには、1ブロックあたり1個ないし2個使用とする。
・　発泡スチロール土木工法開発機構（ＥＤＯ）が指定した金具と同等品以上を使用する事。

ＥＰＳブロック配置の参考例

S=1:100

平 面 図

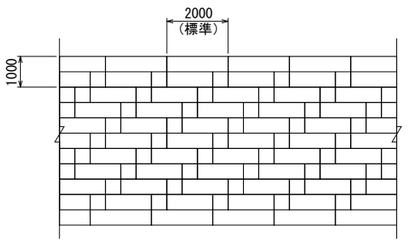

：　上層ステージ

：　下層ステージ

特記事項

1．　本工事の軽量盛土工法
（1）　本工事における軽量盛土工は、契約図書に示す構造条件等に対し、「 EDO-EPS工法　設計・施工基準書（２０１９年 ５月　発泡スチロール土木工法開発機構）（以下、「基準書」と示す）」により決定している。
（2）　本工事に施工に際し、上記1．（1）によらず別の軽量盛土工法を採用しようとする場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2．使用材料
（1）発泡スチロールブロックについては、「基準書」第３章　材料　３．２ EDO-EPSブロックに示される材料特性を満足するものとする。
（2）緊結金具については、地震時における軽量盛土体に作用する水平力に対し、発泡スチロールブロックの結合性能が金具のせん断抵抗力により確保できる機能を有するものとすること。

3．施工管理方法
本工事における軽量盛土工の施工管理については、「施工管理基準」の他、「基準書」第６章　施工によるものとる。

緊結金具の設置例

S=1:100

平 面 図

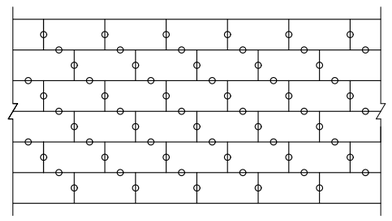

○　緊結金具

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	軽量盛土構造図 (1)		
縮　　尺	図示	図面番号	44 の 17
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土構造図 (2)

（床版工詳細図－１）

コンクリート床版詳細図

S=1:10

断面図

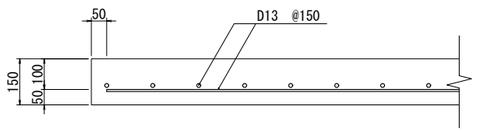

※ユニット鉄筋を使用する場合には重ね継手長=600以上必要。

平面図

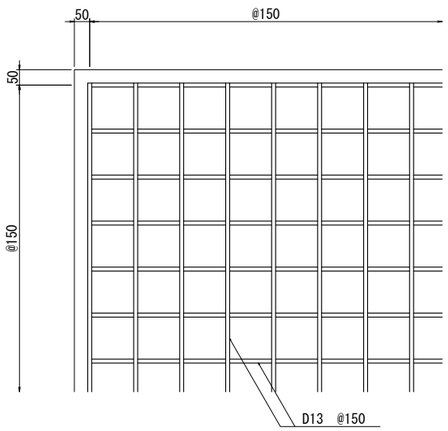

コンクリート床版段差部

S=1:10

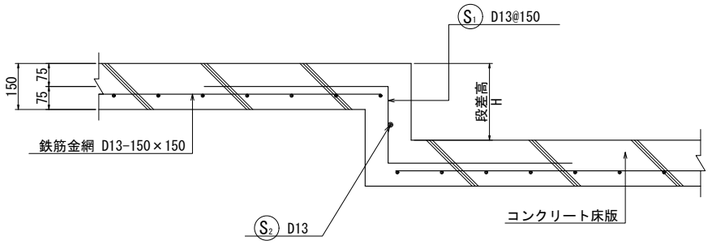

伸縮目地詳細図

S=1:10

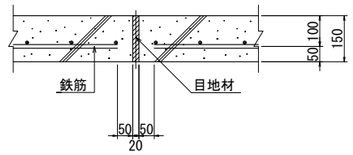

段差部鉄筋加工表　（段差H=100）

段差奥行き10.0m当り

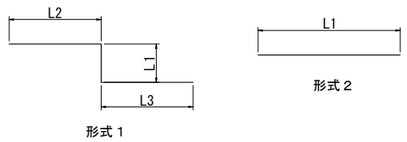

種別	形式	径	本数（本）	長さ（mm）	L1（mm）	L2（mm）	L3（mm）	L4（mm）
S1	1	D13	67	1300	100	600	600	－
S2	2	－	－	－	－	－	－	－

段差部鉄筋質量表

種別	径	長さ（mm）	本数（本）	単位質量（kg/m）	1本当り質量（kg）	質量（kg）	摘要
S1	D13	1300	67	0.995	1.294	86.698	
S2	D13	－	－	－	－	－	

総質量　D13　86.698 kg

段差部鉄筋加工表　（段差H=200）

段差奥行き10.0m当り

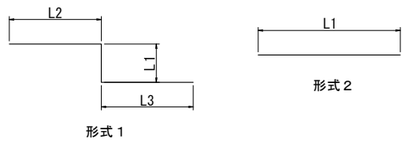

種別	形式	径	本数（本）	長さ（mm）	L1（mm）	L2（mm）	L3（mm）	L4（mm）
S1	1	D13	67	1400	200	600	600	
S2	2	D13	1	10000	10000			

段差部鉄筋質量表

種別	径	長さ（mm）	本数（本）	単位質量（kg/m）	1本当り質量（kg）	質量（kg）	摘要
S1	D13	1400	67	0.995	1.393	93.331	
S2	D13	10000	1	0.995	9.950	9.950	

総質量　D13　103.281 kg

コンクリート床版　数量表

95m2当り

種　別	規　格	数　量	摘　要
コンクリート床版	24-12-25(高炉)	15　m3	溶接金網 D13 150x150

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	軽量盛土構造図 (2)		
縮尺	1：10	図面番号	44 の 18
年月日	令和　８ 年 ４ 月　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土構造図（3）

（床版工詳細図－２）

床版用残存型枠取付詳細図

S=1:10

上部床版用

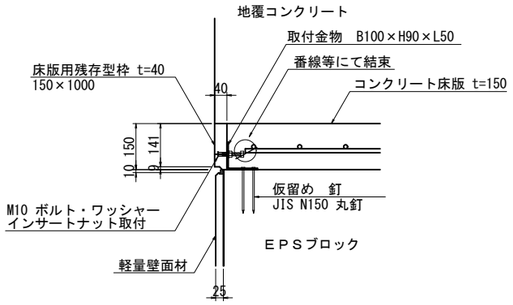

軽量残存型枠

Ｓ１＜基本＞

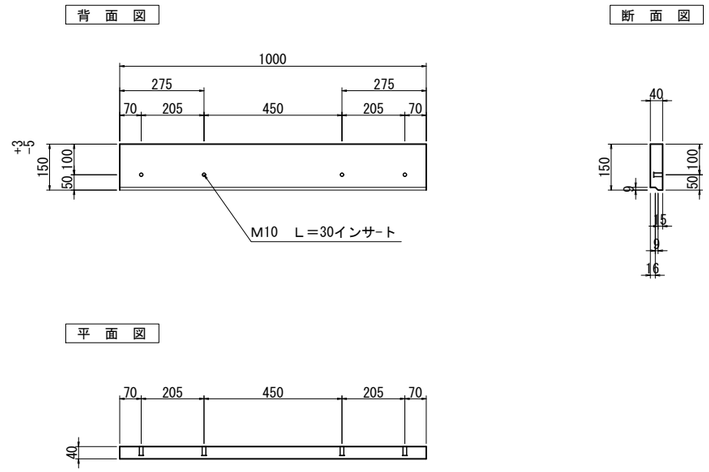

壁面材　数量表

（一式当り）

種　　別	規　　格	数　　量	摘　　要
軽量残存型枠	150×1000×40	87　枚	
軽量残存型枠	400×150×40	17　枚	

軽量残存型枠

Ｓ２＜段落＞

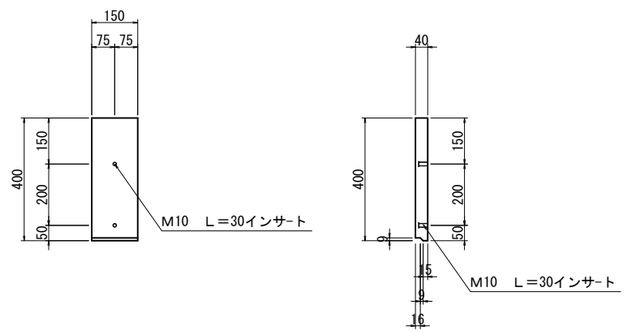

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	軽量盛土構造図（3）		
縮　　尺	1：10	図面番号	44 の 19
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土構造図(4)　S=1:30

（基礎工詳細図）

基礎工断面図

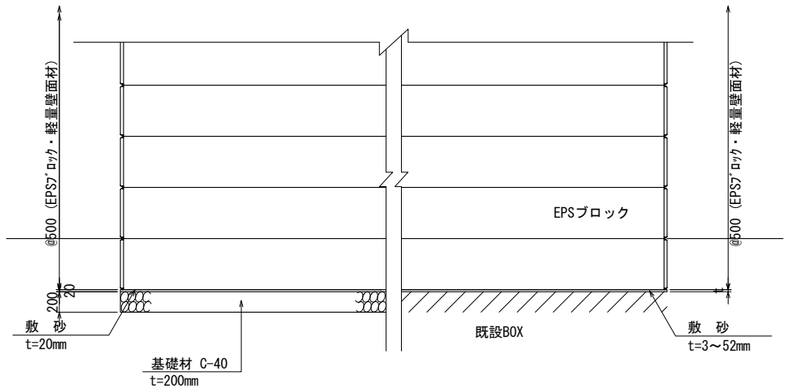

基礎工正面図

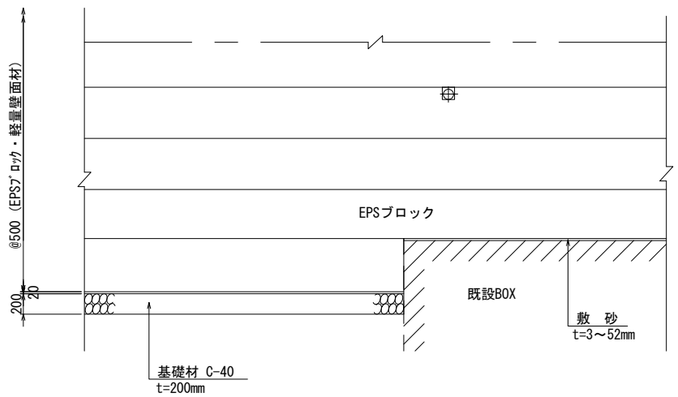

発泡ｽﾁﾛｰﾙ設置　材料表

95m2当り

種　　別	規　　格	数　　量	摘　　要
基礎砕石	RC-40　t=200mm	9.0　m2	
敷砂	t=20mm	9.0　m2	
敷砂	t=27mm	89　m3	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	軽量盛土構造図 (4)		
縮　　尺	1：30	図面番号	44 の 20
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土構造図（5）
（壁面工詳細図）

壁面材詳細図

（ 軽量壁面材 t=25mm ）

ＥＰＳブロック基本形状寸法図

S=1:25

QLW-P1（壁面材付）
＜480×980×25＞

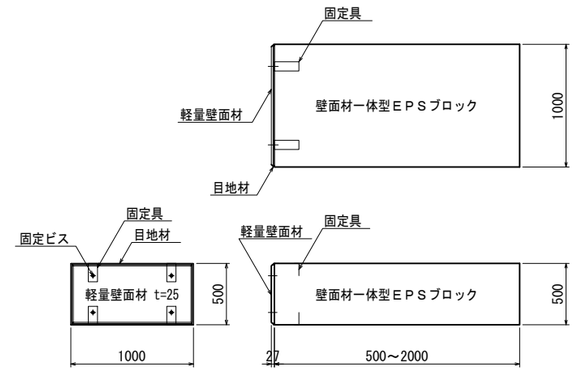

QLW-P2（壁面材付）
＜480×480×25＞

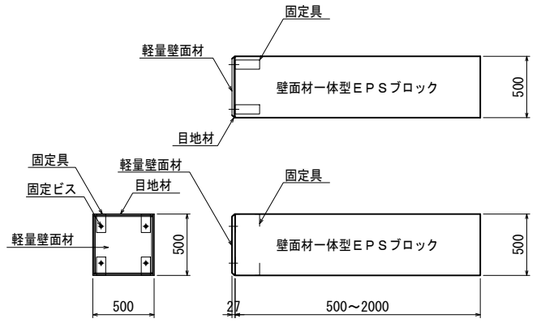

壁面材付ＥＰＳブロック基本形状俯瞰図

S=1:20

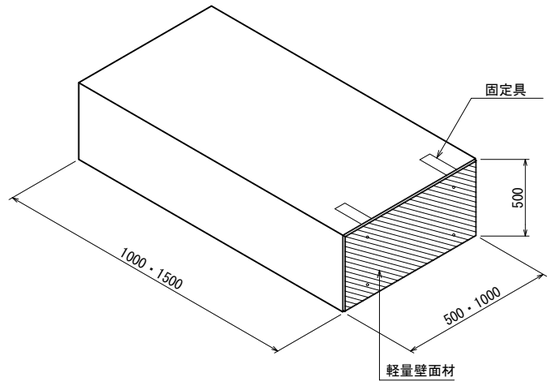

QLW-P3（壁面材付）
＜230×980×25＞

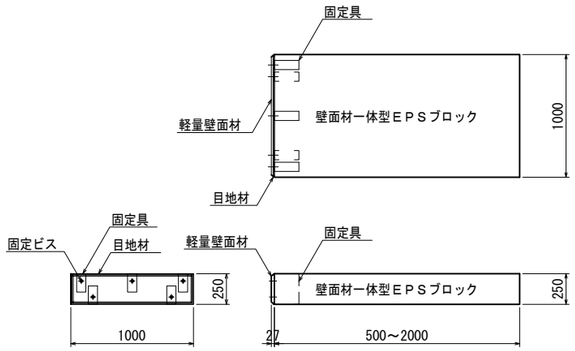

QLW-P4（壁面材付）
＜230×480×25＞

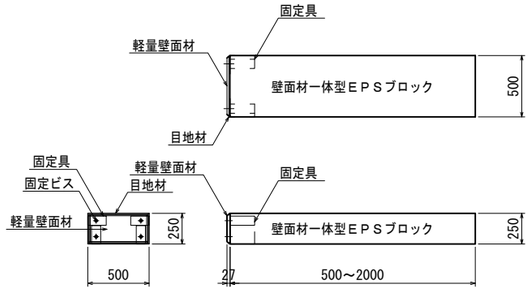

着脱式軽量壁面材の加工について

傾斜部、延長調整等で、壁面材を現場合わせ切断加工しなければならない場合、
着脱式軽量壁面材は無筋コンクリート製のため、丸のこ・グラインダー等で簡単に切断加工可能。
ダイヤモンド刃で行うと切断もスムーズに行うことができる。

壁面材　数量表

（一式当り）

種　　別	規　　格	数　　量	摘　　要
脱着式壁面材	480×980×25	119　枚	
脱着式壁面材	480×480×25	24　枚	
脱着式壁面材	230×980×25	29　枚	
脱着式壁面材	230×480×25	11　枚	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	軽量盛土構造図 (5)		
縮　　尺	図示	図面番号	44 の 21
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

軽量盛土構造図(6)　S=1:30
（地覆工 詳細図）

地覆工(両直部)
（重力式防護柵基礎）

断　面　図

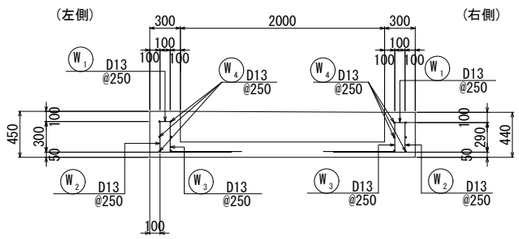

鉄筋組立図

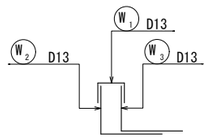

平均壁高形状寸法表

防護柵基礎	左側	右側	摘　要
施工延長　L (m)	33.115	39.077	
展開面積　A (m2)	9.79	11.45	展開面積は、CADより求積
平均壁高　h (m)	0.30	0.29	＝ 展開面積 ／ 施工延長
防護柵基礎+床版	0.45	0.44	

地覆　数量表

（一式当り）

種　　別	規　　格	数　　量	摘　　要
コンクリート	18-8-25(高炉)	6　m3	
型枠		1　式	
鉄筋	SD345 D13	1.15　t	
目地板	t=20mm	0.60　m2	

鉄筋加工表（左側）

10.0m当り

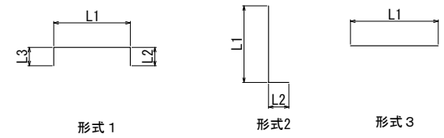

種 別	形 式	径	本 数 (本)	長 さ (mm)	L1 (mm)	L2 (mm)	L3 (mm)	L4 (mm)
W1	1	D13	40	490	100	195	195	
W2	2	D13	40	1000	300	700		
W3	2	D13	40	1000	300	700		
W4	3	D13	6	10000	10000			

鉄筋質量表（材質：SD345）

10.0m当り

種 別	径	長 さ (mm)	本 数 (本)	単位質量 (kg/m)	１本当り質量 (kg)	質　量 (kg)	摘　要
W1	D13	490	40	0.995	0.488	19.520	┌┐
W2	D13	1000	40	0.995	0.995	39.800	└ (平均長)
W3	D13	1000	40	0.995	0.995	39.800	└ (平均長)
W4	D13	10000	6	0.995	9.950	59.700	──
					総質量 D13	158.820	kg

鉄筋加工表（右側）

10.0m当り

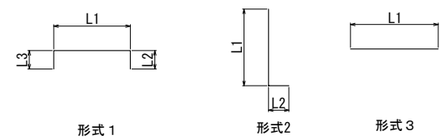

種 別	形 式	径	本 数 (本)	長 さ (mm)	L1 (mm)	L2 (mm)	L3 (mm)	L4 (mm)
W1	1	D13	40	490	100	195	195	
W2	2	D13	40	990	290	700		
W3	2	D13	40	990	290	700		
W4	3	D13	6	10000	10000			

鉄筋質量表（材質：SD345）

10.0m当り

種 別	径	長 さ (mm)	本 数 (本)	単位質量 (kg/m)	１本当り質量 (kg)	質　量 (kg)	摘　要
W1	D13	490	40	0.995	0.488	19.520	┌┐
W2	D13	990	40	0.995	0.985	39.400	└ (平均長)
W3	D13	990	40	0.995	0.985	39.400	└ (平均長)
W4	D13	10000	6	0.995	9.950	59.700	──
					総質量 D13	158.020	kg

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	軽量盛土構造図 (6)		
縮　　尺	1:30	図面番号	44 の 22
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

目隠し板支柱配置図

平面割付図 S=1:60

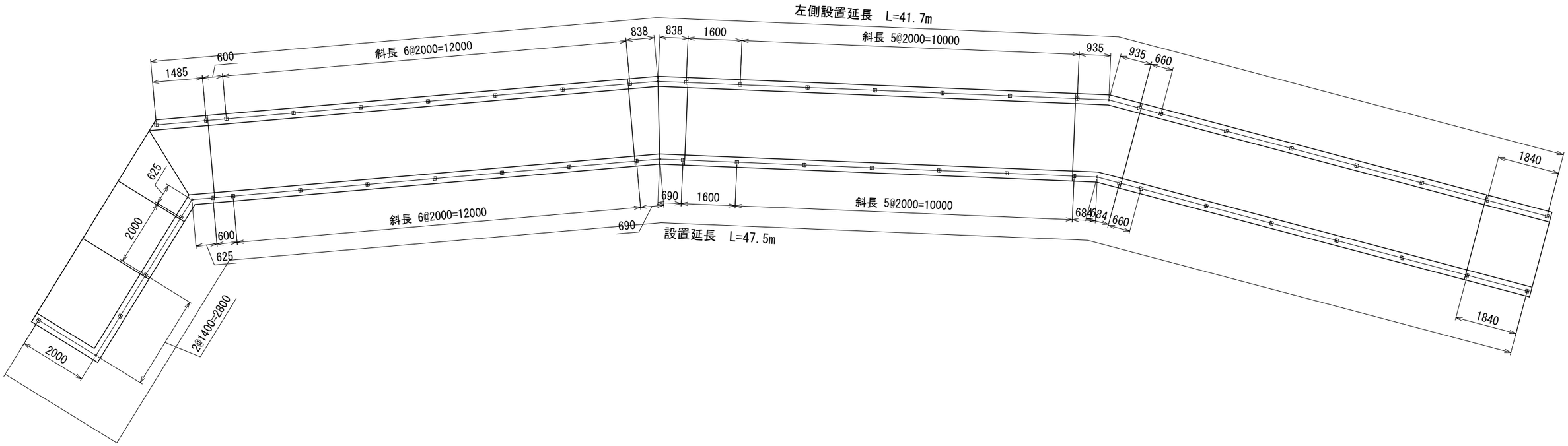

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	目隠し板支柱配置図		
縮 尺	1:60	図面番号	44 の 23
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

目隠し板構造図

組立図 S=1:25

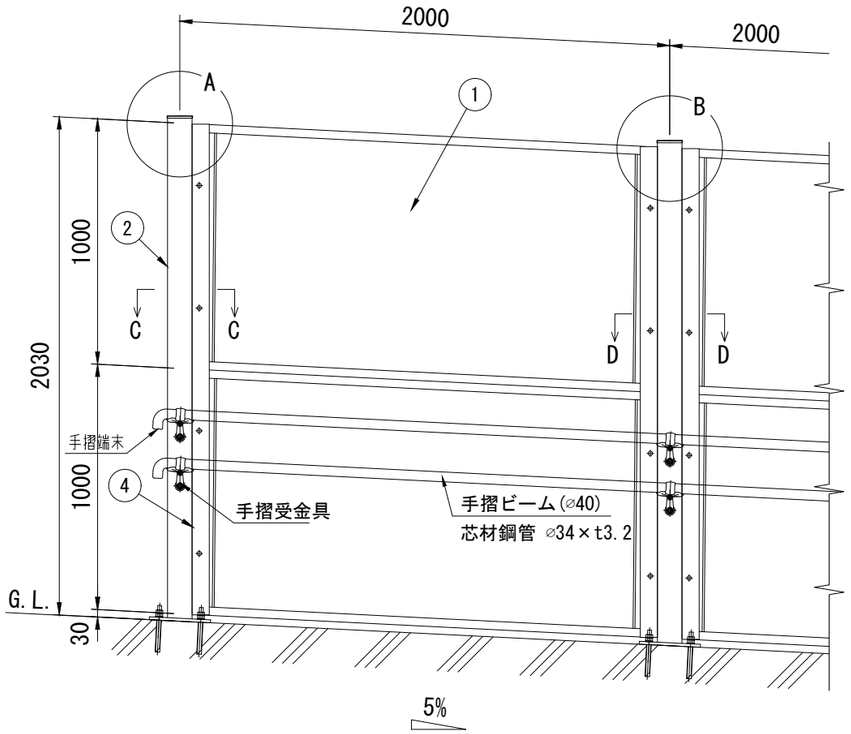

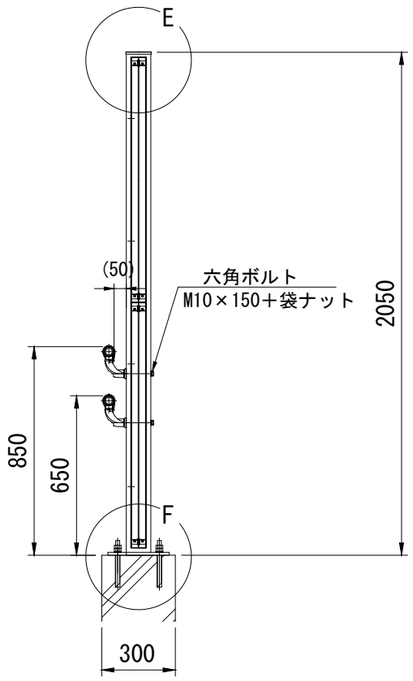

注）・コンクリート強度2100N/cm2 以上とする。
注）・擁壁強度は十分あるものとし、穿孔による割れ等は現地検討とする。
注）・地盤面の勾配角度とパネルの角度は一致しません。

詳細図 S=1:25
傾斜パネル（めかくしタイプ H1m勾配4%用）

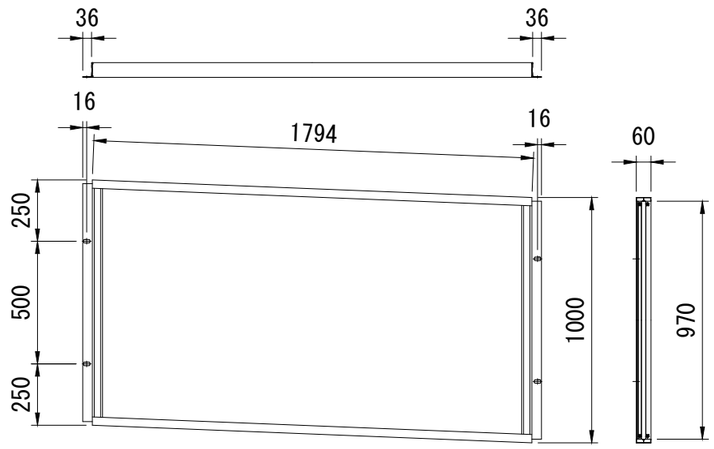

ベースプレート詳細図 S=1:10

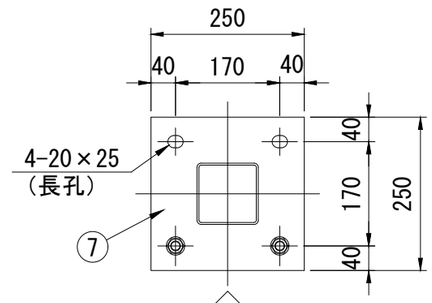

正面

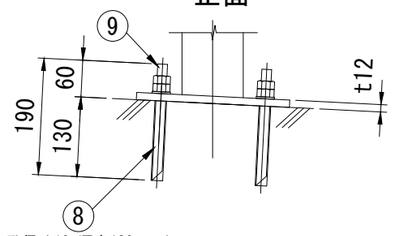

（穿孔径φ19，深さ130mm）

断面詳細図 S=1:5

A部

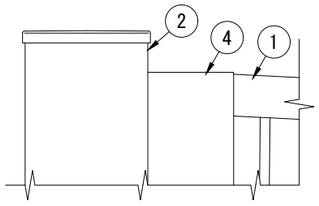

B部

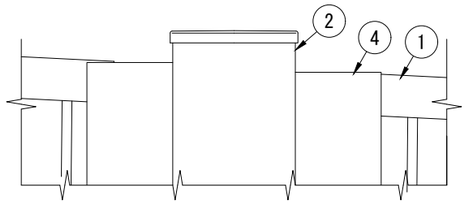

E部

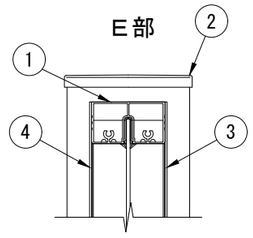

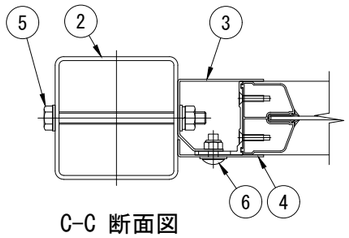

C-C 断面図

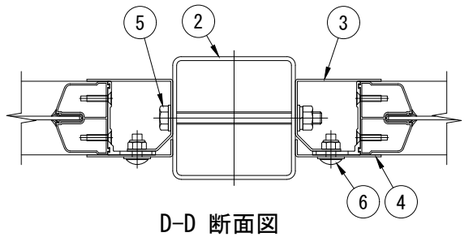

D-D 断面図

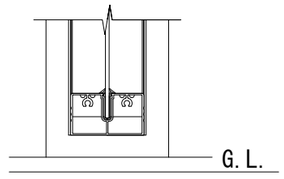

F部

材料表

No.	部材名	寸法	材質	摘要
1	パネル(不透明使用)	t60×1000×1872	面材 ポリカーボネート材t5	
2	支柱	□100×100×t3.2	STKR400	亜鉛めっき+静電粉体塗装
3	取付プレート	t1.6×2000	SGH	亜鉛めっき+静電粉体塗装
4	パネルカバー	t1.6×1000	SGH	亜鉛めっき+静電粉体塗装
5	ボルト・ナット	M10×125	4.6相当	溶融亜鉛めっき（端部用のみ塗装）
6	トラス小ネジ	M8×20	4.6相当	溶融亜鉛めっき+塗装
7	ベースプレート	t12	SS400	亜鉛めっき+静電粉体塗装
8	樹脂カプセルアンカー	M16用		TG-16RN
9	アンカーボルト	M16×190	4.6相当	溶融亜鉛めっき

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	目隠し板構造図		
縮尺	図示	図面番号	44 の 24
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水構造物詳細図(1)

管渠型側溝 S=1:10

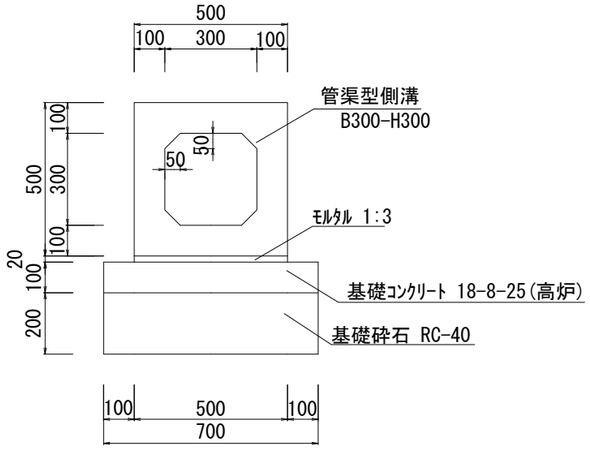

管渠型側溝 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
管渠型側溝	B300-H300	m	10	基礎砕石含
基礎コンクリート	18-8-25(高炉)	m3	0.6	t=100
型　枠		式	1	

ヒューム管(B種) S=1:20
PK1-RC1-D600

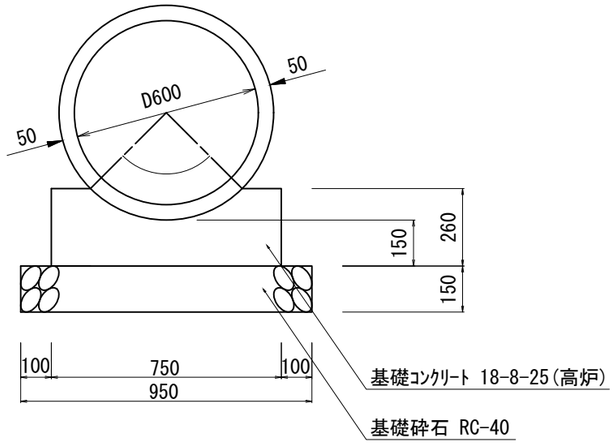

ヒューム管(B種) 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
ヒューム管(B種)	1種600 90° 巻	m	1	全ての費用

鉄筋コンクリート台付管 S=1:20

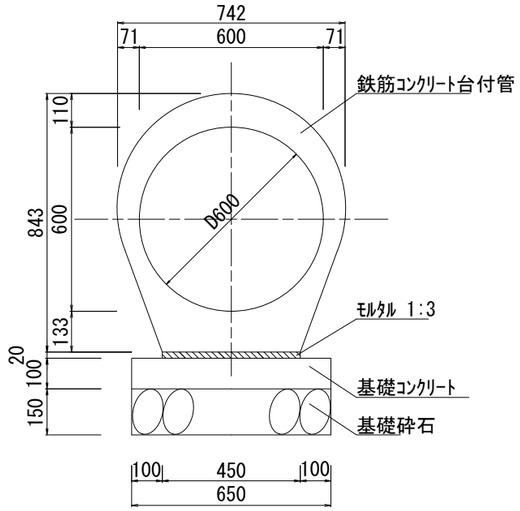

管渠型側溝 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
鉄筋コンクリート台付管	600x2500	m	10	基礎砕石含
基礎コンクリート	18-8-25(高炉)	m3	0.6	t=100
型　枠		式	1	

2号マンホール構造図 S=1:50

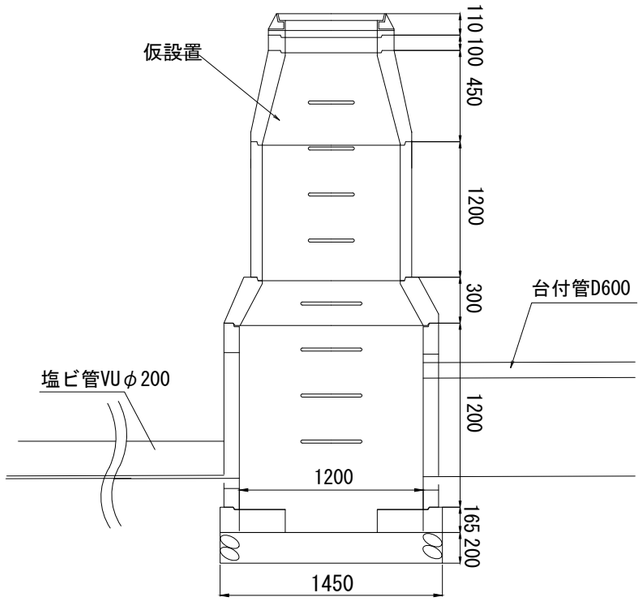

2号マンホール 数量表　　1箇所当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
プレキャストマンホール		箇所	1	基礎砕石含
1号マンホール(Ⅰ種)	斜壁 600x900x450	個	1	310kg
〃	直壁φ900 H=1200	〃	1	673kg
2号マンホール(Ⅰ種)	斜壁 900x1200x300	〃	1	363kg
〃	管取付壁φ1200 H=1200	〃	1	1,200kg
〃	底版 有効高150	〃	1	517kg
調整金具	調整高25mm以内	組	1	
調整リング	600x100	個	1	59kg
マンホール削孔費	ヒューム管 φ600用	箇所	1	
マンホール蓋	国交省マークφ600 鍵付T-25	組	1	93kg
転落防止梯子		個	1	

合計3,215kg

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道20号日野BP改良舗装他工事		
図面名	排水構造物詳細図(1)		
縮　尺	図示	図面番号	44 の 25
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水構造物詳細図(2)

本 線 部

L型街渠(A) S=1:10
一般部

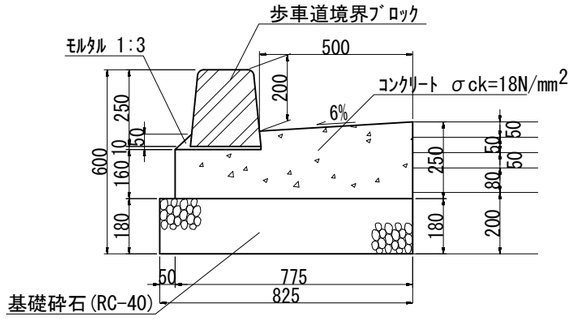

L型街渠(A) 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
基礎砕石	RC-40 t=180	m2	8.3	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	m3	1.6	
型　枠		式	1	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180/230x250x600	m	10	両面

L型街渠(B) S=1:10
摺付け部

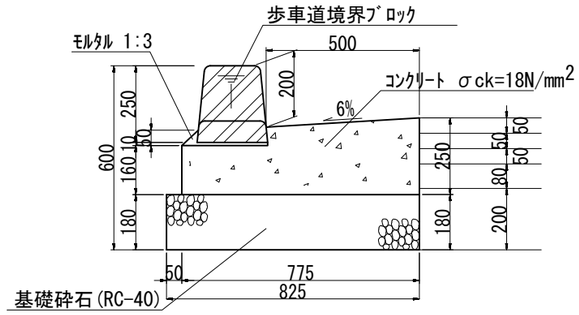

L型街渠(B) 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
基礎砕石	RC-40 t=180	m2	8.3	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	m3	1.6	
型　枠		式	1	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180-198/230x250-70x600	m	10	両面

L型街渠(C) S=1:10
平坦部

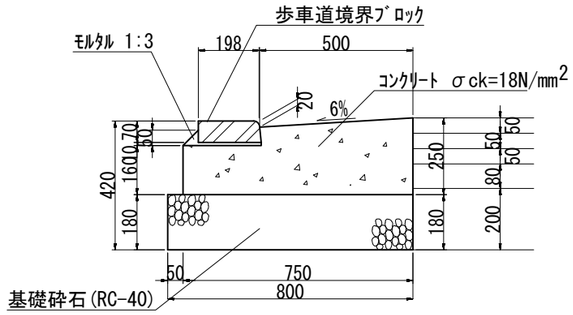

L型街渠(C) 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
基礎砕石	RC-40 t=180	m2	8.0	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	m3	1.6	
型　枠		式	1	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	198/205x70x600	m	10	

取 付 部

L型街渠(D) S=1:10
摺付け部

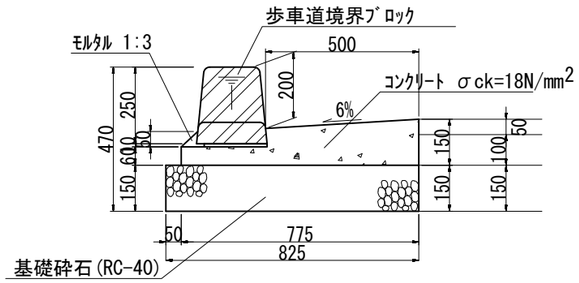

L型街渠(D) 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	8.3	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	m3	0.8	
型　枠		式	1	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180-198/230x250-70x600	m	10	両面

L型街渠(E) S=1:10
平坦部

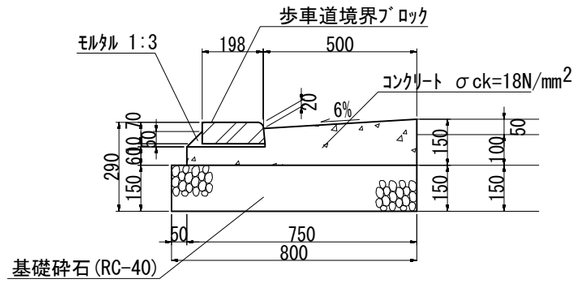

L型街渠(E) 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	8.0	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	m3	0.8	
型　枠		式	1	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	198/205x70x600	m	10	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	排水構造物詳細図(2)		
縮　尺	1:10	図面番号	44 の 26
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水構造物詳細図(3)

函渠型側溝　S=1:10

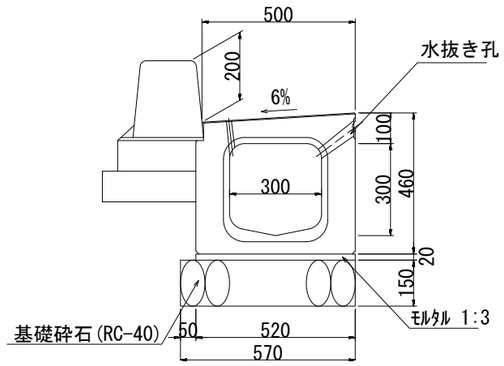

函渠型側溝 数量表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
函渠型側溝	B300-H300	m	10	基礎砕石含
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180/230x250x600	m	10	両面

ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝(参考) S=1:10
(別途施工)

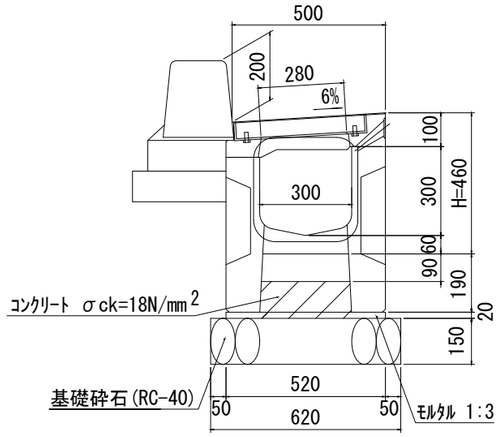

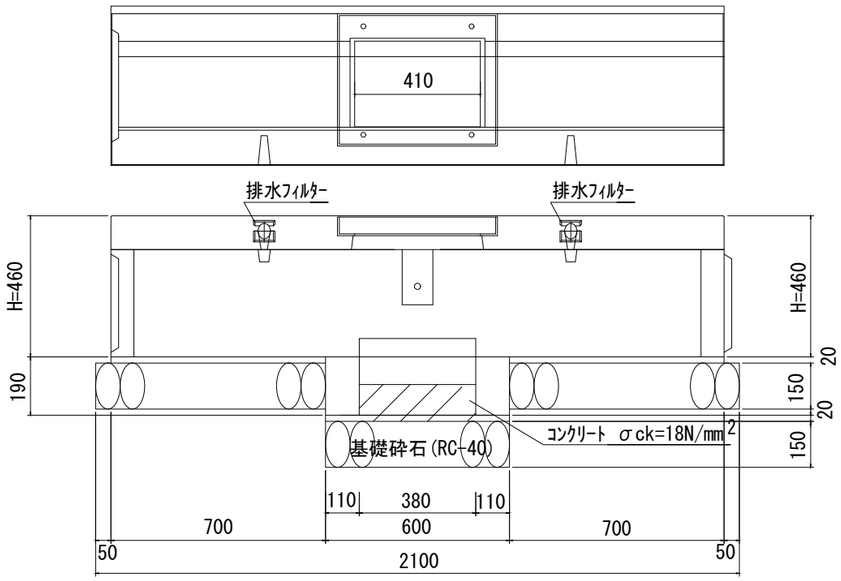

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	排水構造物詳細図(3)		
縮　尺	図 示	図面番号	44 の 27
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

縁石工詳細図

縁石工(A) S=1:10

一般部 H=200

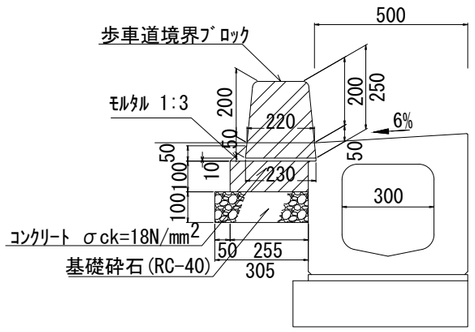

縁石工(A) 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数 量	備　考
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180/230x250x600	m	1	両面

縁石工(B) S=1:10

横断歩道部 H=20

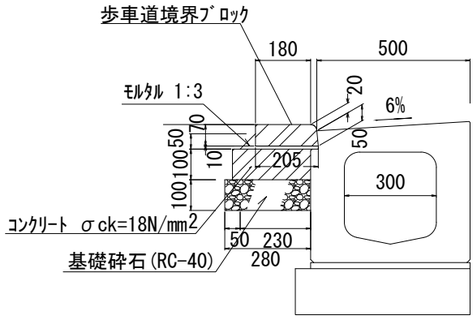

縁石工(B) 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数 量	備　考
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	198/205x70x600	m	1	

縁石工(C) S=1:10

横断歩道摺付部

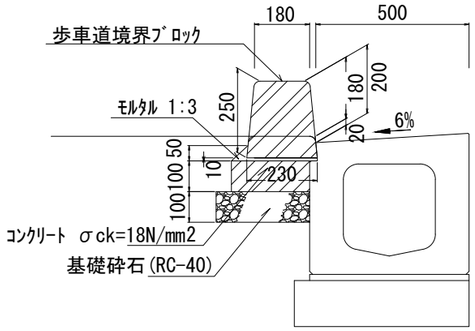

縁石工(C) 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数 量	備　考
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180-198/230x 250-70x600	m	1	両面

地先境界ﾌﾞﾛｯｸ S=1:10

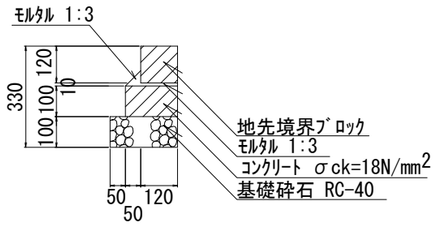

地先境界ﾌﾞﾛｯｸ 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数 量	備　考
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	120x120x600	m	1	

自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A) S=1:10

一般部

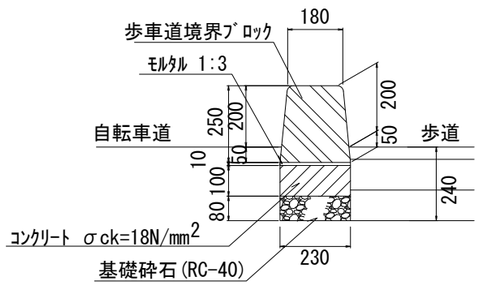

自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A) 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数 量	備　考
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180/230x250x600	m	1	両面

自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(A)-2 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数 量	備　考
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180/230x250x600	m	1	両面・水抜

※ 6mに一箇所

自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(B) S=1:10

出入口摺付部

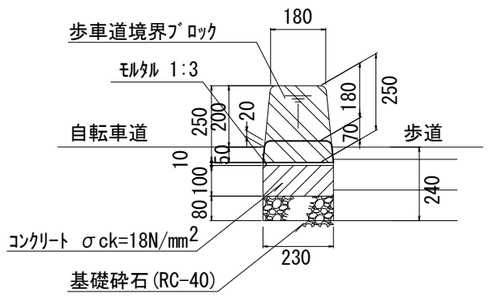

自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ(B) 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数 量	備　考
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	180-198/230x250-70x600	m	1	両面

自歩道境界ﾌﾞﾛｯｸ縦断図 S=1:10

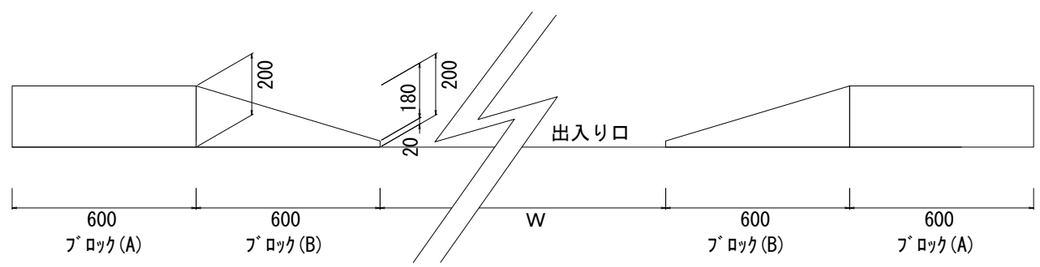

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	縁石工詳細図		
縮　尺	1:10	図面番号	44 の 28
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	中央コンサルタンツ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

防護柵詳細図

横断防止柵　S=1:20

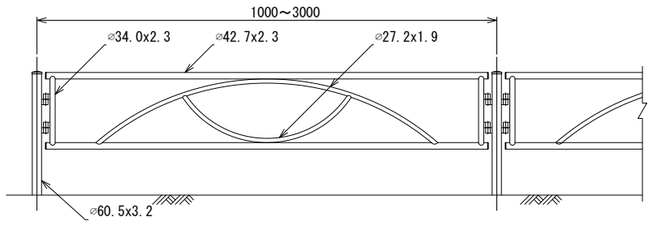

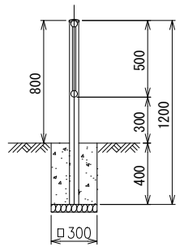

横断防止柵 数量表　　1m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
横断防止柵	H=0.8 ﾌﾞﾛｯｸ建込	m	1	ｸﾞﾚｰﾍﾞｰｼﾞｭ

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	防護柵詳細図		
縮　尺	1:20	図面番号	44 の 29
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

舗装構成図　S=1:10

切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ（仮復旧）
歩 道

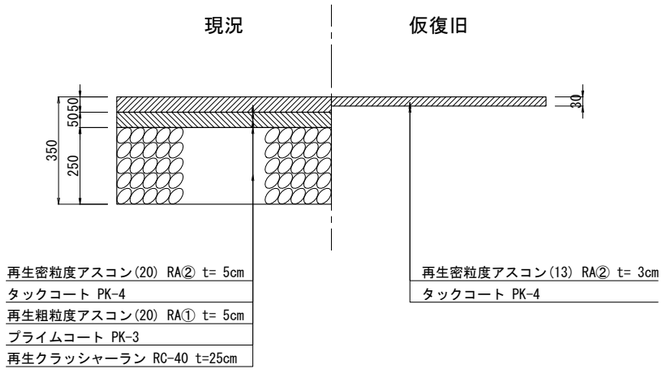

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(1)
歩 道

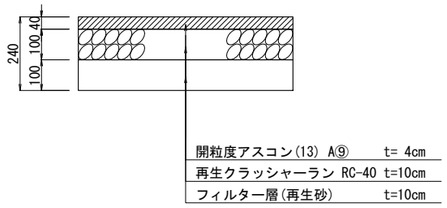

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(1)
自転車道

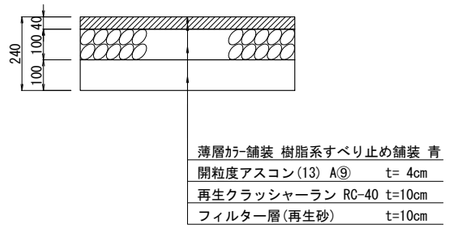

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(2)
乗入Ⅰ(W≦4)

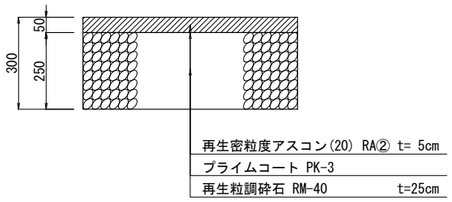

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(3)
乗入Ⅱ(4＜W≦8)

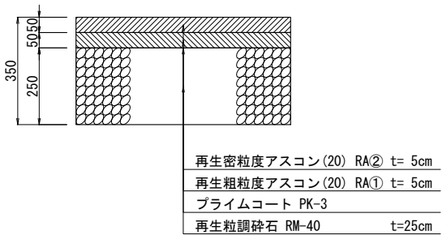

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(4)
乗入Ⅲ(8＜W)

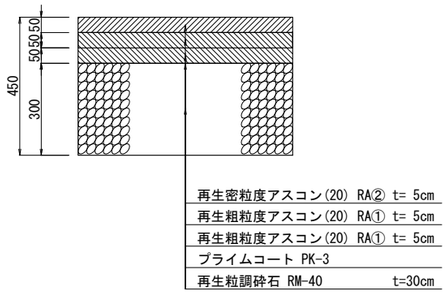

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	舗装構成図		
縮　　尺	1:10	図面番号	44 の 30
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

点字ﾌﾞﾛｯｸ詳細図(1) S=1:10

ﾌﾞﾛｯｸ舗装(点状ﾌﾞﾛｯｸ)(線状ﾌﾞﾛｯｸ(1))
(一般部)

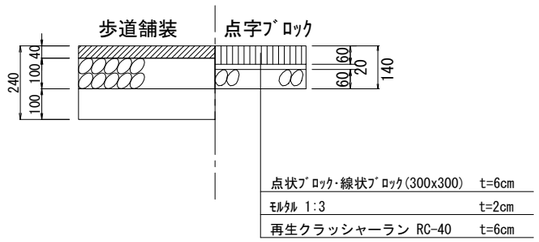

ﾌﾞﾛｯｸ舗装(線状ﾌﾞﾛｯｸ(2))
(乗入部 W≦4m)

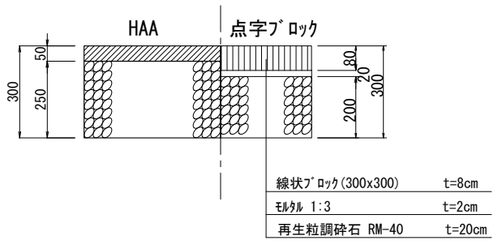

ﾌﾞﾛｯｸ舗装(線状ﾌﾞﾛｯｸ(3))
(乗入部 4m<W≦8m)

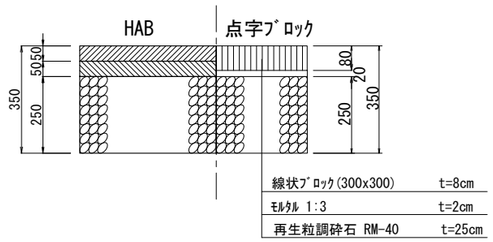

ﾌﾞﾛｯｸ舗装(線状ﾌﾞﾛｯｸ(4))
(乗入部 8m<W)

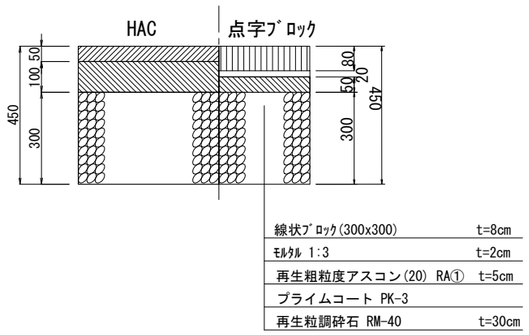

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	点字ﾌﾞﾛｯｸ詳細図(1)		
縮 尺	1:10	図面番号	44 の 31
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

点字ﾌﾞﾛｯｸ詳細図(2) S=1:3

点状ブロック

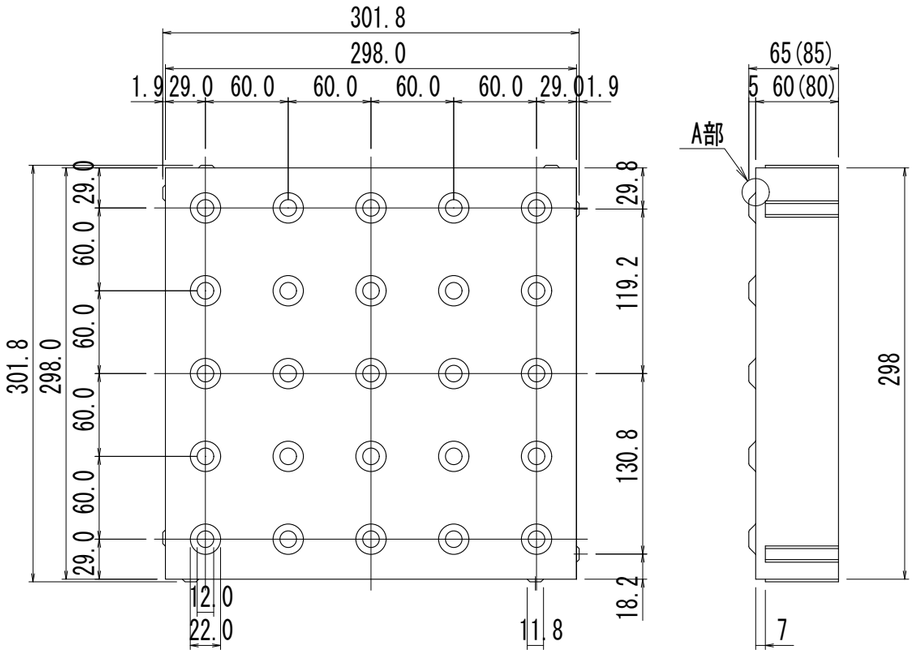

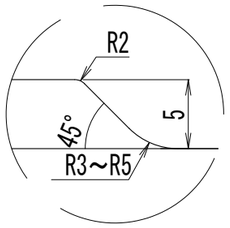

A部詳細図

線状ブロック

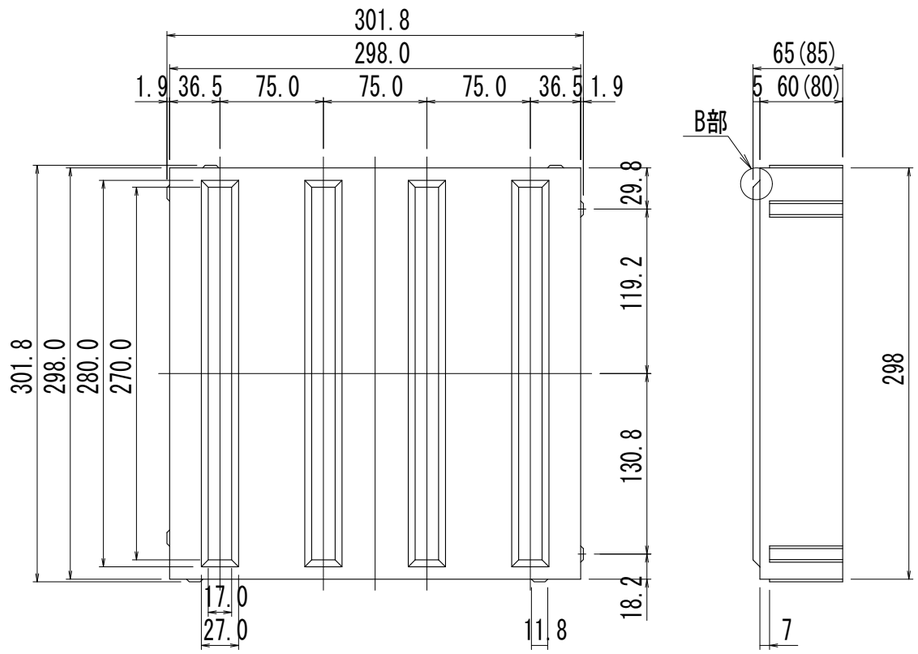

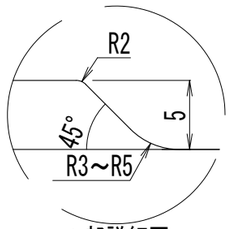

A部詳細図

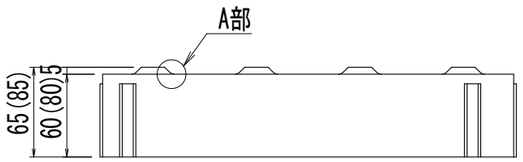

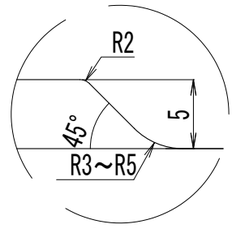

B部詳細図

注　記

1．材料は、十分な強度を有し、歩行性,耐久性,耐摩耗性に優れたものを用いる。
2．表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
3．表面の色彩は、原則として黄色とする。他色は、周辺色との明度,彩度の対比を考慮する。

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	点字ﾌﾞﾛｯｸ詳細図(2)		
縮尺	1:3	図面番号	44 の 32
年月日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

区 画 線 詳 細 図

実線 S=1:10

自転車道マーク S=1:5

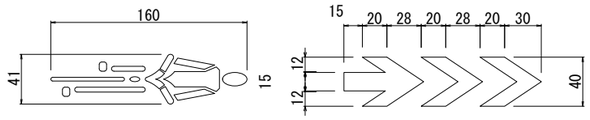

横断歩道 S=1:10

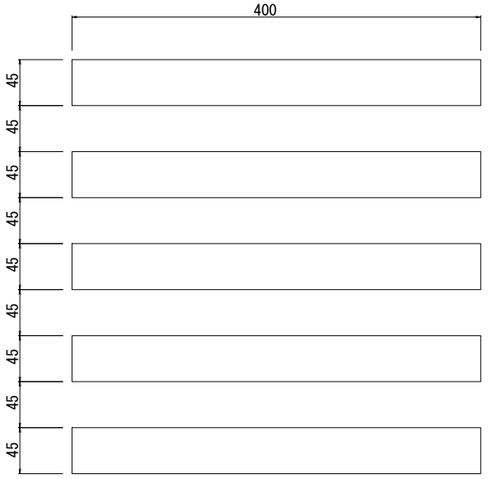

自転車マーク S=1:5

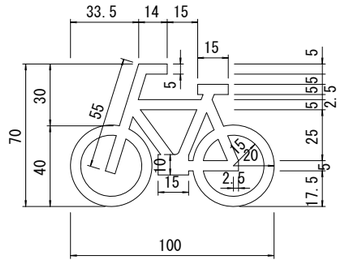

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	区 画 線 詳 細 図		
縮 尺	図示	図面番号	44 の 33
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

撤去工平面図(1)　S=1:500

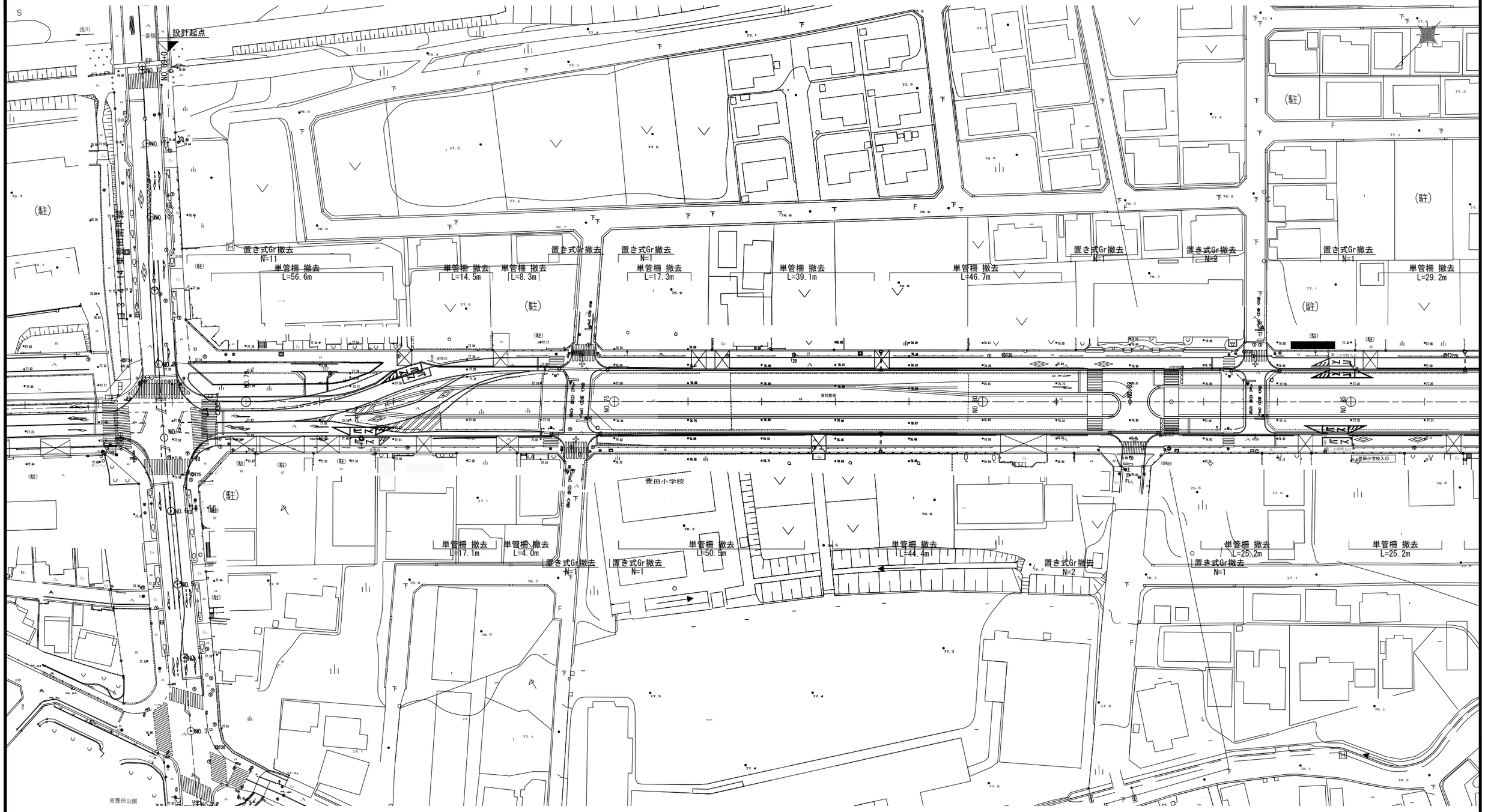

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	撤去工平面図(1)		
縮　　尺	1:500	図面番号	44 の 34
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

撤去工平面図(2)　S=1:500

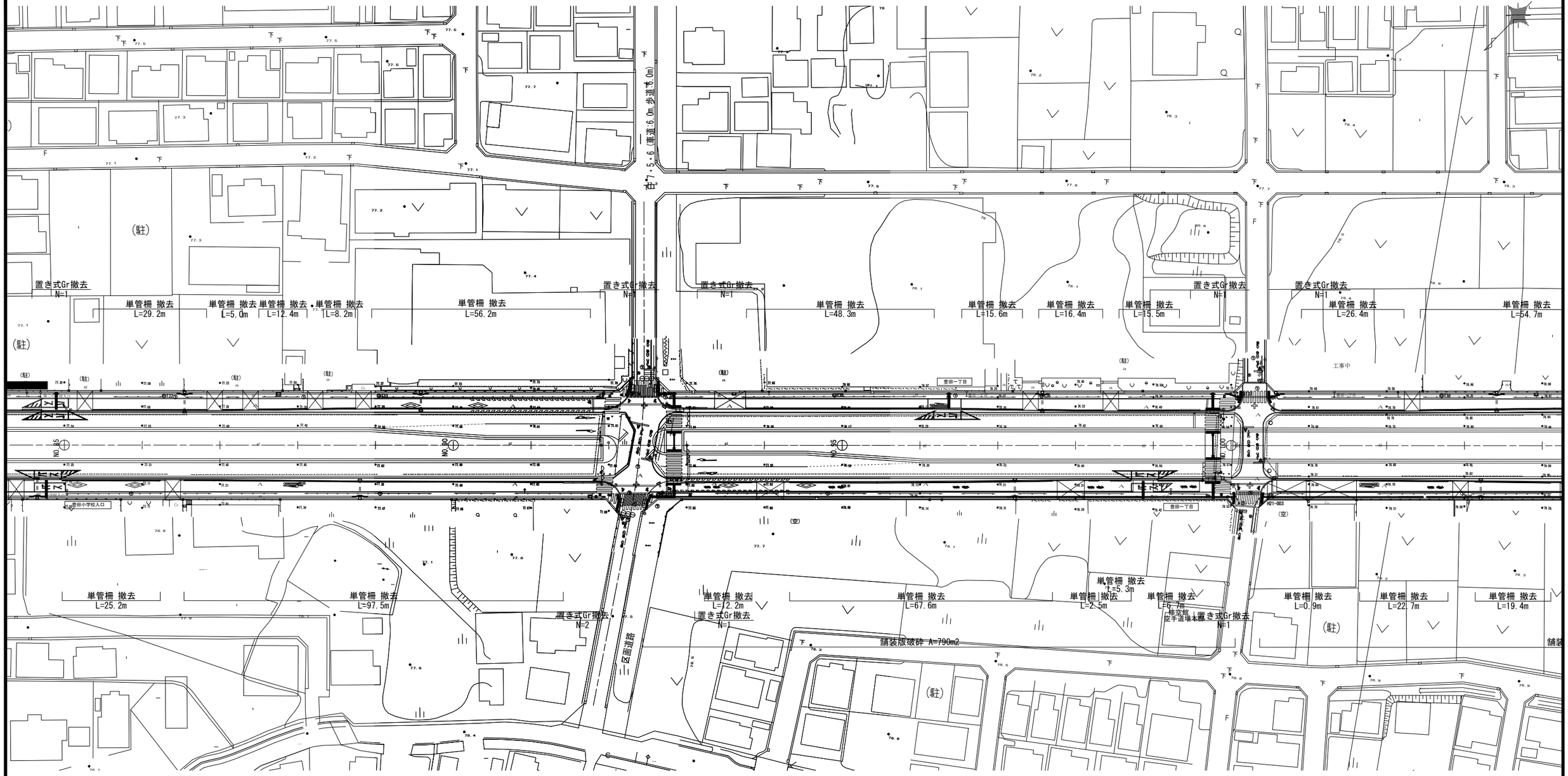

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	撤去工平面図(2)		
縮尺	1:500	図面番号	44 の 35
年月日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

撤去工平面図(3)　S=1:500

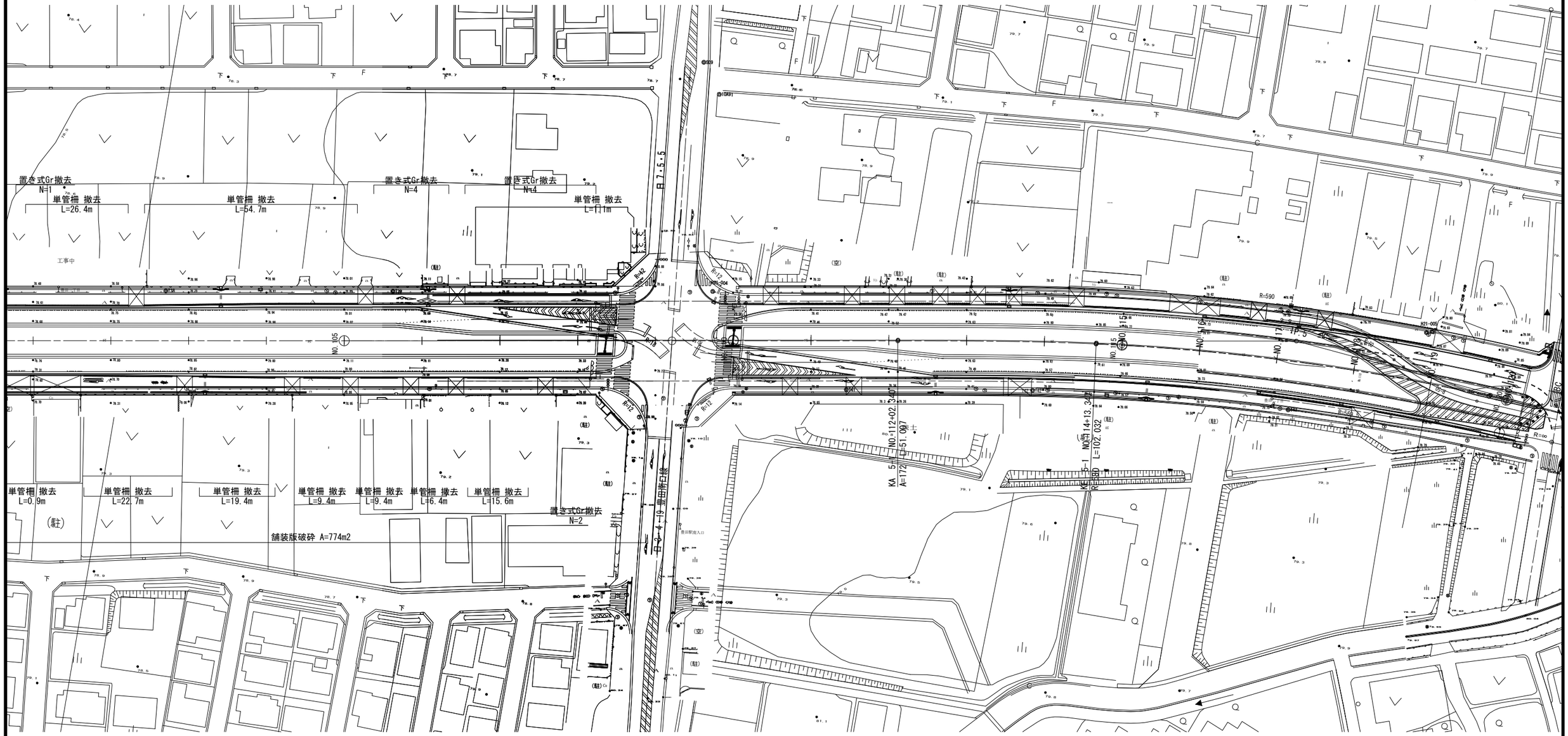

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	撤去工平面図(3)		
縮　　尺	1:500	図面番号	44 の 36
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

撤去工詳細図

舗装版破砕　S=1:10

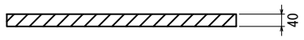

単管柵　詳細図　S=1:20

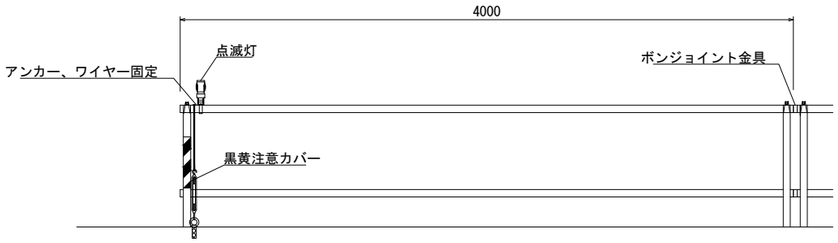

撤去構造図

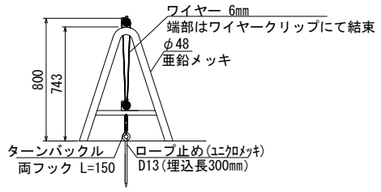

置き式Gr　詳細図　S=1:20

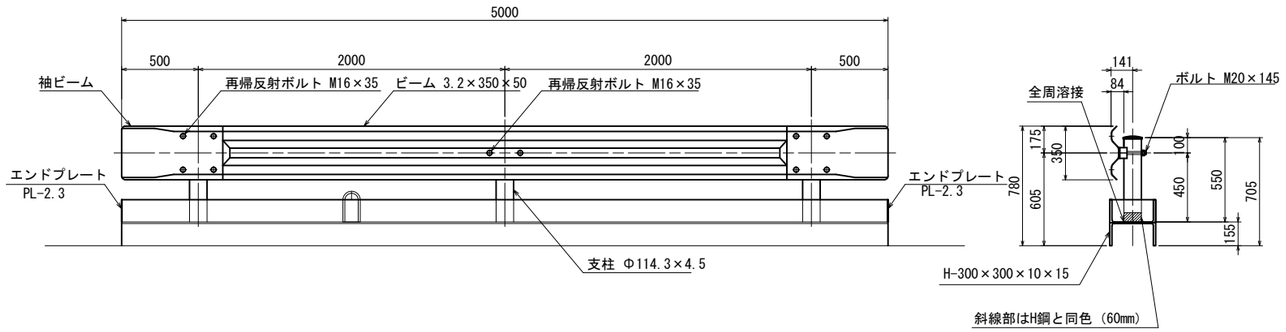

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	撤去工詳細図		
縮　　尺	図 示	図面番号	44 の 37
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	ジェーエステック 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

切回し道路詳細図

【日野バイパス（延伸）Ⅱ期（浅川渡河橋） P2・P3橋脚施工】

平面図 S=1:400

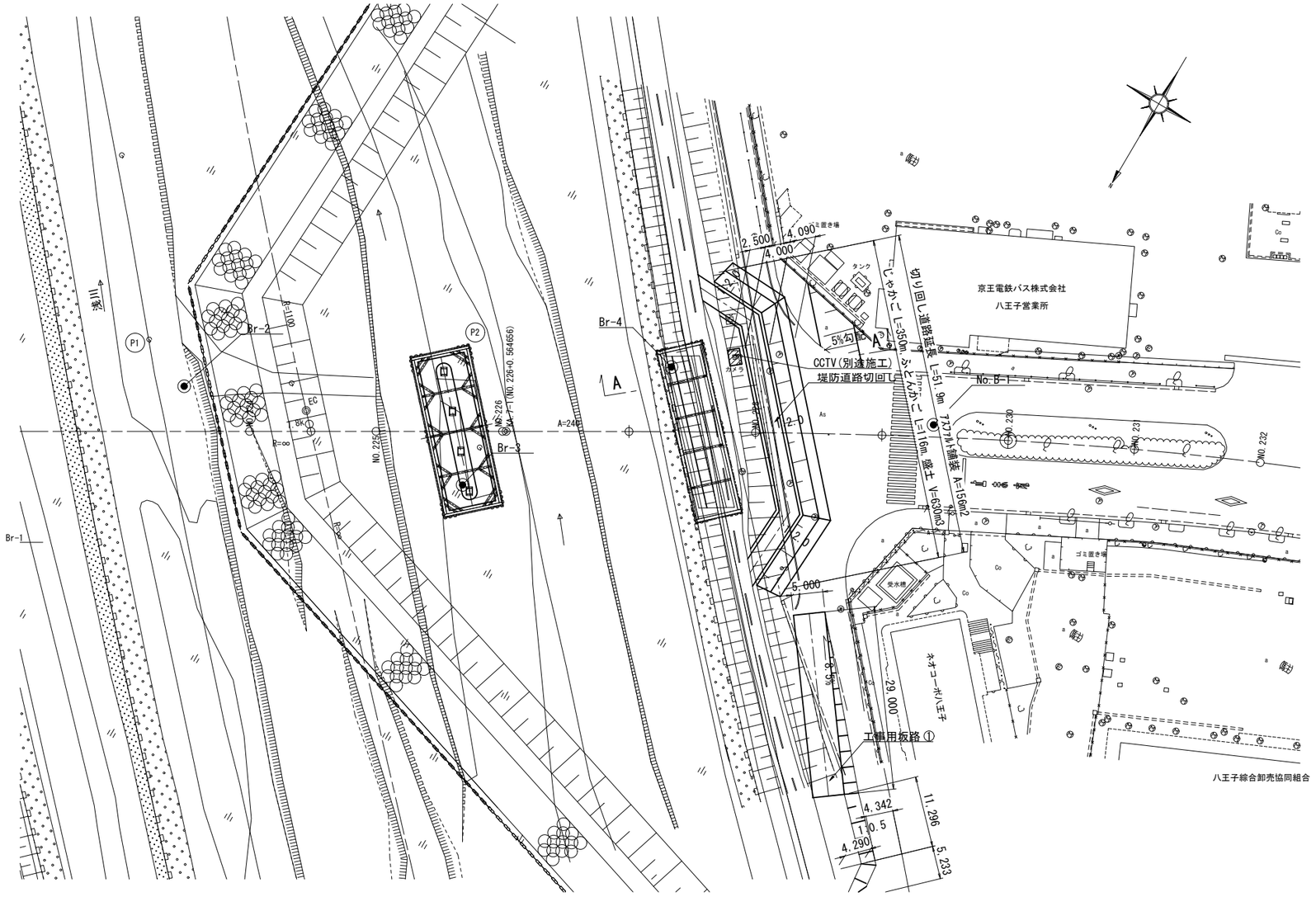

堤防道路切回し A-A断面図 S=1:100

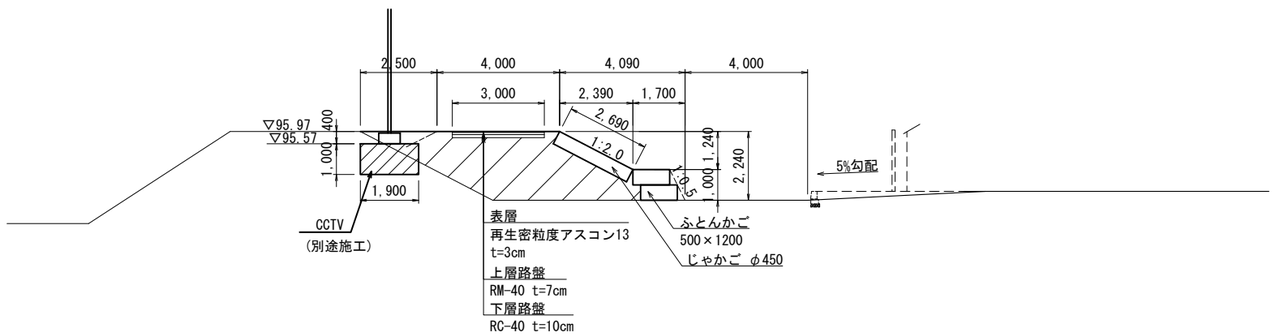

※小構造物について、支障がある場合には現地確認の上適宜修正
※施工時現地確認の上適宜修正
※レベルについては想定であるため現地確認の上適宜修正

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	切回し道路詳細図		
縮尺	図示	図面番号	44 の 38
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

工事用坂路詳細図

【日野バイパス(延伸)Ⅱ期(浅川渡河橋) P2・P3橋脚施工】

平面図 S=1:400

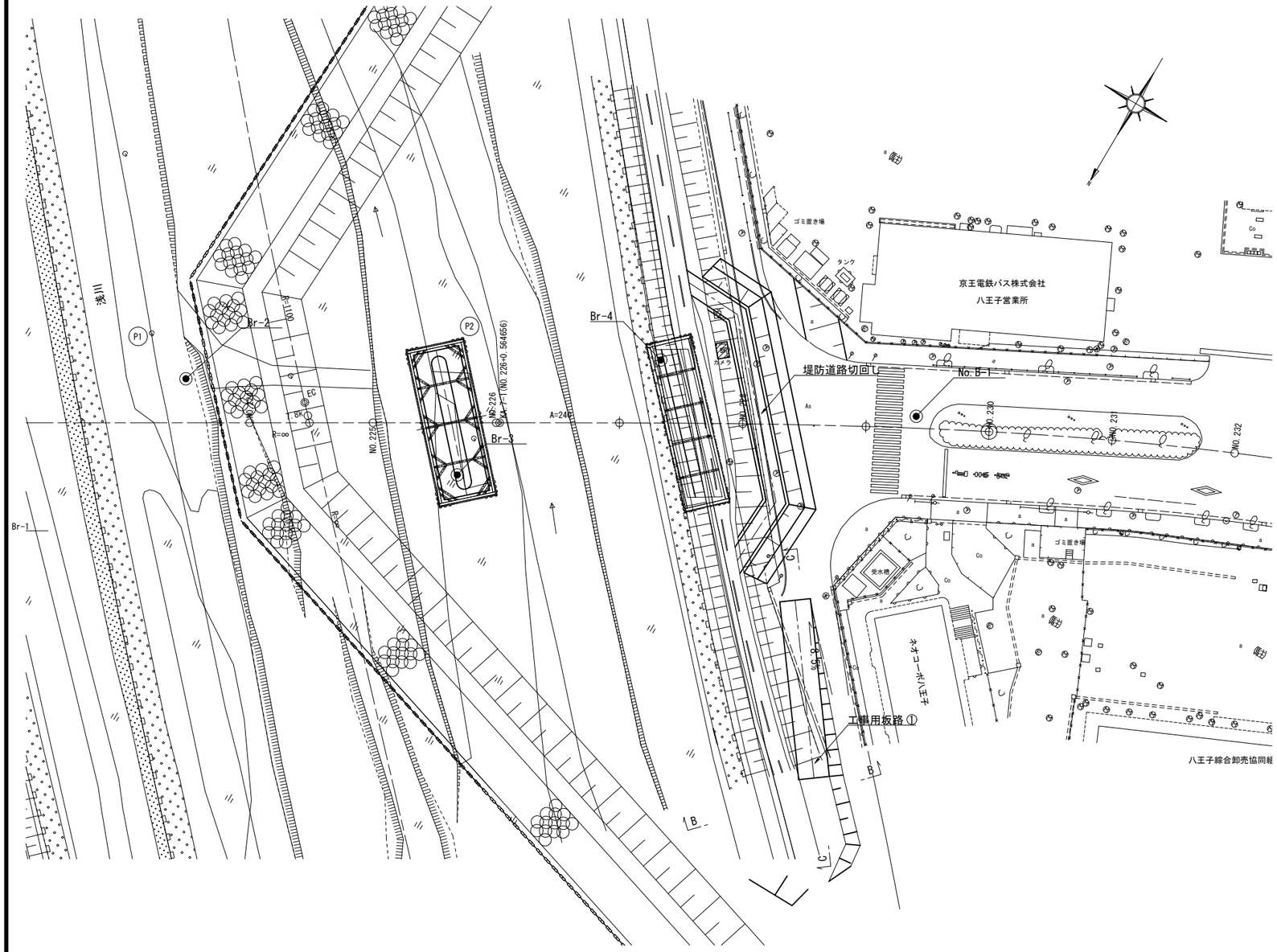

工事用坂路① B-B断面図 S=1:100

土のう

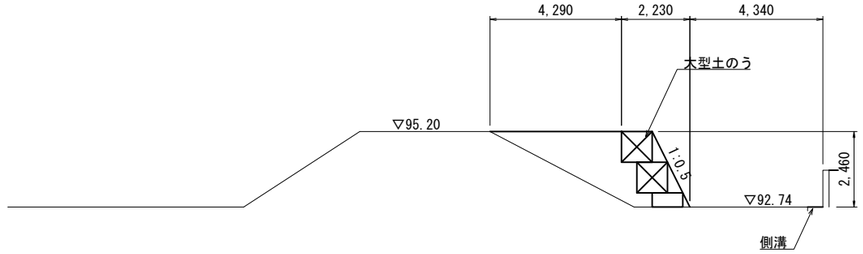

C-C縦断面図 S=1:100

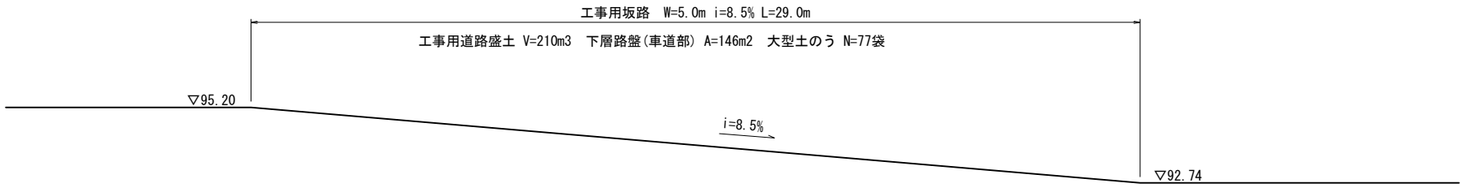

※施工時現地確認の上適宜修正
※レベルについては想定であるため現地確認の上適宜修正

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	工事用坂路詳細図		
縮尺	図示	図面番号	44 の 39
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

舗装詳細図

【日野バイパス(延伸)Ⅱ期(浅川渡河橋) P2・P3橋脚施工】

平面図　S=1:200

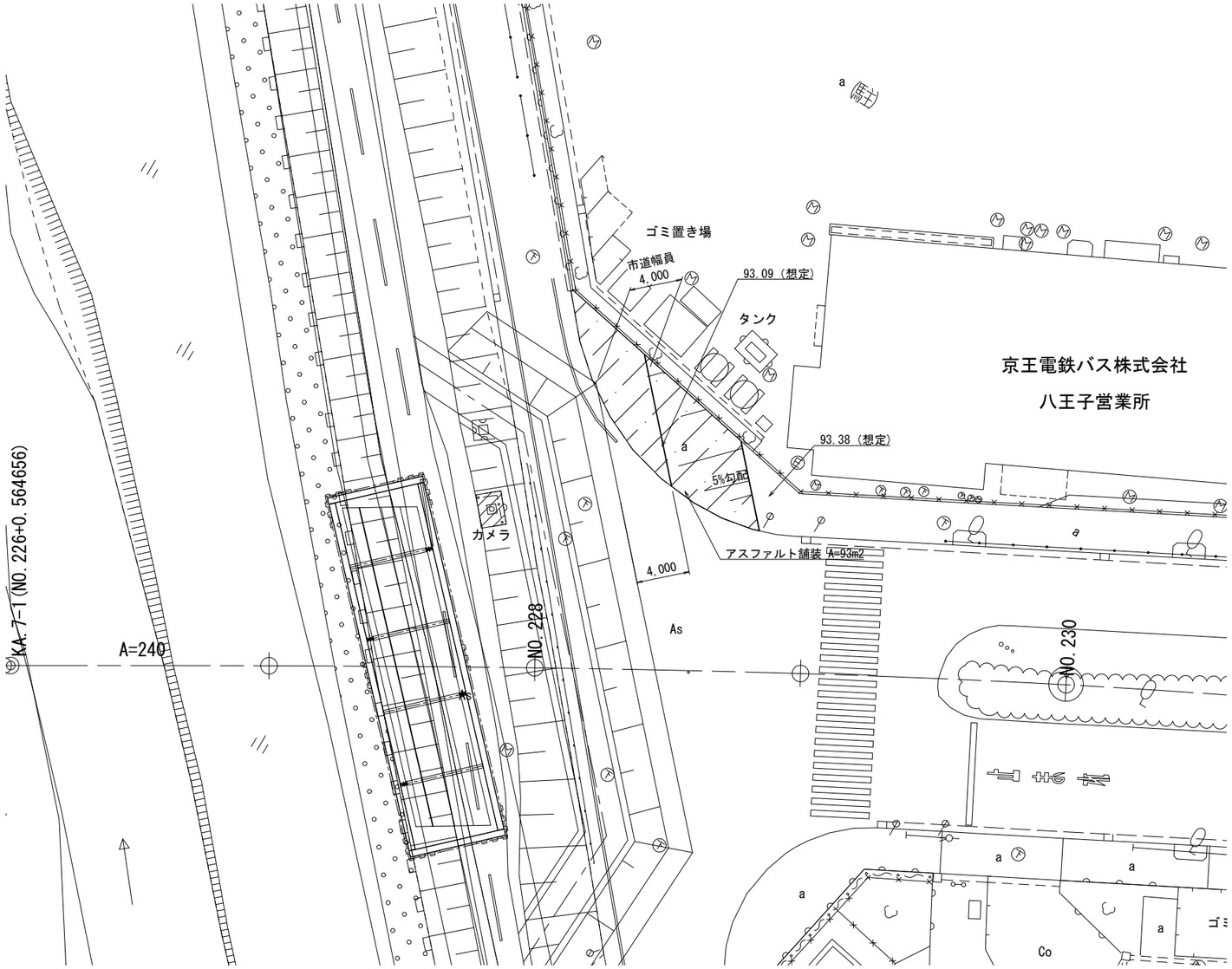

舗装構成　S=1:10

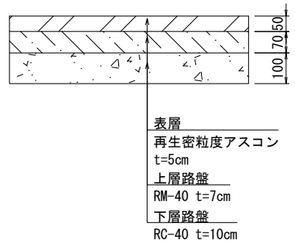

※小構造物について、支障がある場合には現地確認の上適宜修正
※施工時現地確認の上適宜修正
※レベルについては想定であるため現地確認の上適宜修正

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図面名	舗装詳細図		
縮尺	図示	図面番号	44 の 40
年月日	令和　８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

撤去工平面図 S=1:400

【日野バイパス(延伸)Ⅱ期(浅川渡河橋) P2・P3橋脚施工】

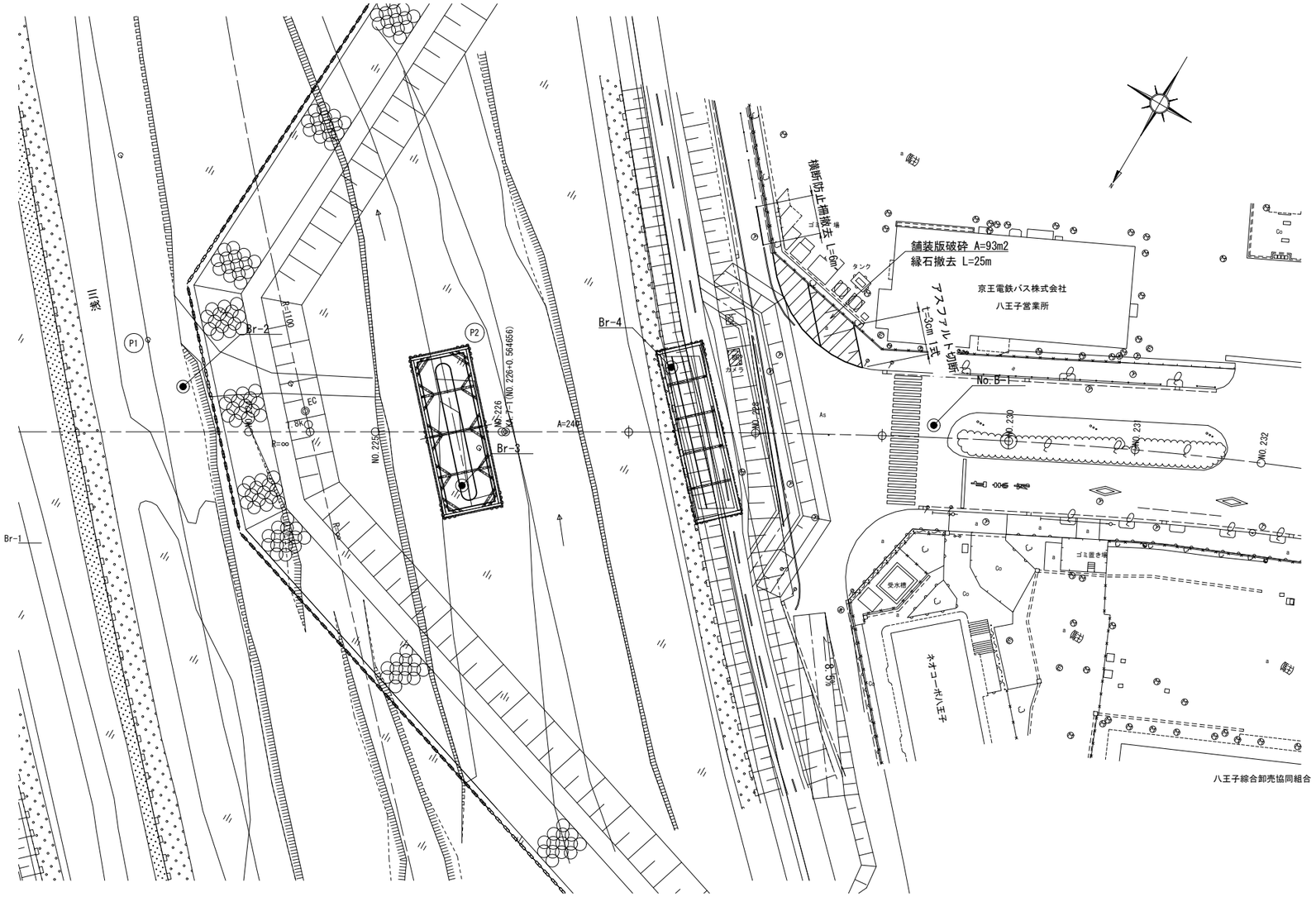

※小構造物について、支障がある場合には現地確認の上適宜修正
※施工時現地確認の上適宜修正
※レベルについては想定であるため現地確認の上適宜修正

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	撤去工平面図		
縮 尺	1:400	図面番号	44 の 41
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

撤去工詳細図

縁石撤去 S=1:10

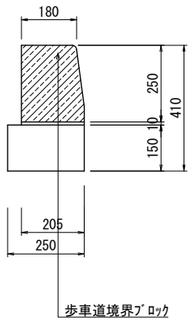

横断防止柵撤去 S=1:10

正 面 図

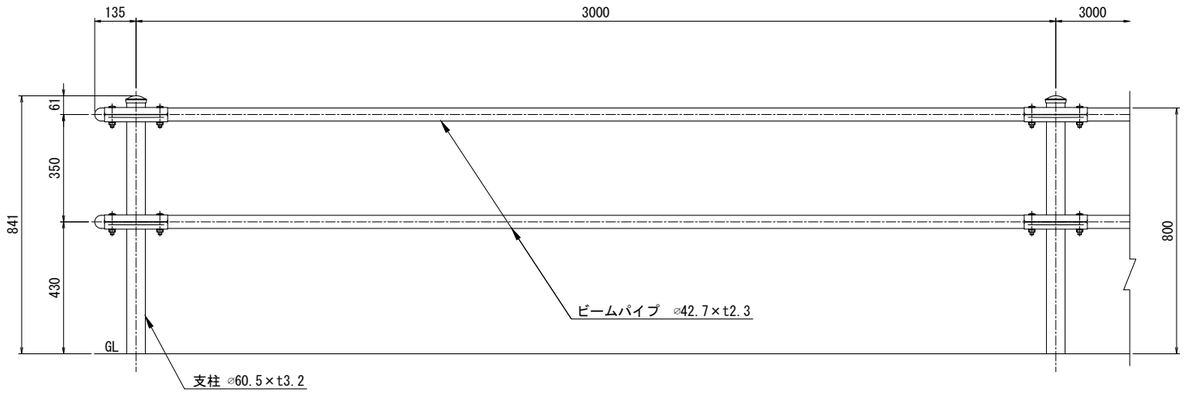

舗装版破砕 S=1:10

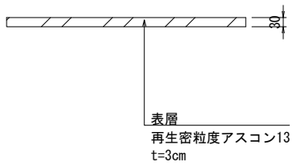

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	撤去工詳細図		
縮 尺	1:10	図面番号	44 の 42
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

数　量　総　括　表（1）

工事区分・工種・種別・細別	規　格	単位	数量	摘要
道路改良		式	1	
軽量盛土工		式	1	
軽量盛土工		式	1	
軽量盛土		m3	95	
ｺﾝｸﾘｰﾄ床版	24-12-25(20)(高炉) 15cm	m2	95	
壁面材	t=25mm	m2	70	
地覆	H200xB300	m	72	
目隠し板工		式	1	
目隠し板	t=60 1000x1872 支柱□100x100xt3.2 手すり2段付きｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ固定ﾀｲﾌﾟ	m	89	
舗装工		式	1	
掘削工		式	1	
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 5,000m3未満	m3	310	
透水性舗装工(歩道舗装1)		式	1	
ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100mm	m2	1,030	
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	1,030	
表層	開粒度ｱｽｺﾝ(13) 2.4m以上 舗装厚 40mm	m2	1,030	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(歩道舗装2)		式	1	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2	92	
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	92	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(歩道舗装3)		式	1	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2	50	
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	50	
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	50	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(歩道舗装4)		式	1	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	93	
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	93	
中間層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	93	
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	93	
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工(点状ﾌﾞﾛｯｸ)		式	1	
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60mm	m2	33	
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	m2	33	
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工(線状ﾌﾞﾛｯｸ(1))		式	1	
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 60mm	m2	106	
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×6cm	m2	106	
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工(線状ﾌﾞﾛｯｸ(2))		式	1	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 200mm	m2	7	
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2	7	
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工(線状ﾌﾞﾛｯｸ(3))		式	1	

工種・種別・細別	規　格	単位	数量	摘要
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2	5	
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2	5	
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工(線状ﾌﾞﾛｯｸ(4))		式	1	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	7	
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	7	
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	設置 30cm×30cm×8cm	m2	7	
薄層ｶﾗｰ舗装工		式	1	
薄層ｶﾗｰ舗装	青 樹脂系すべり止め舗装	m2	720	
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式	1	
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30mm	m2	5,400	
区画線工		式	1	
区画線工		式	1	
溶融式区画線(1)	溶融式手動 実線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	66	
溶融式区画線(2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	75	
自転車ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所	6	
自転車道ﾏｰｸ設置	ｼｰﾙ	箇所	8	
排水構造物工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し	土砂	式	1	
側溝工		式	1	
L型街渠(A)	両面 180/230x250x600	m	29	
L型街渠(B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m	7	
L型街渠(C)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	m	35	
L型街渠(D)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600 取付部	m	2	
L型街渠(E)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600 取付部	m	30	
管渠工		式	1	
管(函)渠型側溝(管渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m	14	
管(函)渠型側溝(函渠型側溝)	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m	12	
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	外圧管1種 φ600	m	16	
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	600x2500	m	74	
集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾏﾝﾎｰﾙ	2号ﾏﾝﾎｰﾙ ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 T-25	箇所	1	
縁石工		式	1	
縁石工		式	1	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(A)	両面 180/230x250x600	m	9	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(B)	平ﾌﾞﾛｯｸ 198/205x70x600	m	4	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(C)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m	1	

工種・種別・細別	規　格	単位	数量	摘要
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(A)	両面 180/230x250x600	m	187	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(A)-2	両面 180/230x250x600 水抜	m	20	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 縁石工(B)	両面 摺付 180-198/230x250-70x600	m	12	
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	A種(120×120×600)	m	320	
防護柵工		式	1	
防止柵工		式	1	
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ｸﾞﾚｰﾍﾞｰｼﾞｭ	m	860	
浅川渡河橋工(工事用道路)		式	1	
切回道路工		式	1	
掘削	土砂 小規模	m3	20	
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	630	
じゃかご	径45cm 割ぐり石 150～50mm	m	350	
ふとんかご	ｽﾛｰﾌﾟ式 高さ50cm×幅120cm 割ぐり石 150～50mm	m	116	
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	156	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70mm	m2	156	
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30mm 1.4m以上	m2	156	
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	93	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70mm	m2	93	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	93	
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	式	1	
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 3ｃｍ	m2	93	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	処分	m	25	
防護柵(横断防止柵)撤去		m	6	
工事用坂路工		式	1	
工事用道路盛土	4.0m以上	m3	210	
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	146	
大型土のう	耐候性3年	袋	77	
土砂運搬工		式	1	
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 南BP 残土置場	m3	660	
土砂等運搬(1)	土砂 現場内運搬 L=5.4km	m3	350	
土砂等運搬(2)	土砂 南BP残土置場～現場L=3.6km	m3	660	

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	数 量 総 括 表		
縮　　尺	―	図面番号	44 の 43
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	―		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

数　量　総　括　表 (2)

工事区分･工種･種別･細別	規　格	単位	数量	摘要
除草工		式	1	
道路除草工		式	1	
道路除草(複合)	L=17.5km	m2	10,000	
除草処分		m2	10,000	
応急処理工		式	1	
応急処理作業工		式	1	
応急作業		式	1	
巡視･巡回工		式	1	
通常巡回		式	1	
道路巡回	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ 0.5日/回	回	110	
構造物撤去工		式	1	
防護柵撤去工		式	1	
単管柵撤去		m	910	
置き式Gr撤去	H鋼基礎	基	40	
構造物取壊し工		式	1	
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 4cm	m2	1,560	
運搬処理工		式	1	
殻運搬(路面切削)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削) L=6.5km	m3	162	
殻運搬(1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻 L=6.5km	m3	65	
殻運搬(2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋) L=6.5km	m3	2	
殻処分(1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削)	m3	162	
殻処分(2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	65	
殻処分(3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	2	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員 A		式	1	
交通誘導警備員 B		式	1	

工 事 名	Ｒ７国道２０号日野ＢＰ改良舗装他工事		
図 面 名	数 量 総 括 表 (2)		
縮　　尺	―	図面番号	44 の 44
年 月 日	令和　８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	―		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		